

青森市地域防災計画

【地震・津波対策編】

青森市防災会議

目 次

第1章 災害応急対策計画	1
第1節 青森市災害対策本部	2
第2節 動員計画	11
第3節 津波警報等・地震情報等の収集及び伝達	18
第4節 情報収集及び被害等報告	33
第5節 通信連絡	41
第6節 災害広報・情報提供	47
第7節 避難	52
第8節 津波災害応急対策	68
第9節 防災活動拠点施設等の活用	71
第10節 災害救助法の適用	73
第11節 消 防	76
第12節 水 防	78
第13節 救 出	81
第14節 食料供給	85
第15節 給 水	91
第16節 応急住宅供給	95
第17節 遺体の捜索、処理、埋火葬	99
第18節 障害物除去	104
第19節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	108
第20節 医療、助産及び保健	112
第21節 被災動物対策	117
第22節 輸送対策	118
第23節 労務供給	122
第24節 防災ボランティア受入・支援対策	127
第25節 防 疫	130
第26節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	134
第27節 被災建築物等の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	138
第28節 金融機関対策	140
第29節 文教対策	141
第30節 警備対策	149
第31節 交通対策	150
第32節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	153
第33節 石油燃料供給対策	163

第 34 節	危険物施設等災害応急対策	164
第 35 節	海上排出油等及び海上火災応急対策	169
第 36 節	広域応援	175
第 37 節	自衛隊災害派遣要請	177
第 38 節	航空機運用	181
第 2 章	災害復旧対策計画	186
第 1 節	公共施設災害復旧	187
第 2 節	民生安定のための金融対策	190
第 3 節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	191
第 3 章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	195
第 1 節	総 則	196
第 2 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	197
第 3 節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	199
第 4 節	関係者との連携協力の確保に関する事項	206
第 5 節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合に とるべき防災対応に関する事項	208
第 6 節	防災訓練に関する事項	210
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	211

第 1 章 災害応急対策計画

地震、津波災害が発生した場合に、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、青森市は県との連携を密にするものとする。

特に、発災当初の 7 2 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 青森市災害対策本部

市の地域内に地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、災害対策本部等の防災組織を設置し、青森市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防対策及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

青森市防災組織の設置及び運営は、市長が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関する事。
	危機管理班	・災害対策本部及び現地災害対策本部の運営及び統轄に関する事。 ・防災会議に関する事。 ・関係官庁諸団体との連絡調整に関する事。 ・災害情報の総括に関する事。 ・各部及び各班との連絡調整に関する事。
	人 事 班	・職員の非常招集、配置及び勤務に関する事。（市民病院、機関及び企業局を除く。） ・応援職員の要請及び連絡調整に関する事。 ・危機管理班の応援に関する事。
	管 財 班	・本庁舎、柳川庁舎及び駅前庁舎のライフライン確保に関する事。 ・車両の確保及び配車に関する事。 ・臨時事務所の設置及び管理に関する事。 ・通信施設、設備の利用及び確保に関する事。
	情報管理班	・ネットワーク、行政情報端末の利用及び確保に関する事。 ・電算システムの利用及び確保に関する事。
企画部	支 援 班	・広報広聴班の応援に関する事。
	秘 書 班	・本部長及び副本部長（副市長）の秘書に関する事。
	広報広聴班	・災害の取材（写真記録を含む。）に関する事。 ・災害の広報に関する事。 ・広聴活動に関する事。

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

浪岡振興部	地域振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理班、市民病院部浪岡病院総務班及び教育部浪岡教育班との連絡調整に関する事。 ・浪岡振興部の統括に関する事。 ・浪岡庁舎のライフライン確保に関する事。 ・浪岡地域における災害の取材（写真記録を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関する事。 ・浪岡地域における通信施設、設備の利用及び確保に関する事。 ・浪岡地域におけるネットワーク・行政情報端末の利用及び確保に関する事。
消 防 部	予 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防等の広報に関する事。 ・写真等記録に関する事。
	通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・通信施設の保守に関する事。 ・通信の運用及び無線の統制に関する事。 ・消防隊の出動指令に関する事。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関する事。
各 部	各 班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災組織の設置、廃止に関する事。 ・防災組織設置時等の所属職員への伝達に関する事。 ・職員の服務に関する事。 ・現地災害対策本部の設置に関する事。

第2. 防災組織の編成及び業務等

1. 災害対策本部

市長は、災害対策本部の組織、運営等を次により行う。

【災害対策本部組織機構図】



※本部員には、上記以外の部長級職員を含む

(1) 組織・運営

ア. 本部長・副本部長・本部員等

- (ア) 本部長は市長とし、災害対策本部の事務を総括する。
- (イ) 副本部長は、危機管理監、副市長及び総務部長とし、本部長を補佐する。
- (ウ) 職務を代理する副本部長の順序は、本部長が不在のときは危機管理監が、本部長及び危機管理監がともに不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。
- (エ) 本部員は、関係部長及び部長級の職員とし、所管する部の事務を総括する。
- (オ) 本部長の事務を分掌させるため、本部員を部長とする部及び班を置き、事務を処理する。

○ 青森市災害対策本部「部・班」別業務分担 (資料 41)

イ. 本部員会議

(ア) 構成等

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成し、本部長が必要とした都度開催する。

(イ) 所掌事務

a 報告事項

- ・災害情報に関すること。
- ・各部の措置事項に関すること。

b 協議事項

- ・応急対策の基本方針に関すること。
- ・動員配備体制に関すること。
- ・各部局間の調整事項の指示に関すること。
- ・自衛隊災害派遣に関すること。
- ・現地災害対策本部に関すること。
- ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・災害救助法適用申請に関すること。
- ・他市町村等への応援要請に関すること。
- ・その他

ウ. 災害対策本部事務局

(ア) 構成

災害対策本部事務局は、次により構成する。

事務局長	総務部次長
総括課長	危機管理課長
構成課長	総務課長、人事課長、広報広聴課長、管財課長
事務局員	危機管理課職員、総務課職員、人事課職員、管財課、契約課、情報管理課、広報広聴課職員

(イ) 所掌事務

- a 本部員会議の運営に関すること。

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

b 本部長の指示事項の伝達及び実施に関すること。

c その他災害対策本部の事務の整理に関すること。

エ. 現地災害対策本部

特定の地域等において、災害応急対策を総合的に実施する必要がある場合は、現地災害対策本部を設置するものとする。

なお、現地災害対策本部の設置・廃止基準、組織・編成等については、後記4「現地災害対策本部」のとおりとする。

オ. 本部連絡員

(ア) 災害対策本部と各部の連絡及び各部相互の連絡調整を円滑に進めるため、各部に本部連絡員を置く。

(イ) 各本部員は、所属職員のうちから本部連絡員を指名し、総務部危機管理班に報告させるものとする。

(ウ) 本部連絡員は、本部が設置されている間は、交代で勤務し、副本部長（危機管理監）の指示がなければ退庁できないものとする。

(エ) 副本部長（危機管理監）は、必要があると認めるときは、本部連絡員を召集する。

(2) 設置、廃止及び通知・公表

ア. 設置基準

第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中非常配備態勢2号の項に定めるとおり

イ. 廃止基準

災害発生のおそれがなくなったと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

ウ. 設置及び廃止時の通知、公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を設置施設の正面玄関及び災害対策本部設置室入口に掲示するものとする。

また、災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準じて行うものとする。

【通知及び公表の区分】

通知及び公表先	伝達方法	担当班	備考
各 部	庁内放送、電話、庁内メッセージ、電子メール、使走	危機管理班	各部への伝達は、配備体制を含めて行う。 危機管理課 017-734-5059
本 部 員	口頭、電話、庁内メッセージ、電子メール	各部連絡調整担当班	
各 班 所 属 職 員	口頭、電話、庁内メッセージ、電子メール	各 班 長	

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

防災会議委員	電話、ファックス、電子メール	危機管理班	【資料4】 防災会議委員名簿による。
知事	青森県防災情報ネットワーク、電話、青森県防災行政用無線	危機管理班	防災危機管理課 017-734-9089
警察	電話	危機管理班	青森警察署 警備課 017-723-0110 青森南警察署警備課 0172-62-4021
消防	電話、青森県防災行政用無線、使送	危機管理班	警防課 017-775-0854
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	電話、ファックス、電子メール	危機管理班	【資料2】 防災関係機関一覧による。
報道関係等	電話、ファックス	広報広聴班 支援班	【資料2】 防災関係機関一覧による。
市民	広報車、同報系防災行政無線、報道機関、ホームページ等	広報広聴班 支援班 地域振興班 予防班	

(3) 職員の服務

本部の設置に伴い配備された職員は、次の事項を順守しなければならない。

- ア. 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- イ. 不急の行事、会議、出張等については、中止若しくは延期すること。
- ウ. 正規の勤務時間が終了しても、所属班長の指示があるまで退庁しないこと。
- エ. 勤務場所を離れる場合においても常に所在を明らかにし、進んで所属班長と連絡をとること。
- オ. 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、又は本部の活動に支障をきたすことのないよう厳に注意すること。

(4) 設置場所

防災組織は、青森市本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用できない場合は、次の代替施設に設置するものとする。

	代替施設名称	設置室	所在地	電話番号
1	青森市役所 駅前庁舎	研修室 (5階)	青森市新町一丁目3-7	017-734-1111
2	青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会議室 (4階)	青森市長島二丁目1-1	017-775-0852
3	青森市福祉増進センター	大会議室	青森市本町四丁目1-3	017-723-1340
4	青森市総合体育館	控室A	青森市大字浦町字橋本335-17	017-762-7105
5	青森刑務所	鍛錬場	青森市大字荒川字藤戸88	017-739-2101

2. 防災関係機関等との連携

(1) 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後 72 時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMAT、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

(2) 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員（リエゾン）の派遣

市災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、NTT 東日本株式会社、日本赤十字社、東北電力ネットワーク株式会社などのライフライン事業者等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員（リエゾン）の派遣を求めることができる。また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員（リエゾン）は、必要に応じて、市災害対策本部会議に参画するものとする。

(3) 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第 44 条の 2 に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

(4) 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合等において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

3. 警戒対策本部

(1) 警戒対策本部長は、市長とし、警戒対策本部の事務を総括する。

(2) 警戒対策副本部長は、危機管理監、副市長、総務部長とし、警戒対策本部長を補佐するとともに、本部長不在のときはその職務を代理する。

(3) 職務を代理する順序は、本部長が不在のときは危機管理監が、本部長及び危機管理監がともに不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。

(4) 警戒対策本部員は、関係部長及び部長級の職員とし、所管する事務を総括する。

(5) 警戒対策本部の事務及び分掌、警戒対策本部員会議、警戒対策本部事務局については、災害対策本部に準じて行うものとする。

(6) 設置、廃止及び通知・公表

ア. 設置基準

第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中非常配備態勢1号の項に定めるとおり

イ. 廃止基準

災害発生のおそれがなくなったと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

ウ. 設置及び廃止時の通知、公表

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

警戒対策本部を設置したときは、必要に応じ通知および公表をする。

警戒対策本部を廃止したときは、設置の場合に準じて行うものとする。

4. 災害情報連絡室

- (1) 災害情報連絡室長は、危機管理監とし、災害情報連絡室の事務を総括する。
- (2) 災害情報連絡副室長は、危機管理課長とし、災害情報連絡室長を補佐するとともに、室長不在のときはその職務を代理する。
- (3) 災害情報連絡室員は、災害情報連絡室長が指示した課の災害対策要員とする。
- (4) 災害情報連絡室の勤務体制は、各課の執務室を基本とし、災害情報等の収集・共有、応急対策を実施する。
- (5) 設置、廃止

ア. 設置基準

第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中警戒配備態勢の項に定めるとおり

イ. 廃止基準

災害発生のおそれがなくなったと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

5. 現地災害対策本部

(1) 設置・廃止基準

現地災害対策本部は、次のような特定の地域等において、災害応急対策を総合的に実施する必要があると本部長（市長）が判断したときに設置する。

また、当該地域における災害応急対策が完了したときに廃止する。

ア. 災害により孤立し、又は情報収集・伝達が困難となった地域

イ. 局地的な災害が発生し、又は他の地域に比して特に甚大な被害が発生した地域

ウ. 土砂災害等の災害により、迅速な避難対策を実施する必要がある地域

(2) 組織・編成

現地災害対策本部の組織・編成は、次のとおりとする。

現 地 災 害 対 策 本 部 長	災害対策本部の副本部長又は本部員の中から本部長（市長）が指名する者をもって充てるものとし、災害応急対策の指揮、総括及び関係機関との連絡調整に当たる。
現 地 災 害 対 策 本 部 副 本 部 長	現地災害対策本部長が指名する複数の者をもって充てるものとし、現地災害対策本部長を補佐する。
現 地 災 害 対 策 本 部 要 員	各部から派遣される職員をもって充てるものとし、要員の数は現地災害対策本部長が災害の規模、態様等に応じて指示するものとする。

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、被災地に最も近い防災活動拠点施設等公的施設に設置するもの

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

とする。ただし、災害応急対策を実施するうえで、他に適当な場所が確保できるときは、現地災害対策本部長の判断により適宜設置するものとし、その旨災害対策本部長（市長）に報告するものとする。

(資料)

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ○ 防災関係機関一覧 | (資料・様式編／資料2) |
| ○ 青森市防災会議委員名簿 | (資料・様式編／資料4) |
| ○ 青森市災害対策本部条例 | (資料・様式編／資料5) |
| ○ 青森市災害対策本部「部・班」別業務分担 | (資料・様式編／資料42) |

第2節 動員計画

市の地域内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、市は、災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

市職員の動員、緊急初動対応等の災害応急体制の整備、運用は本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危 機 管 理 班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び現地災害対策本部等の運営並びに統括に関すること。 ・被害状況の把握及び報告の統括に関すること。
	人 事 班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・危機管理班の応援に関すること。
各 部	各 班	<ul style="list-style-type: none"> ・自主配備に関すること。 ・職員の動員に関すること。 ・災害応急対策実施要領の作成に関すること。 ・緊急初動対応に関すること。

第2. 配備態勢及び市職員の動員計画

市の地域内において地震・津波による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、市は、災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の市職員の配備態勢を整え、動員するものとする。

1. 配備態勢

(1) 配備態勢の指示

本部長（市長）は、災害の規模、態様等に応じ、準備態勢、警戒配備態勢または非常配備態勢（1号～2号）を指示する。

(2) 配備態勢及び配備基準

態勢	準備態勢	警戒配備態勢	非常配備態勢	
			1号	2号
概要	予想される事態に対処するための準備態勢	災害対策本部を設置するに至らないが、準備態勢を強化するとともに予想される災害に直ちに対処できる態勢	全庁をあげて対処する態勢	
配備基準	風水害 <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの注意報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの警報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮注意報（警報に切り替える可能性の高い場合） ⑤大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥暴風雪警報 ・指定河川洪水予報の予報区域で避難判断水位に到達した場合 ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くことが予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で氾濫危険水位に到達した場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の特別警報が発表された場合
	地震津波 <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4の地震が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱の地震が発生した場合 ・陸奥湾に津波注意報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5強の地震が発生した場合 ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合
	火山	<ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山に噴火警戒レベル2が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山に噴火警戒レベル3が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・八甲田山又は十和田に噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合
設置組織	—	災害情報連絡室	警戒対策本部	災害対策本部
配備決定者	危機管理課長	危機管理監	市長	
態勢責任者	危機管理課長	室長（危機管理監）	本部長（市長）	

(3) 配備要員・実施内容

配備区分	配備要員	実施内容	
準備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・その他災害情報の発表内容により、特に指名する課の災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危機管理課は、災害情報を収集し、関係各課に伝達する。 2. 関係各課は、災害情報に注意し、それぞれの準備態勢を整える。 	
警戒配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・施設所管課の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・その他災害情報の発表内容により、特に指名する課の災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危機管理課は、災害情報及び関係機関等からの情報を待機している関係各課に伝達する。 2. 関係各課は、被害状況等の情報収集に努め、危機管理課に報告するとともに、必要な応急措置を行う。 	
非常配備態勢	1号	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒対策本部事務局（危機管理課、総務課、人事課、管財課、契約課、情報管理課、広報広聴課） ・避難所担当課（福祉政策課、国保医療年金課、市民協働推進課、健康福祉課） ・施設所管課の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・各部等筆頭課の災害対策要員（所属長が指定する職員） ・その他災害情報の内容等により、特に指名する課の災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警戒対策本部事務局は、各種情報の収集・伝達、災害応急対策に係る関係機関との協議・調整及び警戒対策本部の運営事務等を実施する。 2. 避難所担当課は、必要に応じて避難所の開設・運営事務を実施する。 3. 施設所管課及び各部等筆頭課は、被害状況等の情報収集に努め、警戒対策本部事務局に報告するとともに、災害対策本部の分担事務に準じて災害応急対策を実施する。
	2号	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局（危機管理課、総務課、人事課、管財課、契約課、情報管理課、広報広聴課） ・避難所担当課（福祉政策課、国保医療年金課、市民協働推進課、健康福祉課） ・施設所管課の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・各部等筆頭課の災害対策要員（所属長が指定する職員） ・上記以外の各課等の長及び各課等の災害対策要員（所属長が指名する職員） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部事務局は、各種情報の収集・伝達、災害応急対策に係る関係機関との協議・調整及び災害対策本部の運営事務等を実施する。 2. 避難所担当課は、避難所の開設・運営事務を実施する。 3. 施設所管課、各部等筆頭課及び各課等は、被害状況等の情報収集に努め、災害対策本部事務局に報告するとともに、災害対策本部の分担事務に基づき災害応急対策を実施する。

(4) 自主配備

各部長は、災害の規模、態様等に応じて、職員の増強が必要であると判断したときは、市長の指示に加え、自主的に高次の配備態勢を指示するものとする。

(5) 配備態勢の解除

市長は、災害発生後において応急対策の措置が完了したとき、又は災害の発生するおそれなくなったときに、配備態勢を解除する。

2. 職員の動員

本部長（市長）の配備態勢の指示に基づく、市職員の動員は次によるものとする。

(1) 動員の方法

ア. 勤務時間内

各配備要員は、所属長の指示により、又は上記1.(2)「配備態勢及び配備基準」に該当する事態の発生を知ったときは所属長に報告をしたのち、直ちに所定の配備につき、必要な措置を講じるものとする。

イ. 勤務時間外（自動参集）

各配備要員は、上記1.(2)「配備態勢及び配備基準」に該当する事態の発生を知ったときは、市長（又は所属長）から配備態勢の指示があったものとして、直ちに指定場所に参集し、必要な措置を講じるものとする。

(2) 配備報告

各配備要員は、職員安否・参集確認メールにより、自身や家族の安否及び参集の可否について報告するものとする。

なお、勤務時間外に配備が必要となった場合の配備報告については、以下のとおりとする。

ア. 警戒配備態勢の配備対象課は、職員の配備（参集）状況について、危機管理課に報告するものとする。

イ. 非常配備態勢1号及び2号の配備対象課は、職員の配備（参集）状況について、人事課に報告するものとする。

(3) 要員の確保

ア. 各部、各機関の長は、応急対策に必要な職員が不足しているときは、職員の配置調整を行い、応急対策の実施体制を確保するものとする。

イ. 各部、各機関の長は、配置調整を行ってもなお職員が不足し、活動に支障があると判断したときは、人事課長に応援職員の配置を求めよう筆頭課長へ指示する。

ウ. 人事課長は、各部、各機関から応援職員の配置要請があったときは、全庁的な職員の配置調整を行い、また、支援が可能な部、機関の職員の動員等により要員を確保し、各部、各機関に配置するものとする。

(4) 職員参集時の留意事項（勤務時間外の場合）

ア. 服装

参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。

イ. 手段

参集時は、車の使用は避け、原則として徒歩、自転車、オートバイ等により参集するものとする。

ウ. 参集途上の措置

(ア) 被害状況の把握

職員は参集途上において、可能な限り被害状況等の情報収集を行い、参集後、参集場所の責任者に知り得た情報を報告するものとする。

(イ) 緊急措置

職員は参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防機関または警察機関へ通報するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

エ. 状況報告

(ア) 災害の状況により参集（勤務）場所へ登庁が不可能な場合は、次により対応する。

- a 最寄りの開設している指定避難所に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
- b 当該職員は、所属長に速やかにその旨を報告する。
- c 各指定避難所等の責任者は、応急対策の実施状況等を踏まえ、当該職員が参集場所への復帰が可能と判断した場合は、その旨を指示するものとする。

(イ) ケガ、病気その他やむを得ない状態により、いずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属長へ報告する。

3. 災害応急対策実施要領（災害時対応マニュアル）の作成

各部・各機関の長は、災害の発生に備え、災害応急対策実施時における事務及び所属職員の居住地等を勘案し、所属職員の役割分担及び参集場所等の詳細を定めた、災害応急対策実施要領（災害時対応マニュアル）を予め作成し、総務部長に報告するものとする。

(1) 実施要領に定める事項

ア. 災害応急対策実施時の組織及び任務

イ. 職員の配備・動員計画

(ア) 配備基準毎の災害対策要員

(イ) 配備要員の参集場所

(ウ) 連絡方法

ウ. 分掌事務の実施計画及び職員の役割分担

エ. その他災害応急対策に必要な事項

(2) 報告

実施要領は、適宜見直しを行い、必要な修正を加え、修正を行ったときは総務部長に報告するものとする。

4. 業務継続性の確保

(1) 方針

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施内容

市は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等

第1章 災害応急対策計画

第2節 動員計画

を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

5. 複合災害対策

(1) 方針

地震・津波、風水害等、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

(2) 実施責任者

県、市、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

(3) 実施内容

ア 市は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。

イ 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第3. 緊急初動対応

危機管理監は、夜間、休日等の勤務時間外において、市の地域内に震度6弱以上の地震が発生したとき、またはその他の大規模な災害が発生したときには、災害対策本部の活動態勢が整うまでの災害対策の空白期間を解消するため、次により緊急初動態勢を確立するものとする。

1. 緊急初動活動職員の配置

危機管理監は、本庁舎に緊急参集した職員の中から必要な職員を配置し、次の緊急初動活動を実施させるものとする。

【緊急初動活動】

- (1) 本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎並びに消防合同庁舎及び福祉増進センターの安全確認に関する事。
- (2) 災害情報の収集・伝達に関する事。
- (3) 各部、各機関との連絡調整に関する事。
- (4) 各部、各機関の応急措置実施状況の把握に関する事。
- (5) 災害対策本部の開設準備に関する事。
- (6) その他、緊急に対応すべき応急対策に関する事。

2. 災害対策本部への移行

- (1) 危機管理監は、災害対策本部の活動態勢が確立した場合には、緊急初動態勢を解くものとする。
- (2) 総務部長は、緊急初動態勢が解かれた段階において、所要事項に関し、事務引継ぎを行うよう担当課長へ指示するものとする。
- (3) 緊急初動活動要員は、危機管理監の指示により、配備態勢に定められた職務に就く。
- (4) 市長が必要と認めた事項については、一部緊急初動活動を存続させることがある。

第3節 津波警報等・地震情報等の収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、津波警報等・津波予報及び地震、津波に関する情報の発表及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 本部長（市長）は、法令及び本計画の定めるところにより、津波警報等・地震情報等を関係機関、市民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害又は災害による被害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 災害の広報に関すること。 ・ 広聴活動に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・ 津波警報、地震情報等伝達の総括に関すること。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・ 浪岡地域における災害の広報及び広聴活動に関すること。
各 部	各 班	・ 津波警報等、地震情報等の伝達に関すること。

第2. 情報の種類と発表基準

1. 情報の種類と発表基準

気象庁が発表する津波警報等は、次表のとおりである。なお、青森市の津波予報区は、陸奥湾である。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報等

ア. 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位（青森県太平洋沿岸、陸奥湾及び青森県日本海沿岸）で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点で

は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ. 津波警報等の留意事項等

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア. 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注3）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注4）

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、

観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ. 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報の発表等

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

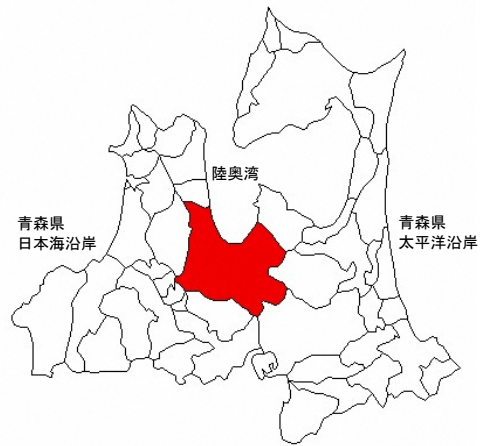
津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XMLフォーマット電文では「津波警報・注意報・予報」で発表される。

【各津波予報区に該当する青森県の市町村】

青森県 太平洋沿岸	青森県（大間崎北端以東の太平洋沿岸に限る） 大間町、風間浦村、むつ市、東通村、六ヶ所村、三沢市、おいらせ町、八戸市、階上町
陸奥湾	青森県（外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸に限る） むつ市、横浜町、野辺地町、平内町、青森市、蓬田村、外ヶ浜町
青森県 日本海沿岸	青森県（大間崎北端以東の太平洋沿岸及び外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸を除く） 大間町、佐井村、今別町、外ヶ浜町、仲泊町、五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢、深浦町



2. 地震関係情報

(1) 緊急地震速報

ア. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れ、または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

イ. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者等の協力を得てテレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。消防庁は気象庁から受信した緊急地震速報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により地方公共団体等に伝達するものとする。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

ウ. 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まず、自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

エ. 普及啓発の推進

市は、青森地方気象台その他の防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることについて知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を見聞きした時の適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

ア 情報発信条件

- 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。
- 想定震源域の外側でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。

イ 情報発信の流れ

- 気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

ウ 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

- 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説

及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。

○防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

エ 情報に関する留意事項

○「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。

○以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

- ・この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。
- ・後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。
- ・後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
- ・後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
- ・モーメントマグニチュード8クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が発信されていない状況で突発的に発生することが多い。
- ・最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいモーメントマグニチュード8クラスの地震等にも備える必要がある。
- ・情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。
- ・すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

オ 情報が発信された場合の対応

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、第3章第5節「北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項」に定めるところに準じる。

(3) 地震情報

気象庁及び青森地方気象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。

ア. 地震情報の種類、発表基準及び内容

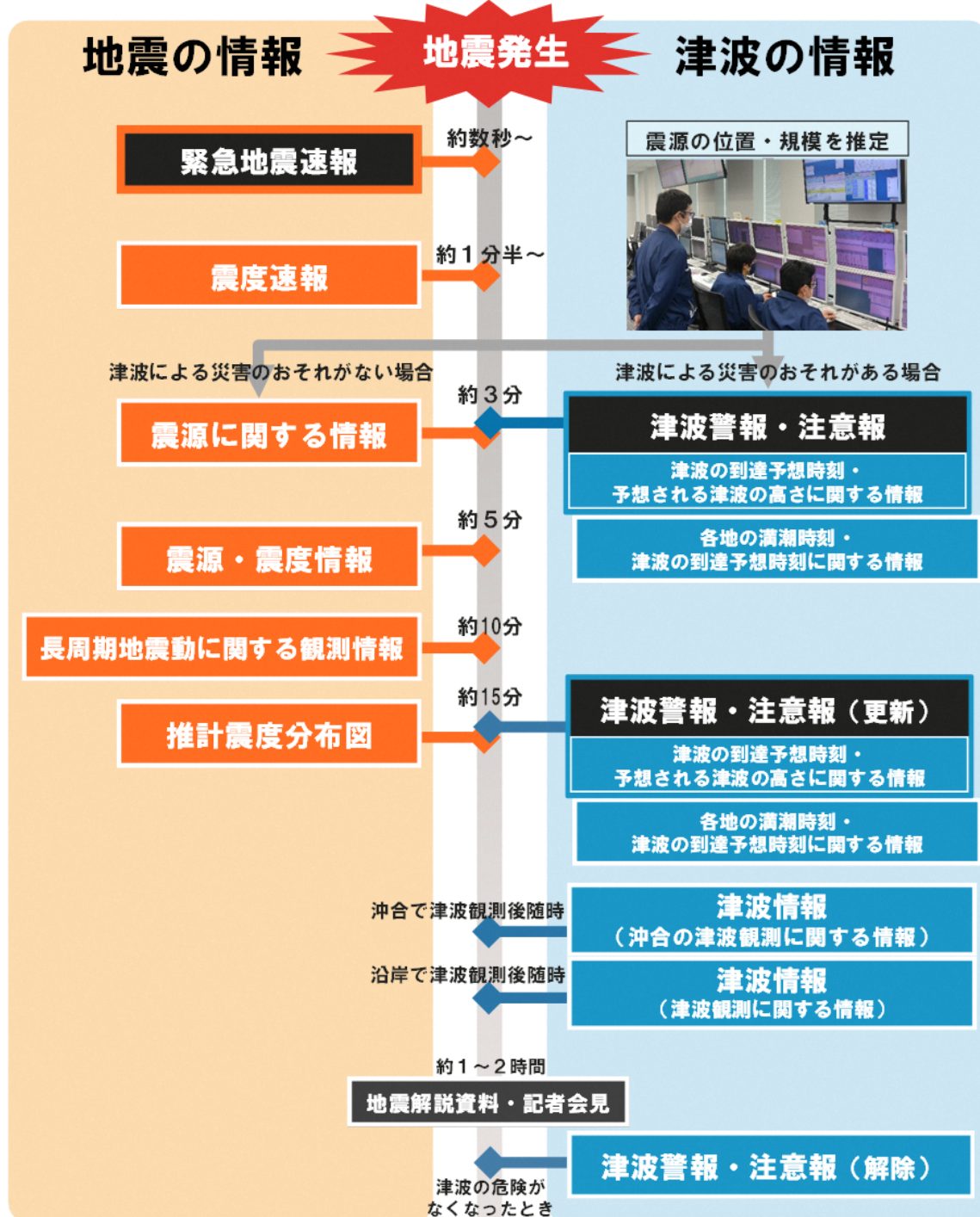
地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

イ. 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・青森県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (全国詳細版 ・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等発表時 ・青森県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）
月間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎月） 	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの青森県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

第3. 情報の伝達及び必要な措置**1. 青森市の伝達系統**

本部長（市長）は、関係機関から通報される津波警報・地震情報等を、次により受領、伝達する。

(1) 情報等の伝達

ア. 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等により受信した津波警報等及び地震情報等は、勤務時間内は総務部危機管理課長が、勤務時間外は宿日直員（本庁舎守衛）が受領する。

イ. 青森市域に関わる次の津波警報・地震情報等を受領した総務部危機管理課長は、直ちに各部、各機関の筆頭課長に伝達するものとする。なお、宿日直員（本庁舎守衛）が受領した場合は、直ちに総務部危機管理課長に伝達する。

(ア) 津波予報

(イ) 地震情報（震度4以上）

ウ. 津波警報等・地震情報等を受領した各部、各機関の筆頭課長は、直ちに部、機関所属各課へ伝達する。

エ. 津波警報等・地震情報等を受領した各課長は、直ちに所属職員へ伝達するとともに、必要に応じて関係機関及び市民に伝達する。

オ. 津波警報等・地震情報等を受領した危機管理課長は、応急対策の実施状況とともに本部長（市長）に報告し、その指示を得るものとする。

カ. 上記「イ」以外の津波警報・地震情報等については、その内容に応じ、上記「ア」～「オ」に準じて伝達する。

キ. 特に特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたときまたは自ら知ったときは、直ちに広報車等により住民へ周知する。

(2) 市は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

(3) 強い揺れ（震度4程度以上の地震）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは次の措置を行う。

ア. 気象庁等から発表される津波警報等を受信し、必要な体制を整えるとともに、海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視カメラ等の機器等を用いて海面の状態を監視する。

イ. 津波警報等の発表は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合が多いので、地震発生後は放送を聴取する。

ウ. 津波警報等が発表された場合は、本部長（市長）の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよ

う指示する。

エ. 引き波等異常な水象を知ったときは、県、青森警察署及び関係機関に通報するとともに、上記ア～ウに準じた措置を行う。

オ. 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

本部長（市長）は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

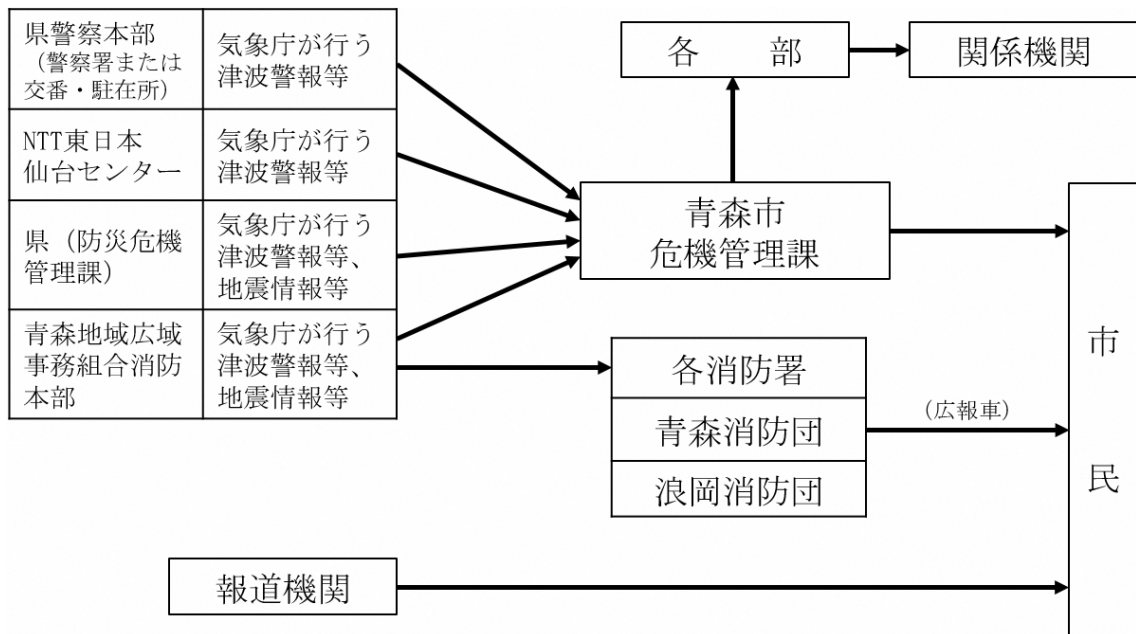
【市民への伝達（周知）】

伝達責任者	伝達（周知）先	伝達（周知）方法	伝達（周知）内容
広報広聴課長 予防課長	全 市	広報車等	津波警報、大津波警報
	沿岸地区	広報車等	津波注意報、津波警報、大津波警報

(4) 津波警報等及び地震情報等の伝達系統

津波警報等及び地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。

【伝達系統】



(5) 青森県震度情報ネットワークによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークの表示装置により震度3以上を確認した場合は、勤務時間内は総務部危機管理課長が、勤務時間外は宿日直員（本庁舎守衛）等が上記(1)に準じて伝達する。

(6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象とは、群発地震や数日間にわたり体を感じるような地震などの地象に関する事項及び異常潮位や津波、周期的な海面変動などの水象に関する事項をいう。

ア. 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ. 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市（町村）長に通報するとともに、それぞれ警察署あるいは海上保安部に通報する。

ウ. 本部長（市長）の通報

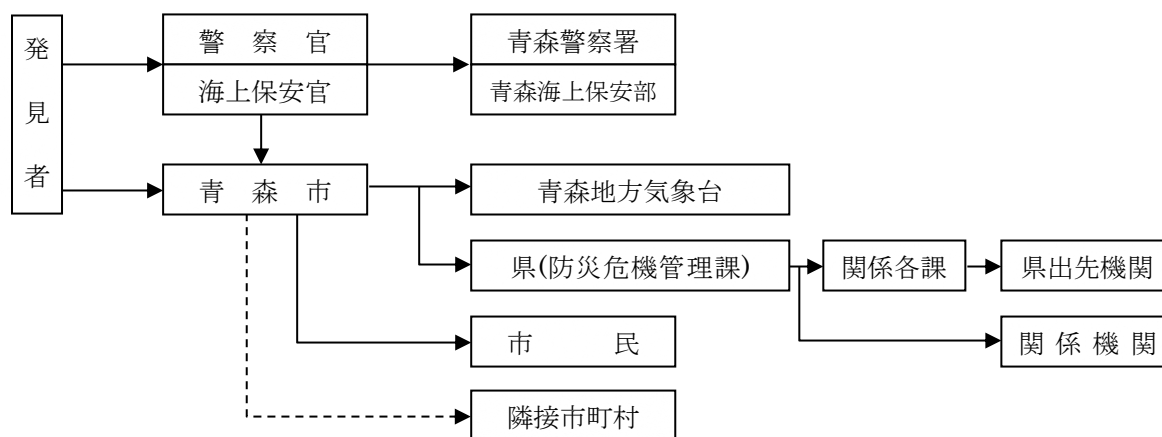
通報を受けた本部長（市長）は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台

(イ) 県（防災危機管理課）

【通報系統図】



2. 防災関係機関連絡先

機関名	電話番号	住 所	備 考 (担当課)
青 森 市	017-734-5059	青森市中央一丁目 22-5	危機管理課
青森消防本部	017-775-0854	青森市長島二丁目 1-1	警 防 課
青森警察署	017-723-0110	青森市安方二丁目 15-9	警 備 課
青森南警察署	0172-62-4021	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	警 備 課
青森海上保安部	017-734-2421	青森市青柳一丁目 1-2	警備救難課
青森地方气象台	017-741-7411	青森市花園一丁目 17-19	
青 森 県	017-734-9089	青森市長島一丁目 1-1	防災危機管理課

(資料)

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ 防災関係機関一覧 | (資料・様式編/資料2) |
| ○ 有線放送設備保有町会一覧 | (資料・様式編/資料16) |

第4節 情報収集及び被害等報告

地震・津波の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

本部長（市長）は、災害情報及び被害状況を市民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告するものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危 機 管 理 班	・災害情報の総括に関すること。
	総 務 班	・危機管理班の応援に関すること。
	人 事 班	・危機管理班の応援に関すること。
市 民 部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に関すること。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における被害状況の把握及び報告の総括に関すること。 ・浪岡地域における防災行政用無線の利用及び確保に関すること。
消 防 部	警 防 班	・関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。
各 部	各 班	・情報収集及び被害報告等に関すること。

第2. 情報の収集、伝達

本部長（市長）は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害対応基本共有情報（E E I）その他の災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

なお、「震度5強」以上を観測した地震にあつては、被害の有無を問わず第一報を消防庁に対しても直接通報する。

1. 災害が発生するおそれがある段階

（1）災害情報の収集

各本部員（各部長等）は、災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、所属職員をもって情報把握に当たらせるとともに、必要に応じて各町会長及び町内会長等から情報を収集する。

(2) 災害情報の内容

- ア. 災害による被害が発生するおそれのある場所
- イ. 今後とらうとする措置
- ウ. その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

(3) 職員の巡視

ア. 津波予報が発表され、災害が発生するおそれがある場合は、下水道整備班、八重田浄化センター班、蜷貝ポンプ班、水産振興センター班、公園河川班、道路維持班、消防班は、直ちに海岸から離れた高台等の安全地域から目視による津波監視を行うものとする。

なお、巡回箇所及び担当班は、次のとおりとする。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 業 部	下水道整備班 八重田浄化センター班 蜷貝ポンプ班	・津波災害に伴う下水道施設の巡回・監視に関すること。
農 林 水 産 部	水産振興センター班	・津波災害に伴う漁港の巡回・監視に関すること。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 班	・津波災害に伴う河川・公園・港湾施設の巡回・監視に関すること。
	道 路 維 持 班	・津波災害等に伴う湾岸道路及び橋梁の巡回・監視に関すること。
消 防 部	消 防 班	・避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

イ. その他地震情報等が発表され災害が発生するおそれがある場合は、災害対策本部班別業務分担に基づき、各班において被害の発生するおそれのある箇所等を巡回するものとする。

なお、過去に被害が発生した箇所のほか、青森市地震防災アセスメント等により危険性の高いとされた地区、箇所については重点的に巡回を行うこととする。

(4) 災害状況の報告

- ア. 各本部員（各部長等）は、部内各班が収集した情報を取りまとめ、総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）に報告する。
- イ. 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部から報告された情報をとりまとめるとともに、県（防災危機管理課）に報告する。

2. 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(1) 被害情報の収集

被害情報の収集は、次により行うものとする。

- ア. 各本部員（各部長等）及び各班長（各課長等）は、青森市災害対策本部規程別表第

一に基づき、所管に係る施設等の被害状況を調査するものとする。

イ. 災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

ウ. 調査に当たって正確を期すため、各町会長及び町内会長、その他関係者の協力を得て行うものとする。

エ. 調査班（納税支援課、市民税課、資産税課）、地域振興班（浪岡振興部地域振興課）、浪岡調査班（浪岡振興部納税支援課）による建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査は、災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期すものとする。

【収集すべき情報】

- ・ 人的被害
- ・ 建物被害
- ・ 道路・鉄道被害
- ・ 医療機関情報
- ・ 避難状況
- ・ ライフライン被害
- ・ 二次災害情報（余震等）

【被害状況調査協力団体等】

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名
一般被害及び 応急対策状況の総括	危機管理班長(危機管理課長)	
人、住家等の被害	調査班長(納税支援課長)、地域振興班長(浪岡振興部地域振興課長)、浪岡調査班長(浪岡振興部納税支援課長)	町会長及び町内会長
農業・畜産業関係被害	農業政策班長(農業政策課長)、 農地林務班長(農地林務課長)	農業協同組合 畜産農業協同組合等
林業関係被害	農地林務班長(農地林務課長)	土地改良区 森林組合等
水産業関係被害	水産振興センター班長 (水産振興センター所長)	漁業協同組合等
商工業・観光施設被害	経済政策班長(経済政策課長)、観光班長(観光課長)	商工会議所等
文教関係被害	教育総務班長(教育委員会事務局総務課長)、浪岡教育班長(浪岡教育課長)	各施設の長
社会福祉関係被害	福祉政策班長(福祉政策課長)、浪岡健康福祉班長(浪岡振興部健康福祉課長)	各施設の長
文化財関係被害	文化遺産班長(教育委員会事務局文化遺産課長)	各施設の長

医療施設被害	保健班長（保健予防課長）、浪岡健康福祉班長（浪岡振興部健康福祉課長）	各施設の長
環境衛生施設被害	環境政策班長（環境政策課長）、観光班（観光課長）、浪岡健康福祉班長（浪岡振興部健康福祉課長）	各施設の長
体育関係施設被害	地域スポーツ班長（地域スポーツ課長）、浪岡教育班長（浪岡教育課長）	各施設の長

(2) 被害状況の報告等

ア. 消防部通信指令班（通信指令課）は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

県（防災危機管理課）

回線別	区分	番号
NTT回線	電話	017-734-9088 017-734-9097
	FAX	017-722-4867 017-734-8017
防災情報ネットワーク	電話	8-810-1-6020
		文書データ伝送機能

国（消防庁応急対策室）

回線別	区分	平日（9:30～18:15） 応急対策室	左記以外 宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	8-048-500-90-43422	8-048-500-90-49102
		8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

イ. 各部は、収集した被害状況を取りまとめ、総務部危機管理班（総務部危機管理課）に報告するとともに、次の被害調査報告分担区分に基づき、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

【被害調査報告分担区分】

調査・報告事項	様式 番号	青森市調査分担区分		県への報告先	
				県出先機関経由	主管課
災害発生状況報告	1	総務部	危機管理班		防災危機管理課
被害者実態調査	6	税務部 浪岡振興部	調査班 地域振興班 浪岡調査班		
被害者名簿	7	税務部 浪岡振興部	調査班 地域振興班 浪岡調査班		
避難状況・救護所開設状況	4	総務部	危機管理班		防災危機管理課
公共施設被害	5	総務部	危機管理班		防災危機管理課
災害状況即報、災害確定報告	2	総務部	危機管理班		防災危機管理課
人的被害・住家被害	3	総務部	危機管理班	県中央福祉事務所	健康医療福祉政策課
救助の実施状況	9	総務部	危機管理班	県中央福祉事務所	健康医療福祉政策課
医療施設被害	10	保健部	保健班	県東津軽保健所	医療薬務課
廃棄物処理施設被害	11	環境部	廃棄物・リサイクル班		環境保全課
防疫の実施状況 生活衛生施設被害	12	保健部	保健班	県東津軽保健所	保健衛生課
水道施設被害	13	企業部	水道総務班	県東青県土整備事務所	都市計画課
水稻被害	14 15	農林水産部	農業政策班	県東青農林水産事務所	農産園芸課
りんご・特産果樹被害	16 17	農林水産部	農業政策班	〃	りんご果樹課
畑作・やさい・花き・桑樹被害	18	農林水産部	農業政策班	〃	農産園芸課
果樹類樹体被害	17	農林水産部	農業政策班	〃	りんご果樹課
畜産関係被害	19 20	農林水産部	農業政策班	〃	畜産課
農業関係共同利用施設被害	21 22	農林水産部	農業政策班	〃	構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設被害	23	農林水産部	農業政策班	〃	〃
農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害	24	農林水産部	農業政策班	〃	団体経営改善課
農地及び農業施設被害	25	農林水産部	農地林務班	〃	農村整備課
林業関係被害	26 27	農林水産部	農地林務班	〃	林政課
水産業関係被害	28	農林水産部	水産振興センター班	〃	水産局水産振興課
漁港・海岸被害	29	農林水産部	水産振興センター班	〃	水産局漁港漁場整備課
商工業被害	30	経済部	経済政策課		経済産業政策課
観光施設被害	30	経済部	観光班		観光政策課
土木施設被害	31	都市整備部	都市政策班	県東青県土整備事務所	河川砂防課、道路課、港湾空港課、都市計画課
文教関係被害	32	教育部	教育総務班	東青教育事務所	教育庁教育政策課 (私立学校) 県民活躍推進課
福祉施設被害	33	福祉部	福祉政策班	県中央福祉事務所	健康医療福祉政策課
その他の公共施設被害	34	当該各課			担当課

ウ．総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部より報告された被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に総合防災情報システム等により報告する。

- （ア）人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- （イ）火災等の二次災害の発生状況、危険性
- （ウ）避難の必要の有無及び避難の状況
- （エ）市民の動向
- （オ）その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- （カ）特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- （キ）要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

3. 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

（1）総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4により、災害状況を逐次、県（防災危機管理課）に報告するとともに、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。また、各班長は、県の各部局に上記の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。

- ア．被害の状況
- イ．避難指示等又は警戒区域の設定状況
- ウ．指定避難所の開設状況
- エ．避難生活の状況
- オ．救護所の設置及び活動状況
- カ．傷病者の収容状況
- キ．観光客等の状況
- ク．応急給食・給水の状況
- ケ．その他
 - （ア）青森市外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
 - （イ）青森市外の医療機関又は介護老人施設への移送を要する入院者、入所者の状況
 - （ウ）その他

（2）被害報告区分

被害の報告区分は、次のとおりとする。

- 被害程度の認定基準（資料49）

第3. 災害確定報告

- (1) 各部長は、応急対策が終了した後、速やかに被害の確定報告を総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）及び県関係出先機関等に報告する。
- (2) 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部から報告された確定状況を取りまとめるとともに、県（防災危機管理課）に報告する。

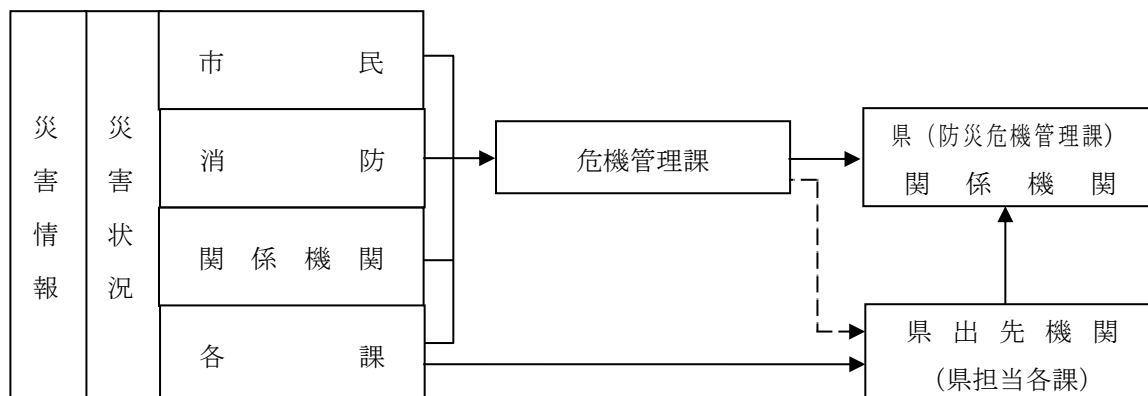
第4. 報告の方法及び要領**1. 方法**

- (1) 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話、ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達するものとする。
- (2) 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- (3) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

2. 要領

- (1) 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を県（防災危機管理課）に報告する。
- (2) 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- (3) 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- (4) 県（防災危機管理課）への報告に当たっては、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムを利用して行う。

【情報の収集、報告の系統図】



第5. 応援協力関係

- (1) 県は、市から被害状況の調査について応援の要請があったときは、これに協力する。
- (2) 防災関係機関は、市及び県から被害状況の調査について応援の要請があったときは、これに協力する。
- (3) 県災害対策本部長及び市災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

第6. その他

各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。

(資料)

- 防災関係機関一覧 (資料・様式編/資料2)
- 被害程度の認定基準 (資料・様式編/資料49)
- 各種報告様式 (資料・様式編/様式1～34)

第5節 通信連絡

地震・津波災害において各機関相互の通信を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関する事。
	危 機 管 理 班	・防災行政用無線の利用及び確保に関する事。 ・防災活動拠点施設配備無線の保守に関する事。
	人 事 班	・危機管理班の応援に関する事。
	管 財 班	・通信施設、設備の利用及び確保に関する事。
	情 報 管 理 班	・ネットワーク、行政情報端末の利用及び確保に関する事。 ・電算システムの利用及び確保に関する事。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における防災行政用無線の利用及び確保に関する事。 ・浪岡地域における通信施設、設備の利用及び確保に関する事。 ・浪岡地域におけるネットワーク、行政情報端末の利用及び確保に関する事。
教 育 部	教 育 総 務 班	・防災活動拠点施設等（小・中学校）配備無線の利用に関する事。
企 業 部	施 設 班	・水道部に係る無線通信の統制に関する事。
消 防 部	通 信 指 令 班	・通信施設等の保守に関する事。 ・通信の運用及び無線の統制に関する事。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関する事。
各 部	各 班	・通信施設の利用に関する事。

第2. 通信連絡手段

本部長（市長）は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に処理するため、管内の警察署、消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により、情報連絡を行う。

第3. 連絡方法

- (1) 本部長（市長）は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に夜間休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告または通報しておく。

第4. 通信連絡**1. 青森県防災情報ネットワーク**

光回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

2. 電気通信設備（電話・電報）の優先利用**(1) 災害時優先電話**

ア 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障を来さないよう、災害時優先電話を利用して通信連絡を行う。

イ 各機関は、NTT東日本株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

(2) 非常・緊急電報

災害において、緊急設備が壊れ又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の交換手扱い電話、電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

担当責任者	通信依頼先	手 続
管財班長 地域振興班長	N T T 東日本(株)	○申込み受付番号は、115 番 ○「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。または発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書きする。 ○必要理由、事情を告げる。

また、非常・緊急電報は次の内容及び機関が利用できる。

種類	通話内容	利用機関
非 常 電 報	1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項	気象機関相互間
	2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報またはその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3. 災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5. 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6. 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8. 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

種類	通話内容	利用機関
緊急電報	1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	ア. 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（非常通話（電報）「8」欄に掲げるものを除く。） イ. 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と「ア」の機関との間
	2. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
	3. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	ア. 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 イ. ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ウ. 国または地方公共団体の機関（非常通話及び緊急通話1～3に掲げるものを除く。）相互間

3. 無線等設備の利用

災害時において電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、青森市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話設備を利用して通信を確保するものとする。

(1) 青森市無線設備

青森市が有する無線設備は、総則・災害予防計画編／第2章／第2部／第2節／第3「通信施設・設備」に掲げるとおりである。

(2) 非常通信の利用

災害時において有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信設備を利用するものとし、その利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	連絡責任者
消防無線	青森消防本部通信指令課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0851	管財班長
警察無線 (交番・駐在所の設備を含む。)	青森警察署 警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110	
	青森南警察署 警備課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021	
東北電力無線	東北電力ネットワーク(株) 青森電力センター 総務課	青森市本町一丁目 3-9	050-7789-8298	
国土交通省無線	国土交通省青森河川国道事務所調査第二課	青森市中央三丁目 20-28	017-734-4521	
東日本電信電話(株)無線	東日本電信電話(株)青森支店 災害対策・担当	青森市橋本二丁目 1-6	017-774-9550	

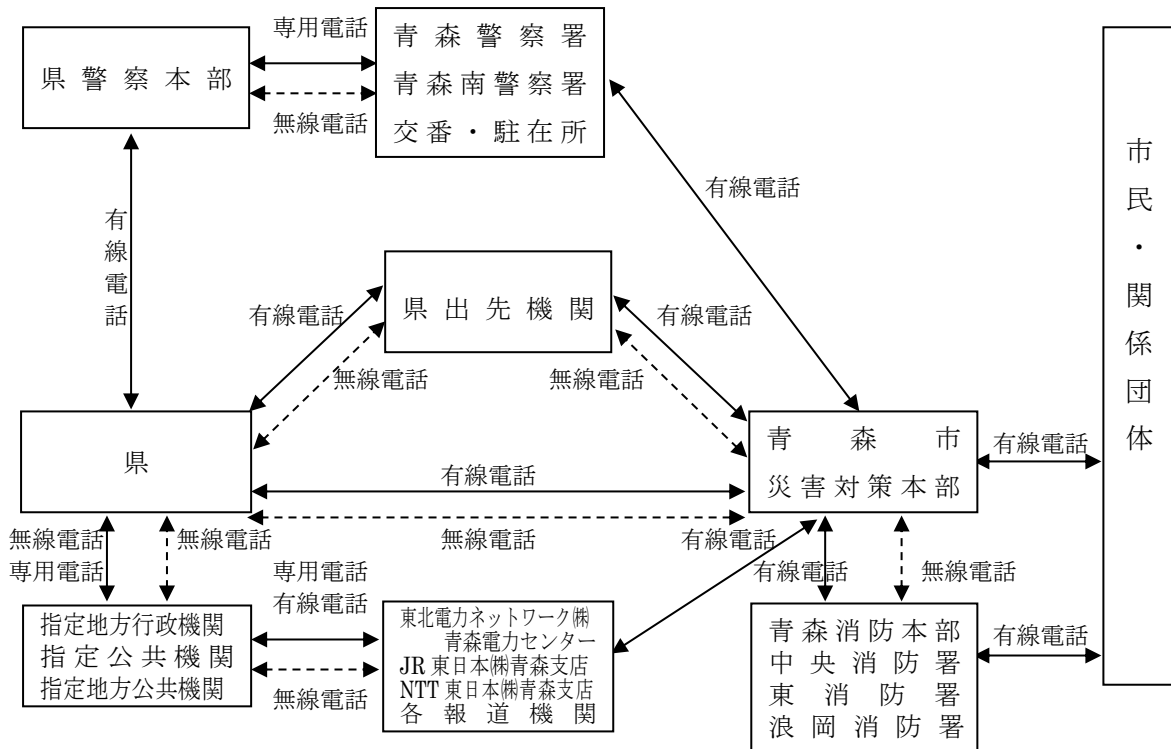
無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	連絡責任者
海上保安部無線	青森海上保安部 警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421	管財班長
アマチュア無線	日本アマチュア無線連盟 青森クラブ	青森市新城字平岡 213-15	017-788-8090	
	青森市役所 アマチュア無線クラブ	青森市長島三丁目 16-3	017-723-1938	

6. 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

通信設備	通信依頼先	使用依頼先所在地	電話番号	連絡責任者
警察電話 (交番・駐在所の設備を含む。)	青森警察署 警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110	管財班長
	青森南警察署 警備課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021	
消防電話	青森消防本部 通信指令課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0851	
海上保安電話	青森海上保安部 警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421	
気象電話	青森地方気象台 防災業務課	青森市花園一丁目 17-19	017-741-7413	
鉄道電話	J R 東日本(株)青森支店 総務課	青森市柳川一丁目 1-1	017-734-6732	
電気事業電話	東北電力ネットワーク(株) 青森電力センター 総務課	青森市本町一丁目 3-9	050-7789-8298	

第5. 災害通信利用系統図



※有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合は、使走により通信、連絡を行う。

(資料)

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ○ 無線施設・設備等一覧 | (資料・様式編/資料10) |
| ○ 災害時優先電話一覧 | (資料・様式編/資料11) |
| ○ 青森市行政情報ネットワーク端末配備状況 | (資料・様式編/資料12) |
| ○ 災害対策用携帯電話配備基準 | (資料・様式編/資料13) |
| ○ 青森県地域情報(防災行政用無線)ネットワーク回線機構図 | (資料・様式編/資料14) |
| ○ 地域振興用陸上移動通信システム無線配備状況一覧 | (資料・様式編/資料15) |
| ○ 有線放送施設保有町会一覧 | (資料・様式編/資料16) |

第6節 災害広報・情報提供

地震・津波災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、県外からの避難者や外国人住民、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図るものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 本部長（市長）は、市民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させるため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が終息したときは必要に応じて市民相談窓口等を開設するものとする。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、市民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関すること。
	危 機 管 理 班	・気象情報等の総括に関すること。 ・災害情報の総括に関すること。
	人 事 班	・危機管理班の応援に関すること。
	管 財 班	・車両の確保及び配車に関すること。
	情 報 管 理 班	・ネットワーク、行政情報端末の利用及び確保に関すること。
企 画 部	広 報 広 聴 班	・災害の取材（写真記録を含む。）に関すること。 ・災害の広報に関すること。 ・広聴活動に関すること。
	支 援 班	・広報広聴班の応援に関すること。
市 民 部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に関すること。
	生 活 安 心 班	・市民相談窓口の開設及び運営に関すること。
福 祉 部	福 祉 政 策 班	・要配慮者の安全確保対策の総括に関すること。
	障がい者支援班	・要配慮者（障がい者）の安全確保対策に関すること。
	高 齢 者 支 援 班 介 護 保 険 班	・要配慮者（高齢者）の安全確保対策に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
こども未来部	こども・若者政策班	・要配慮者（乳幼児・こども・妊産婦）の安全確保対策の総括に関する事。こと。
	子育て支援班	・要配慮者（乳幼児）の安全確保に関する事。こと。
	あおもり親子はぐくみプラザ班	・要配慮者（妊産婦）の安全確保対策に関する事。こと。
保健部	保健班	・要配慮者（傷病者）の安全確保対策に関する事。こと。
経済部	交流推進班	・要配慮者（外国人）の安全確保対策に関する事。こと。
浪岡振興部	地域振興班	・浪岡地域における防災行政用無線の利用及び確保に関する事。こと。 ・浪岡地域における災害の取材（写真記録等を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関する事。こと。
	浪岡市民班	・浪岡地域における市民相談窓口の開設及び運営に関する事。こと。
	浪岡健康福祉班	・浪岡地域における要配慮者の状況把握及び安全確保対策に関する事。こと。
消防部	予防班	・消防等の広報に関する事。こと。 ・写真等記録に関する事。こと。
各部	各班	・市民相談窓口の開設及び運営に対する協力に関する事。こと。

第2. 青森市の災害広報

本部長（市長）は、次により災害広報を実施する。

1. 災害広報の総括

- (1) 災害対策本部における災害広報は広報広聴班長（広報広聴課長）が総括する。
- (2) 広報広聴班長（広報広聴課長）は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努めるものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (3) 広報広聴班長（広報広聴課長）は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集または撮影に努めるものとする。

2. 災害広報の内容

災害広報により伝達する情報は、次のとおりとする。

- (1) 緊急情報（市民の生命、財産の保護及び不安解消を図るための情報）
 - ア. 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ. 災害の概況
 - ウ. 地震に関する情報（余震の状況等）

- エ. 津波に関する情報
- オ. 青森市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
- カ. 避難指示の発令状況
- キ. 防疫に関する事項
- ク. 火災状況
- ケ. 指定避難所、医療救護所の開設状況
- コ. 道路、河川等の公共施設の被害状況
- サ. 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- (2) 生活情報（被災者の生活維持のため必要となる情報）
 - ア. 電気、ガス、水道等の供給の状況
 - イ. 道路交通等に関する事項
 - ウ. 給食、給水の実施状況
 - エ. 一般的な市民生活に関する情報
 - オ. その他、社会秩序の維持等のため必要な事項
- (3) 生活支援情報（被災者の生活再建のため必要となる情報）
 - ア. 住宅情報
 - イ. 各種相談窓口の開設状況
 - ウ. 罹災証明の発行情報
 - エ. 災害援護資金等の融資情報
 - オ. その生活支援及び復興に関する情報

3. 災害広報の実施方法

災害広報は次により行うものとし、特に市民の生命、財産の保護に関する情報は、他の情報に優先して行うものとする。

(1) 市民への広報

- ア. 市民に対する広報は、必要に応じ随時、迅速かつ的確に行うものとする。
- イ. 災害広報の実施方法は、おおむね次の方法によるものとし、情報の内容及び緊急性等に応じて最も適切な方法により行うものとする。
 - (ア) 防災行政無線（同報系無線）、有線放送等の施設による広報
 - (イ) 広報車による広報
 - (ウ) 報道機関による広報
 - (エ) 広報紙の掲示、配布
 - (オ) 指定避難所への職員の派遣
 - (カ) その他インターネットのホームページや防災メール、緊急速報メール、X、フェイスブック、LINE、アマチュア無線等、様々な広報媒体を効果的に用いての広報
- ウ. 要配慮者への広報

福祉政策班長（福祉政策課長）は、関係各班と連携し、町会及び町内会、災害ボランティア、国際交流協会等の協力を得て、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する災害広報に努めるものとする。

エ. 広報広聴班長（広報広聴課長）と地域振興班長（地域振興課長）は連携し、安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努めるものとする。

(2) 報道機関への広報

広報広聴班長（広報広聴課長）と地域振興班長（地域振興課長）は連携し、被害状況、災害応急対策実施状況、避難指示の発令状況その他市民及び罹災者に対する注意事項等の広報資料をとりまとめ、適宜市政記者室へ送付するなど、報道機関への的確な情報提供に努める。

(3) 防災関係機関への広報（伝達）

防災関係機関に対する広報（伝達）は、有線・無線電話、ファックス等を活用し、必要に応じ、随時、迅速かつ的確に行うものとする。

4. 市民相談窓口の開設等

(1) 災害が収束したときは、必要に応じ、生活安心班長（生活安心課長）は、浪岡市民班長（浪岡市民課長）と連携し、関係各班の要員等から構成する臨時市民相談窓口等を各庁舎、支所、市民センター等に開設し、市民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。

(2) 市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。

(3) 市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。また、個人の安否情報伝達に有効な災害伝言ダイヤル（171番）の活用を市民に周知するよう努める。

(4) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(5) 市等の防災関係機関は、国と連携して外国人住民・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。平時には、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう留意する。また、災害時には、行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。

5. 避難住民への情報提供

広報広聴班長（広報広聴課長）と地域振興班長（地域振興課長）は、避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

（資料）

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ○ 無線施設・設備等一覧 | （資料・様式編／資料10） |
| ○ 青森市行政情報ネットワーク端末配備状況 | （資料・様式編／資料12） |
| ○ 青森県地域情報（防災行政用無線）ネットワーク回線機構図 | （資料・様式編／資料14） |
| ○ 地域振興用陸上移動通信システム無線配備状況一覧 | （資料・様式編／資料15） |
| ○ 有線放送施設保有町会一覧 | （資料・様式編／資料16） |

第7節 避難

地震・津波災害が発生した場合又は津波警報等が発表された場合において災害から市民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の市民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

(1) 避難指示等

避難のための立退きの指示並びに指定避難所の開設及び避難者の受入は、本部長（市長）が行うものとする。なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を本部長（市長）以外の者が実施する。

実施責任者	内容	要件	根拠法
本部長（市長）	災害全般		災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	ただし、本部長（市長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は本部長（市長）から要求があったとき	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条
海上保安官	災害全般	ただし、本部長（市長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は本部長（市長）から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
知事	災害全般	ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条
自衛官	災害全般	ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法 第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（市長）		洪水、津波又は高潮による氾濫からの避難の指示	水防法 第29条
知事又はその命を受けた職員		地すべりからの避難の指示	地すべり等防止法 第25条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、本部長（市長）が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、本部長（市長）以外の者が実施する。

実施責任者	内容	要件	根拠法
本部長（市長）	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	同上的場合においても、本部長（市長）若しくはその委任を受けた青森市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
海上保安官	災害全般	同上的場合においても、本部長（市長）若しくはその委任を受けた青森市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上的場合においても、本部長（市長）等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災害対策基本法 第63条
消防吏員または消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	消防法 第28条・第36条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水津波高潮	水防上緊急の必要がある場合	水防法 第21条

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
市民部	市民協働推進班	・避難所開設及び管理の応援に関すること。
	生活安心班	・災害時における交通の規制等に関すること。
総務部	危機管理班	・避難の指示の関係機関への通知、報告に関すること。
	人事班	・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・危機管理班の応援に関すること。
企画部	広報広聴班	・災害の広報に関すること。
税務部	国保医療年金班	・避難所の開設及び管理の応援に関すること。 ・避難者の収容、把握（立退先等）の応援に関すること。
福祉部	福祉政策班	・要配慮者（高齢者・障がい者）の安全確保対策の総括に関すること。 ・避難所の開設及び管理の総括に関すること。 ・避難所（福祉館）の開設及び管理に関すること。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
	障がい者支援班	・要配慮者（障がい者）の安全確保対策に関すること。
	高齢者支援班 介護保健班	・要配慮者（高齢者）の安全確保対策に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
こども未来部	こども・若者政策班	・要配慮者（乳幼児・こども・妊産婦）の安全確保対策の総括に関する事。
	子育て支援班	・要配慮者（乳幼児）の安全確保対策に関する事。
	あおもり親子はぐくみプラザ班	・要配慮者（妊産婦）の安全確保対策に関する事。
保健部	保健班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者（傷病者）の安全確保対策に関する事。 ・避難所等における食中毒の予防に関する事。 ・避難所等における感染症予防に関する事。 ・避難者の収容、把握（立退先等）の応援に関する事。
経済部	交流推進班	・要配慮者（外国人）の安全確保対策に関する事。
	地域スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（文化スポーツ施設）の開設及び管理に関する事。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関する事。
都市整備部	公園河川班	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水に関する避難の指示及び避難誘導に関する事。 ・広域避難所の開設及び管理に関する事。
	道路維持班	<ul style="list-style-type: none"> ・崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関する事。 ・避難道路の選定及び確保に関する事。
浪岡振興部	地域振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における防災行政無線の利用及び確保に関する事。 ・浪岡地域における災害の取材（写真記録を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関する事。
	浪岡市民班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における避難所等における衛生保持に関する事。 ・浪岡地域における特別交通規制に関する事。 ・浪岡地域における避難道路の選定及び確保に関する事。
	浪岡健康福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における避難所の開設及び管理の総括に関する事。 ・浪岡地域における避難所（健康福祉課所管施設）の開設・管理及び避難者の状況把握（収容・立退先等）に関する事。 ・浪岡地域における要配慮者の状況把握及び安全確保対策に関する事。
	浪岡都市整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における洪水に関する避難の指示及び避難誘導に関する事。 ・浪岡地域における崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関する事。 ・避難道路の確保に関する事。
教育部	教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の管理に係る避難所の開設及び管理に関する事。 ・教育部所管施設に係る避難者の収容及び把握（立退先等）に関する事。
	文化学習活動推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（文化施設）の開設及び管理に関する事。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関する事。
	地域班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（市民センター、公民館及び勤労青少年ホーム）の開設及び管理に関する事。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関する事。
	浪岡教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡教育班の管理に係る避難所の開設及び管理に関する事。 ・浪岡教育班の管理に係る避難者の収容及び把握（立退先等）に関する事。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 業 部	管 理 班	・バス緊急輸送の確保に関すること。
消 防 部	予 防 班	・警報等の伝達に関すること。 ・避難対策に関すること。
	消 防 班	・避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

第2. 避難指示等の基準

1. 避難指示の基準

(1) 発令基準

種 別	基 準
避 難 指 示	1. 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

(2) 解除基準

解 除 基 準	1. 気象台から津波警報等の解除通知を受けた場合
---------	--------------------------

第3. 避難指示等の伝達

避難指示等の市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

1. 周知徹底の方法、内容

避難指示等の実施責任者は、次によりその周知徹底をするものとする。

(1) 避難指示等の伝達は、最も迅速的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

ア. 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水、津波及び高潮による避難指示等は、次の信号による。（津波による避難を含む）

警鐘信号	サ イ レ ン 信 号		
乱 打	約1分 ○—————	約5秒 休 止	約1分 ○—————

- イ. ラジオ、テレビ放送により伝達する。
 - ウ. 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。
 - エ. 広報車により伝達する。
 - オ. 情報連絡員（各部・各機関の職員、町会長及び町内会長等）による戸別訪問、拡声器等により伝達する。
 - カ. 電話により伝達する。
 - キ. Lアラート（災害情報共有システム）
 - ク. 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）
- (2) 避難指示等は、次の内容を明示して実施するものとする。
- ア. 避難が必要である状況、避難指示等の理由
 - イ. 危険区域
 - ウ. 避難対象者
 - エ. 避難経路
 - オ. 指定避難所
 - カ. 移動方法
 - キ. 避難時の留意事項
- (3) 情報連絡員は、避難にあたり次の事項を市民に周知徹底するものとする。
- ア. 戸締り、火気の始末を完全にすること。
 - イ. 携帯品は、必要最小限のものにすること。（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む。）等）
 - ウ. 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

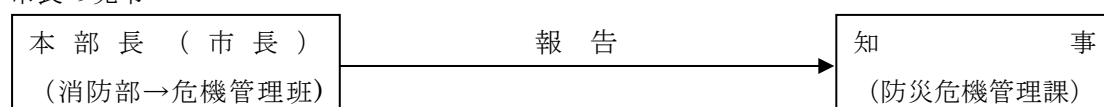
2. 関係機関相互の通知及び報告

- (1) 避難指示等を発令したときは、次の系統により関係機関に通知または報告するものとする。
- ア. 本部長（市長）は、避難指示等を発令したとき、又は他の実施責任者が避難の指示をした旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告するものとする。
 - また、避難指示等を解除した場合も同様とする。
 - この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。
- (ア) 避難指示等を発令した場合
- a 災害等の規模及び状況
 - b 避難指示等を発令した日時
 - c 避難指示等の対象地域
 - d 対象世帯数及び対象人数
 - e 指定避難所の開設予定箇所数
- (イ) 避難指示等を解除した場合
- 避難指示等を解除した日時

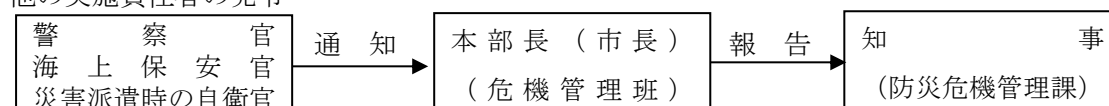
- イ. 警察官又は海上保安官が避難のための立ち退きの指示をしたときは、直ちにその旨を本部長（市長）に通知するものとする。
- ウ. 水防管理者（市長）が避難のための立ち退きの指示をしたときは、直ちにその旨を青森警察署長並びに青森南警察署長に通知するものとする。
- エ. 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を青森警察署長並びに青森南警察署長に通知するものとする。

【通知・連絡系統】

市長の発令



他の実施責任者の発令



- (2) 避難指示等を発令したときは、(1)のほか、他の関係機関と相互に連絡をし、協力するものとする。
- (3) 警戒区域の設定を実施した警察官又は海上保安官は、その旨を本部長（市長）に通知するものとする。
- (4) 関係機関の連絡先

機関名	担当課	所在地	電話番号
青森市	総務部危機管理課	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059
	公園河川課（水防管理）		017-752-8345
	道路維持課		017-752-8563
	浪岡振興部総務課	青森市浪岡浪岡字稲村 101-1	0172-62-1111
	都市整備課（水防管理）		0172-62-1168
青森消防本部	警防課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0854
青森県	防災危機管理課	青森市長島一丁目 1-1	017-734-9089
	東青県土整備事務所 （河川砂防施設課）	青森市幸畑字唐崎 76-4	017-728-0260
青森警察署	警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110
青森南警察署	警備課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021
青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421

第4. 避難方法**1. 原則的な避難形態**

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する指定避難所になるべく一定地域又は町会及び町内会などの単位とする。
- (2) 避難指示等が発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、市民は自ら判断し、最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努めるものとする。
- (3) 津波避難については、「青森市津波避難計画」に基づき、地域特性に応じた避難行動を行うものとする。

2. 避難誘導及び移送

- (1) 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。
- (2) 避難誘導員は、市職員、消防団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
- (3) 誘導方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。
- (4) 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

第5. 指定避難所の確保等**1. 指定避難所の事前指定**

指定避難所の事前指定は、総則・災害予防計画編／第2章／第2部／第4節／「避難対策」のとおりとする。

2. 指定避難所の確保

福祉政策班長（福祉政策課長）は、災害の状況によって指定避難所が不足する場合は、関係各班と連携し、次により確保のための措置を講じる。

- (1) 民間施設等の利活用
- (2) 仮設住宅またはテント等の設置
- (3) 隣接市町村の指定避難所の使用

第6. 指定緊急避難場所の開放

本部長（市長）は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第7. 指定避難所の開設

本部長（市長）は、避難指示等を決定したときは、津波、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。

避難者の受入に当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。また、感染症発生を考慮し、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な指定避難所への誘導、案内等を行うよう努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。また、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、本部長（市長）の避難対策に協力する。

要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

1. 事前措置

- (1) 本部長（市長）は、指定避難所等を早期に開設するとともに円滑な運営を確保するため、各指定避難所に配置する職員（以下「避難所配置職員」という。）をあらかじめ指名（災害対策本部事務局、災害応急体制配備要員を除く）するとともに、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底を図るものとする。

- (2) 避難所配置職員の職員数は、指定避難所については、1箇所当たり3人（責任者1人、補助者2人）を基準とし、指定避難者の受入に当たり、施設の解錠が必要となる指定緊急避難場所については、避難場所1箇所当たり1人（連絡員）を基準とする。なお、避難者の受入状況等により、適宜増員することとする。

2. 指定避難所の開設手続

- (1) 本部長（市長）は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して福祉政策班長（福祉政策課長）に対して避難所開設を命令する。

- (2) 福祉政策班長（福祉政策課長）は、本部長（市長）からの命令に基づいて、関係各班と協議のうえ、指定避難所を開設するものとし、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに避難所配置職員を配置して所要の措置をとるものとする。

ただし、震度5弱以上の大規模な地震が発生した場合や津波警報や大津波警報が発表された場合には、避難所配置職員はあらかじめ指定されている各指定避難所へ自主参集し、施設の安全を確認したうえで指定避難所を開設し、避難者の受入を行うこととする。

なお、指定避難所として開設された施設の管理者は、あらかじめ担当部ごとに定める災害応急対策実施要領（災害時対応マニュアル）に基づき、必要な職員の確保に努めるなど市の避難対策に協力する。

指定避難所の事前指定等については、総則第2章2部第4節による。

- (3) 指定避難所を開設したときは、総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）はその状況を速やかに知事（防災消防課）に報告するものとし、この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

なお、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。

ア. 開設した場合

- (ア) 指定避難所を開設した日時
- (イ) 場所（指定避難所名を含む。）及び箇所数
- (ウ) 避難人数
- (エ) 開設期間の見込み

イ. 閉鎖した場合

- (ア) 指定避難所を閉鎖した日時
- (イ) 最大避難人数及びそれを記録した日時

3. 指定避難所に受け入れる者

指定避難所に収容する対象者は次のとおりである。

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- (3) 避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

4. 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

ただし、学校施設を指定避難所とした場合において、避難が長期化する際、本部長（市長）は、児童・生徒の就学の重要性に鑑み、教育活動を早期再開できるよう配慮に努めるものとする。

5. 指定避難所における職員の任務

(1) 一般的事項

- ア. 指定避難所開設の掲示
- イ. 避難者の受付及び整理
- ウ. 日誌の記入
- エ. 食料、物資等の受払及び記録
- オ. 避難者名簿の作成

(2) 本部への報告事項

- ア. 指定避難所の開設（閉鎖）報告
- イ. 指定避難所状況報告
- ウ. その他必要事項

6. 指定避難所の運営管理

避難所配置職員は、施設管理者、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティアなどの協力を得ながら指定避難所等の適切な管理・運営を図るため、次の措置を講ずるものとする。

なお、小学校等に配置した避難所配置職員は、防災活動拠点施設運営のための任務（第8節「防災活動拠点施設の活用」参照）を併せて行うこととする。

- (1) 避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- (2) 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者及び連絡員を指定し、避難所の運営管理と収容者の保護に当たるものとする。
- (3) 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料・飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。
- (4) 避難所では、開設当初からパーティション及び段ボールベッドや簡易ベッドを設置するなどしてプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、仮設トイレ、自動ラッピングトイレ、マンホールトイレを早期設置するなどして良好な生活環境の確保に努める。状況に応じてトイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

- (5) 女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点

への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。

(6) 避難者の健康状態を把握するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談の実施に努めるとともに、必要に応じて、心のケア等の活動を行う。

(7) 在宅避難者や、やむを得ない理由により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。

特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

また、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(8) 避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

(9) 指定避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(10) 避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(11) 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。

(12) 避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、青森市保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策を徹底するものとする。

(13) 良好な避難所環境の確保のため、災害時応援協定等の活用により避難者への温かい食事の提供等に配慮する。

(14) 連絡所の設置

指定避難所内に連絡所を設置し、避難者への各種情報提供の窓口とする。また、連絡所には、電話、ファックス、無線等連絡のための装置を可能な限り設置し、災害対策本部及び関係機関との連絡体制を確保する。

(15) 避難者名簿の作成

避難者を受入する際には、その場で所定の避難者名簿に世帯単位で記入させ、避難所運営の基礎資料とする。

(16) 指定避難所周辺の情報収集

倒壊家屋の状況及び電気、ガス、水道等のライフラインの被害状況など指定避難所周辺の災害情報を収集し、災害対策本部へ伝達する。

(17) 記録

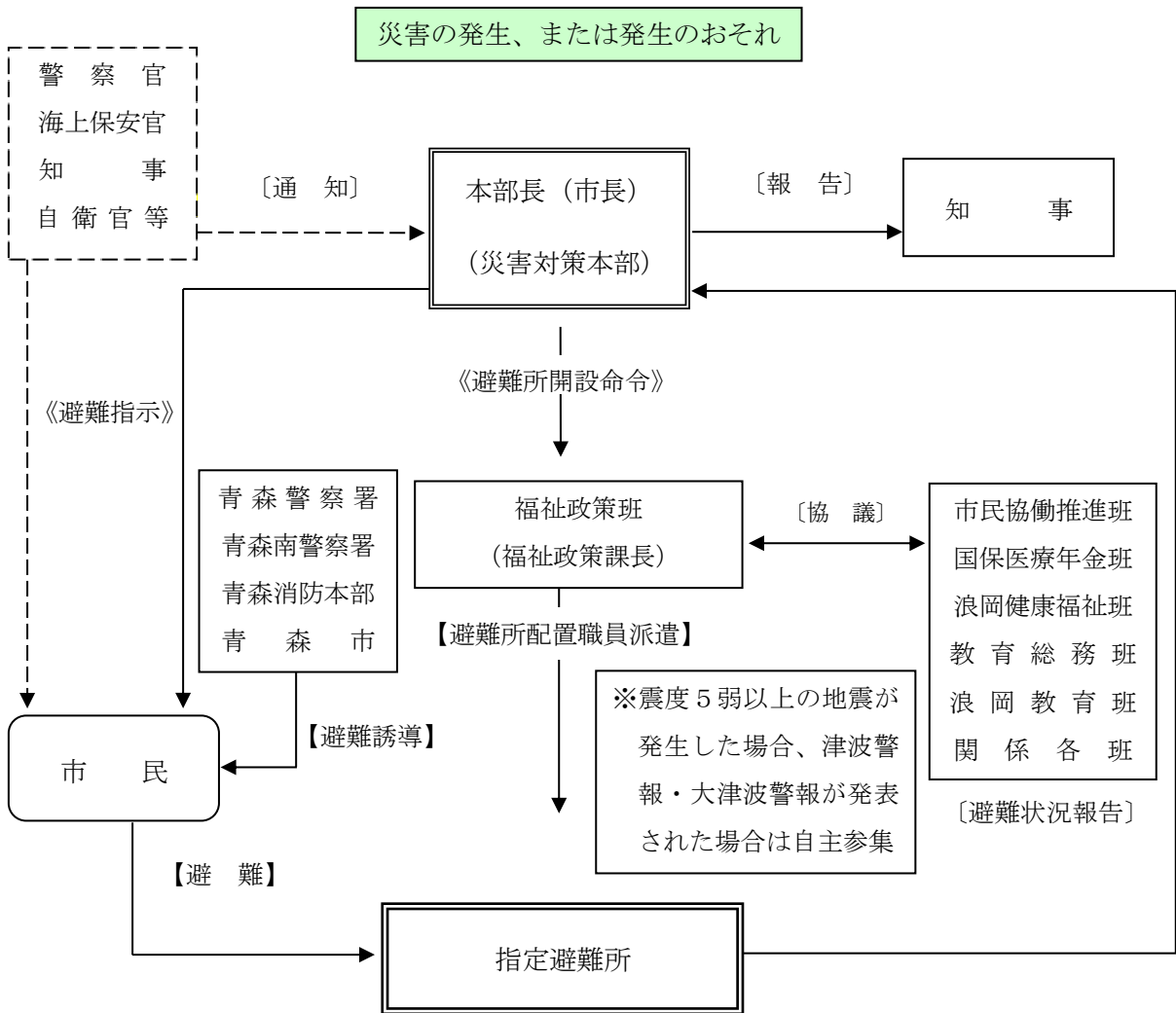
指定避難所の維持管理のため、次の書類等を整備し、保存しておくものとする。

- ア. 避難者名簿
- イ. 避難所収容台帳
- ウ. 避難所物品受払簿
- エ. 避難所設置及び収容状況
- オ. 避難所設置に要した支払証拠書類

(18) その他の業務管理

- ア. 食料品の適正管理
- イ. 施設共用部分の消毒
- ウ. 保健衛生管理
- エ. 指定避難所内の火災予防及び盗難防止対策
- オ. その他

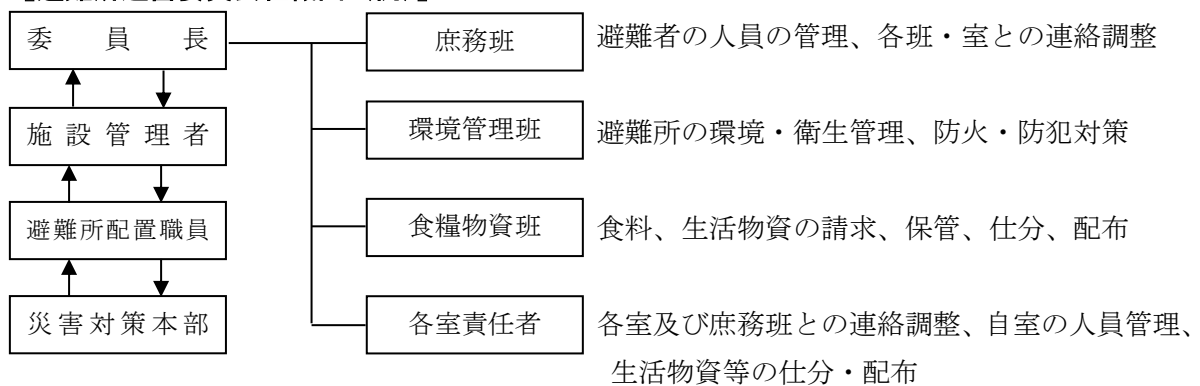
【指定避難所開設フロー図】



7. 避難所運営委員会

指定避難所に避難者で構成される避難所運営委員会を設置し、町会及び町内会、自主防災組織並びに災害ボランティアなどとの協力のもとに、自主的な管理・運営体制を確立するものとする。避難所運営委員会の各班の構成は、避難所の状況に合わせた適宜、設置するものとする。

【避難所運営委員会組織図（例）】



第8. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

第9. 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは、次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市長名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア. 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。

イ. 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、地区名等を活用し、なるべくわかりやすく周知する。

第10. 在港船舶等の避難

在港船舶及び沿岸で操業中の漁船は、津波予警報を受けたとき、又は津波のおそれがあるときは、それぞれの船舶の大きさ、予想される津波の規模に応じ、港外へ避難し、又は船舶を岸壁に固定し、若しくは陸上へ引き上げ、乗員は陸上に避難するなど、人命を最優先した必要な措置をとる。

第11. 孤立地区対策

本部長（市長）は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の

解消に努める。また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

第12. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

第13. 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 市は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 市は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。
- (5) 市は、所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

第14. 訪日外国人旅行者対策

市は、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

第15. 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施又はこ

- れに要する人員及び資機材についての応援を県に要請する。
- (2) 市は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、指定避難所の開設・運営についての応援を県に要請する。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、又は他都道府県の市町村への受入依頼については県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (5) 被災市町村は広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。
- (6) 県は、旅館・ホテルを指定避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、青森市は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

第16. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

○ 小学校区別収容人数一覧表	(資料・様式編/資料50)
○ 指定避難所及び指定緊急避難場所指定一覧	(資料・様式編/資料51)
○ 福祉避難所一覧表	(資料・様式編/資料68)
○ 避難状況・救護所開設状況	(資料・様式編/様式4)
○ 物資調達依頼票	(資料・様式編/様式39)
○ 避難所物品受払簿	(資料・様式編/様式40)
○ 避難所(開設・閉鎖)報告書	(資料・様式編/様式41)
○ 避難者入場時の受付簿	(資料・様式編/様式42)
○ 避難者状況報告書(日報)	(資料・様式編/様式43)
○ 避難者名簿(世帯別)	(資料・様式編/様式44)

第8節 津波災害応急対策

津波による被害の拡大を防止するため、応急活動体制の確立等の応急対策に万全を期するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

津波災害時における応急措置は、関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・津波予報に伴う広報に関する事。
農 林 水 産 部	水産振興センター班	・津波災害に伴う漁港の巡回・監視に関する事。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 班	・津波災害に伴う河川・公園・港湾施設の巡回・監視に関する事。
	道 路 維 持 班	・津波災害等に伴う湾岸道路及び橋梁の巡回・監視に関する事。
企 業 部	下 水 道 整 備 班 八重田浄化センター班 蜆貝ポンプ班	・津波災害に伴う下水道施設の巡回・監視に関する事。
消 防 部	消 防 班	・避難の指示の伝達及び避難誘導に関する事。
	予 防 班	・警報等の伝達に関する事。 ・消防等の広報に関する事。

第2. 応急活動態勢

本部長（市長）は、津波に対する応急活動態勢について、第2節「動員計画」によるほか、次によるものとする。

1. 津波監視体制等の確立

(1) 津波危険予想地域の設定

過去の津波災害の状況及び海岸の形状等から津波による被害が想定される地域を設定する。

(2) 津波監視場所の指定

津波の来襲に備え、直ちに海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて海面監視を開始するよう監視人、監視場所を予め定める。

【津波監視指定場所】

津波監視指定場所	所在地
青森市役所（柳川庁舎）	青森市柳川二丁目 1-1
青森県東青地域県民局地域整備部青森港管理所	青森市本町四丁目 5-5

(3) 津波警報等が発表される前で、災害発生のおそれのある段階

ア. 強い揺れ（震度4程度以上の地震）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

(ア) 監視員は、気象庁等からなんらかの情報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(イ) 津波警報等の発表は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合が多いので、地震発生直後は放送を聴取する。

(ウ) 沿岸の市民、海水浴客、釣人等に対し、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

イ. 異常な水象を知ったときは、県、青森警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準じた措置を行う。

(4) 津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階



ア. 監視員は、直ちに海面監視を実施する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

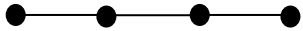

イ. 沿岸の市民、海水浴客、釣人等に対し、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

第3. 津波警報等・地震情報等の伝達

津波警報等・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に伝達する。

情報等の種類、発表基準及び伝達方法等は、第3節「津波警報等・地震情報等の収集及び伝達」によるほか、市における沿岸住民に対する津波警報等の周知方法は次のとおりとする。

区分	打鐘標識	サイレン標識	その他
津波注意報		10秒 —— 2秒 —— 10秒	広報車等
津波警報		5秒 —— 6秒 —— 5秒	

大津波警報 (特別警報)		3秒 3秒 ——— 2秒 ———	
津波注意解除 津波警報解除 大津波警報解除 (特別警報)		10秒 1秒 ——— 3秒 ———	

第4. 避難

(1) 住民避難

沿岸住民に対する避難指示等については、第7節「避難」に定めるところによるものとするが、特に次のような措置を講じ、市民の避難が円滑に行われるよう努める。

ア. 避難の指示等

実施責任者は、避難の時機を失しないよう速やかに行う。この場合、津波危険区域内の全市民を避難させる。

イ. 避難指示等の伝達

避難指示等を発したときは、広報車・サイレン・有線放送等により、迅速に地域住民に対し、周知徹底を図る。

なお、津波による避難指示等は次による。

警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○——— 休 止 ○———

第9節 防災活動拠点施設等の活用

地震、津波等による大規模な災害が発生した場合には、防災活動拠点施設（小学校、中学校、市民センター等）において、地区の被害情報を速やかに収集し、災害対策本部へ伝達するとともに、自主防災組織や市民と連携・協力しながら地区単位で迅速に応急活動を実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

防災活動拠点施設の開設及び運営は、本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
総務部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動拠点施設の開（閉）設、運営の総括に関すること。 ・食料、生活必需物資の備蓄及び防災資機材の整備に関すること。 ・防災活動拠点施設配備無線の保守に関すること。
	人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。
福祉部	福祉政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動拠点施設の運営に関すること。
浪岡振興部	浪岡健康福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における防災活動拠点施設の運営に関すること。
教育部	教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部職員の非常招集及び配置に関すること。 ・防災活動拠点施設の開設及び管理に関すること。 ・防災活動拠点施設配備無線の利用に関すること。
	地域班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動拠点施設の開設及び管理に関すること。
	浪岡教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における防災活動拠点施設の開設及び管理に関すること。

第2. 防災活動拠点施設等の開設（閉鎖）・運営

1. 開設（閉鎖）

本部長（市長）は、次の場合に防災活動拠点施設を開設（閉鎖）する。

開設時期・条件	開設する拠点施設	閉鎖時期
青森市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。	全ての拠点施設（津波による被害が想定される箇所を除く。）	応急対策が完了したとき、または災害の発生するおそれなくなったとき。
地震・津波災害により、大規模な被害が局地的に発生したとき、または発生するおそれがあるとき。	当該地域の拠点施設	

2. 運営

防災活動拠点施設の運営は、避難所配置職員（第7節「避難」参照）が行うこととするが、本部長（市長）は災害の規模、状況に応じて応援職員を派遣するとともに、他の防災活動拠点施設等から防災資機材を搬送するなど、業務の円滑な実施体制を確保する。

第3. 防災活動拠点施設等における職員の任務

- (1) 地区の被害情報の収集及び災害対策本部への伝達
- (2) 防災資機材の管理
- (3) 応援職員の派遣及び防災資機材の追加配備の要請
- (4) その他必要な事項

(資料)

○ 防災活動拠点施設別防災資機材等整備状況

(資料・様式編／資料23)

第10節 災害救助法の適用

大規模な地震・津波災害が発生した際に、災害救助法に基づく救助の実施により、被災した者の保護と社会秩序の迅速な安定を図るものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 災害救助法の適用は、知事が行うものとする。
- (2) 本部長（市長）は、市域における被害が災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みであるときは、災害救助法の適用を知事に要請することとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	危機管理班	・災害救助法関係の総括に関すること。
税務部	調査班	・被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。
都市整備部	建築指導班	・罹災証明の発行に係る調査班の応援に関すること。
浪岡振興部	浪岡調査班	・税務部調査班の応援に関すること。 ・浪岡地域における被害届の受付及び罹災証明の発行に関する こと。
各部	各班	・災害救助の実施に関すること。

第2. 災害救助法との関係

- (1) 災害救助法が適用されたときは、同法に基づく「救助」は同法第2条の規定に基づき知事が行うものとし、同法第13条第2項の規定に基づき本部長（市長）が補助する。
- (2) 災害救助法が適用され、同法第13条第1項の規定に基づき知事よりその権限に属する「救助」の実施に関する事務の一部を本部長（市長）が行うこととされたとき、または青森県災害救助法施行細則第1条の2第1項の規定に基づき災害の事態が急迫し知事の指揮を待ついとまがないと認めるときは、本部長（市長）が実施する。

第3. 災害救助の適用基準**1. 適用基準の内容**

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号
青森市内の住家が滅失した世帯の数が100世帯以上の場合
- (2) 災害救助法施行令第1条第1項第2号
県内の住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上の場合で、青森市内の住家が滅失した世帯の数が50世帯以上の場合
- (3) 災害救助法施行令第1条第1項第3号（前段）
県内の住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上の場合で、青森市内の住家が滅失した世帯の数が多数の場合
- (4) 災害救助法施行令第1条第1項第3号（後段）
災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 災害救助法施行令第1条第1項第4号
多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2. 被害の認定基準等

- (1) 被害の認定基準
 - ア. 住家の全壊（全焼、全流出）
住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
 - イ. 住家の半壊、半焼
 - (ア) 大規模半壊
住宅の損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
 - (イ) 半壊
住家の損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - ウ. 床上浸水等
住家の床より上に浸水したもの及び全壊。半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないもの。
- (2) 滅失世帯数の算定
住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、流失した世帯を1世帯とし

てとらえ、住家が半壊、半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯に換算して算定する。

第4. 救助の実施に関する手続

1. 適用要請

- (1) 本部長（市長）は、被害が災害救助法の適用基準に該当するとき、または該当する見込みがあるときは、知事に対し災害救助法の適用を要請する。
- (2) 本部長（市長）は、知事より災害救助法の適用通知を受けたときは、速やかに災害対策本部に報告する。

2. 報告事項

- (1) 各本部員は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）に報告する。
- (2) 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部の報告事項を取りまとめ、知事（健康福祉政策課）に報告する。

(資料)

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料・様式編／資料45) |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料46) |
| ○ 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県） | (資料・様式編／資料47) |
| ○ 青森市災害救護条例 | (資料・様式編／資料48) |
| ○ 被害程度の認定基準 | (資料・様式編／資料49) |

第11節 消 防

地震・津波災害において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、二次的に発生する多発火災による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、消防長が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
消 防 部	消 防 庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部との連絡調整に関する事。 ・消防部の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関する事。 ・消防部の連絡調整に関する事。 ・関係機関への連絡に関する事。 ・災害防御対策必要資機材の調達及び搬送に関する事。 ・応援協定に基づく応援要請に関する事。 ・隊員の休養、給食等に関する事。
	予 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・警報等の伝達に関する事。 ・危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する事。 ・消防等の広報に関する事。 ・写真等記録に関する事。 ・避難対策に関する事。 ・罹災証明に関する事。
	警 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び団員の非常招集及び配置に関する事。 ・医療機関等との連絡調整に関する事。 ・関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関する事。 ・消防水利の運用統制に関する事。 ・機械器具の整備、点検及び運用に関する事。 ・緊急消防援助隊に関する事。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関する事。 ・消防団の運用に関する事。
	通 信 指 令 班	<ul style="list-style-type: none"> ・通信施設の保守に関する事。 ・通信の運用及び無線の統制に関する事。 ・消防隊の出動指令に関する事。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関する事。
	消 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事。 ・救助、救急活動に関する事。 ・被災者の救出、救護及び捜索に関する事。 ・避難の指示の伝達及び避難誘導に関する事。 ・警戒区域の設定に関する事。 ・災害状況図及び警防活動図の作成に関する事。

第2. 出火防止・初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、消防長は、日頃からあらゆる方法により市民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

第3. 消火活動

地震による火災は同時多発するほか、津波や土砂災害などと同時に発生する 경우가多く、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害等が想定され、その際にはすべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、消防長は消防力の重点投入地区を選定し、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

第4. 救急・救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、青森市医師会、南黒医師会、日本赤十字社青森県支部青森市地区（浪岡分区を含む。）、青森警察署及び青森南警察署並びに医療機関と協力し、迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

第5. 青森市消防計画

震災時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動の支援等具体的対策などについては、青森地域広域消防事務組合消防計画による。

第6. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援等が必要である旨の連絡及び自衛隊の災害派遣等について要請する。

（資料）

- 消防施設等の現況 （資料・様式編／様式17）
- 救助施設・設備等の現況 （資料・様式編／様式18）

第12節 水 防

地震津波災害において二次的に発生する洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における水防活動は、青森市水防管理者（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
農林水産部	農地林務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池の水量調査及び利活用に関すること。 ・水利組合との連絡調整に関すること。 ・水門の開閉に関すること。
都市整備部	公園河川班	<ul style="list-style-type: none"> ・水防対策全般の企画及び運営に関すること。 ・河川関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・水難救助及び河川漂流物に関すること。 ・河川水位及び潮位等の観測資料並びに水防活動状況の把握に関すること。 ・洪水に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・浅虫ダム及び下湯ダム関係機関との連絡調整に関すること。 ・急傾斜地の被害調査及び応急対策に関すること。 ・津波・高潮災害対策に関すること。 ・海上漂流物に関すること。
	道路維持班	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・崖崩れ等の応急対策に関すること。 ・崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・融・流雪溝の被害調査及び応急対策に関すること。 ・各道路管理者との連絡及び調整に関すること。

担当部（主担当班）		担当業務
浪岡振興部	浪岡都市整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における河川関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・浪岡地域における水難救助及び河川漂流物に関すること。 ・浪岡地域における河川水位等の観測資料及び水防活動状況の把握に関すること。 ・浪岡地域における洪水に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・浪岡ダム関係機関との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における急傾斜地の被害調査及び応急対策に関すること。 ・浪岡地域における市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・浪岡地域における崖崩れ等の応急対策に関すること。 ・浪岡地域における崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。
企業部	施設班	・水道施設の応急対策に関すること。
	八重田浄化センター班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。
	蜷貝ポンプ班	・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。

第2. 監視、警戒活動

地震による津波又は洪水の襲来が予想されるときは、水防管理者（市長）は安全を確保した上で、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等を指示する。

第3. 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、地震による津波又は洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

第4. 応急復旧

河川、海岸、ため池、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

第5. 青森市水防計画

災害時における水防団の活動等具体的対策等については、青森市水防計画による。

第6. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき他の市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

（資料）

○ 水防施設・設備等整備状況

（資料・様式編／様式19）

第13節 救 出

地震・津波災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するため、平時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

(1) 市及び青森消防本部

災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、警察機関その他の関係機関と連絡を密にしながら救出又は捜索を実施する。

(2) 海上保安部

青森海上保安部は、次の各種の通報を受け、又は自ら確認したときは、救出を実施する。

ア. 船舶が遭難した場合

イ. 船舶火災が発生した場合

ウ. 海上で行方不明者が発生した場合

2. 実施担当

担当部 (主担当班)		担 当 業 務
総 務 部	危 機 管 理 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。 ・ 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること。 ・ 知事への防災ヘリコプターの応援要請に関すること。 ・ 自衛隊との連絡調整に関すること。 ・ 救出班及び遺体捜索班の編成に関すること。
	契 約 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
保 健 部	保 健 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・衛生団体との連絡調整に関すること。 ・ 医療施設の被害情報の収集及び連絡調整に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 健 康 福 祉 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における保健・衛生団体との連絡調整に関すること。 ・ 浪岡地域における医療施設の被害情報の収集及び連絡調整に関すること。
市 民 病 院 部	医 療 看 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者等の医療救護及び看護に関すること。
	浪 岡 医 療 看 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における傷病者等の医療救護及び看護に関すること。
消 防 部	警 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防職員及び消防団員の非常招集及び配置に関すること。 ・ 医療機関等との連絡調整に関すること。 ・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	消 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。

第2. 救出方法**1. 陸上における救出**

関係機関は、次により救出活動を実施する。

- (1) 消防職員及び警察官等により救出隊を編成する。
- (2) 救出現場には、必要に応じて救出隊を統括する本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ本部長（市長）等が指示する。
- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被災地の状況、災害の規模等に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要請を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- (5) 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
- (7) 消防部は、保健班（保健予防課、健康づくり推進課）及び浪岡健康福祉班（健康福祉課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。
- (8) 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

2. 海上における救出

海上における救出は、海上保安部が関係機関の協力を得て行う。

第3. 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
- (3) 船舶の遭難により救出を要する者（原則として水難救護法による。）

第4. 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）とする。
ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

第5. 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機関名	担当課	所在地	電話番号	緊急通報番号
青森市	危機管理課	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059	
青森地域広域 事務組合	通信指令課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0851	119番
青森警察署	警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110	110番
青森南警察署	警備課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021	110番
青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421	118番

第6. 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、本部長（市長）が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達するものとする。

第7. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ緊急消防援助隊による応援及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

市災害対策本部は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合に、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報の提供の要請を積極的に行うよう努める。

第8. その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(資料)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 救助施設・設備等の現況 | (資料・様式編/資料18) |
| ○ 災害救助法による救出の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編/資料46) |
| ○ 被災者救出状況記録簿 | (資料・様式編/様式45) |

第14節 食料供給

地震・津波災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 本部長（市長）は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関すること。
	危 機 管 理 班	・食料、生活必需物資の備蓄及び資機材の整備に関すること。
	契 約 班	・食料品等応援物資の調達に係る契約等に関すること。
市 民 部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に関すること。
	人権男女共同 参 画 班	・炊き出し場所の提供に関すること。
福 祉 部	生 活 福 祉 班	・食料の調達及び配分に関すること。
農 林 水 産 部	農 業 政 策 班	・契約班の応援（主要食糧及び生鮮食料品等（農畜産物）の確保）に関すること。
	水 産 振 興 セ ン タ ー 班	・契約班の応援（生鮮食料品等（水産物）の確保）に関すること。
	市 場 班	・生鮮食料品の確保に関すること。 ・食料集積場所の確保に関すること。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における食料の調達及び配分に関すること。
教 育 部	地 域 班	・食料等集積場所の確保に関すること。 ・炊き出し場所の提供に関すること。
	学 校 給 食 班	・炊き出しの実施及び協力に関すること。
	浪 岡 教 育 班	・浪岡地域における食料等集積場所の確保に関すること。

第2. 炊き出しその他による食料供給の方法

本部長（市長）は、次により食料の供給を実施する。

(1) 炊き出し担当者の配置

学校給食班長（学校給食課長）は、炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食料の供給対象者は次のとおりとする。

ア. 避難所に避難している者**イ. 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者**

(ア) 床上浸水については、炊事道具が流失し、あるいは土砂に埋まるなどにより炊事のできない者を対象とする。

(イ) 親せき、知人等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。

ウ. 被害を受け一時縁故先に避難する者

(ア) 食料をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては、応急食料品を現物をもって支給する。

(イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。

エ. 旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者等が必要な救済措置を講じる場合は対象としない。

オ. 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者**(3) 供給品目****ア. 主食**

(ア) 米穀

(イ) 弁当等

(ウ) パン、乾パン、うどん、インスタント食品等

イ. 副食物

費用の範囲内でその都度定めるものとする。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

・エネルギー 1,800～2,200kcal

・たんぱく質 55g以上

・ビタミンB1 0.9mg以上、ビタミンB2 1.0mg以上、ビタミンC 80mg以上

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。

(6) 供給場所

炊き出し及びその他の食料の供給は、原則として避難所において行う。ただし、被災した在宅の障害者や高齢者など避難所に向くことが困難な者に対しては、巡回配布の方法により行うようにする。

(7) 供給期間

炊き出し及びその他の食料の供給は、災害発生の日から原則として7日以内の期間で実施する。

(8) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりとする。

- 炊き出し実施場所一覧 (資料52)

(9) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求めるものとする。

- 炊き出し協力要請団体一覧 (資料53)

第3. 食料の確保及び調達**1. 食料の確保**

本部長（市長）は、災害時の食料確保のため、平時より次の措置を講じておくものとする。

- (1) 市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、町会及び町内会を通じて啓発する。
- (2) 市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や咀嚼・嚥下に配慮した食品、慢性疾患や食物アレルギーに対応した食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。
- (3) 流通在庫備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。
- (4) 避難所における慢性疾患や食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギー等に配慮した食料の確保等に努める。

2. 食料の調達

本部長（市長）は、次により食料を調達する。

(1) 食料調達配分計画の作成

ア. 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）は、関係各班と連携し、避難者の収容状況及び被害実態調査結果等を基に、食料の品目及び必要量を把握し、食料調達・配分計画

を作成する。

イ. 食料調達・配分計画は、次の事項を明確にするものとする。

(ア) 調達する食料の品目及び数量

(イ) 調達した食料の集積場所及び配分先

(ウ) 調達した食料の配分先毎の品目及び数量

(2) 調達

ア. 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）は、食料調達・配分計画に基づき、契約班長（契約課長）に対して食料の調達を依頼する。

イ. 契約班長（契約課長）は次により食料の調達を行う。

(ア) 関係業者からの調達

青森市内の関係業者から食料の調達を行う。

(イ) 応援協定締結事業者・団体からの調達

青森市内の関係業者からの調達が困難な場合は、災害時における応援協定締結事業者・団体に対して食料供給を要請する。

(ウ) 県等からの調達

上記（ア）（イ）の方法によっても食料の調達が困難な場合は、次のとおり県等から食料を調達する。

a. 応急用食料等の調達

炊き出し及びその他の食料の供給を必要とする事態が発生した場合、当該食品の供給に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事（東青農林水産事務所）に提出する。

ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

b. 災害救助用米穀の調達

本部長（市長）は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産大臣に連絡する。

c. 米穀の調達先は、次のとおりである。

(a) 農林水産省指定倉庫 (資料 54)

(b) 米穀・パン卸売業者等一覧 (資料 55)

d. その他の食品及び調味料の調達

(a) パン、おにぎり、即席めん等の調達

本部長（市長）は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

(b) 副食、調味料の調達

副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産業者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

3. 調達、救援食料の集積場所

- (1) 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び地域振興班（地域振興課長）は、集積場所に仕分け、配分を行うための要員を配置する。
- (2) 調達した食料の集積場所は、次のとおりとする。ただし、当該施設が被災し使用できない場合又は当該施設のみでは不足する場合には、地域班長（中央市民センター館長）、市場班長（中央卸売市場管理課長）及び浪岡教育班長（教育課長）は速やかに代替施設を確保する。

施設名		面積(㎡)	管理責任者	所在地	電話番号
中央卸売市場	—	—	課長	青森市卸町 1-1	017-738-1101
中央市民センター	集会室	134.6	館長	青森市松原一丁目 6-15	017-734-0163
中世の館	—	—	館長	青森市浪岡浪岡 字岡田 43	0172-62-1020

第4. 炊き出し及びその他の食料配分

本部長（市長）は、次により炊き出し及びその他の食料の配分を行う。

- (1) 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び地域振興班（地域振興課長）は、物資集積場所において炊き出しに必要な食品等（米穀、調味料等）及び各指定避難所へ輸送する食料の仕分け作業を実施する。
- (2) 学校給食班長（学校給食課長）は、集積場所において炊き出しに必要な食品等を生活福祉班長から一括配分を受けた後、指定避難所又はその近くの適当な場所を選定して炊き出しを実施する。
なお、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ当該施設を活用する。
また、炊き出しを実施するに当たっては、町会及び町内会、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。
- (3) 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び地域振興班（地域振興課長）は、集積場所から食料を各避難所へ搬送し、避難所配置職員、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティアなどと協力して避難者へ配分するものとし、指定避難所に向くことの困難な障害者、高齢者等に対しては巡回配布の方法により行うようにする。なお、避難者に配分する食料は、現に食し得る状態にあるものとし、原材料（米穀、醤油等）として供給することは避ける。
- (4) 学校給食班長（学校給食課長）は、炊き出し現場から炊き出した食料を各指定避難所へ搬送し、避難所配置職員、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティア等と協力して避難者へ配分するものとし、指定避難所に向くことの困難な障害者、高齢者等に対しては、巡回配布の方法により行うようにする。
- (5) 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、

確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

- (6) 食料の配分に当たっては、健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

第5. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら炊き出し及びその他の食料の供給の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食料の供給の実施、又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事に対して自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 防災活動拠点施設別防災資機材等整備状況 | (資料・様式編／資料23) |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料46) |
| ○ 炊き出し実施場所一覧 | (資料・様式編／資料52) |
| ○ 炊き出し協力要請団体 | (資料・様式編／資料53) |
| ○ 農林水産省指定倉庫一覧 | (資料・様式編／資料54) |
| ○ 米穀・パン卸売業者等一覧 | (資料・様式編／資料55) |
| ○ 炊き出し給与状況 | (資料・様式編／様式46) |
| ○ 給食者名簿 | (資料・様式編／様式47) |

第15節 給水

地震・津波災害による水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
総務部	契約班	・災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
保健部	保健班	・飲料水の衛生対策に関すること。
農林水産部	農地林務班	・ため池の水量調査及び利活用に関すること。
企業部	水道総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・企業部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 ・企業部の管理に係る施設・設備（管理班の管理に係るものを除く。）の応急対策に関すること。 ・日本水道協会等関係機関との連絡及び各班との連絡調整に関すること。 ・調査及び応急対策車両の配車に関すること。 ・水道施設の総合対策に関すること。 ・水道に係る資機材の調達に関すること。
	経営企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水その他の実施事項の応援に関すること。 ・水道に係る情報の収集及び広報に関すること。
	営業班	・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	上水道整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	横内浄水班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び水量の調整に関すること。 ・水質検査に関すること。 ・水源の被害調査に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	堤川浄水班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び水量の調整に関すること。 ・水源の被害調査に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。

施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査に関すること。 ・水道施設の応急対策に関すること。 ・給水活動に関すること。 ・災害時における通信連絡の応援に関すること。 ・水道部に係る無線通信の統制に関すること。 ・調査及び応急対策車両の配車に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。 ・水源の被害調査に関すること。 ・津軽広域水道企業団等との連絡調整に関すること。
給排水班	<ul style="list-style-type: none"> ・指定工事業者への連絡に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。
上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道総務班及び地域振興班との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における上水道に係る情報の収集及び広報に関すること。 ・企業部各班（管理班を除く。）の実施事項の応援に関すること。

第2. 飲料水の供給方法等

(1) 給水対象者及び供給量

水道、井戸等の水道施設が破壊され、断減水、枯渇または汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(2) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(3) 給水方法

水道事業者（市）は、水道施設の被害、断水等の状況、給水可能数量を把握した上で速やかに応急給水計画を策定し、当該計画に基づき、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア. 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。

（給水可能配水池 4箇所 29,460 m³）

イ. 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

（給水可能施設 3箇所 500 m³）

ウ. 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

（給水タンク車（容量2 m³）2台、給水タンク（容量1 m³）28基、給水袋（5 L・6 L・10 L）16,150袋・7,800袋・4,830袋）

○ 飲料水の補給用水源・応急給水基地一覧（資料56）

第3. 給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア. 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ. 地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

- 給水資機材保有状況 (資料 21)

(2) 応急給水基地

飲料水の応急給水基地は、次のとおりである。

- 飲料水の補給用水源・応急給水基地一覧 (資料 56)

第4. 水道施設の応急措置

災害により、水道施設が被害を受けた場合、被害状況を調査の上、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項

ア. 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

イ. 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事または保守点検

ウ. 井戸水の滅菌使用その他飲料水の最低量確保

第5. 応援協力関係

(1) 本部長（市長）は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康医療福祉部長）へ応援を要請するとともに、必要に応じて災害時相互応援協定等に基づき、日本水道協会へ応援を要する。

(2) 本部長（市長）は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○ 給水資機材保有状況 | (資料・様式編／資料 2 1) |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料 4 6) |
| ○ 飲料水の補給用水源・応急給水基地一覧 | (資料・様式編／資料 5 6) |
| ○ 生活用水提供事業所一覧 | (資料・様式編／資料 5 7) |
| ○ 飲料水の供給簿 | (資料・様式編／様式 4 8) |

第16節 応急住宅供給

地震・津波災害により住宅に被害を受け、自らの資力により住宅を確保することができない者及び被害住家の応急修理をすることができない者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅の建設若しくは借上げ、又は被害住家の応急修理を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は被害住家の応急修理は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	管 財 班	・市有財産（未利用地等）の応急利用に関すること。
	契 約 班	・災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。 ・応急復旧工事の請負契約に関すること。
都市整備部	住 宅 政 策 班	・市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 ・応急仮設住宅の設置に必要な調査及び建設に関すること。 ・応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅の管理に関すること。 ・災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関すること。
	建 築 指 導 班	・公共建築物及び住宅の応急修理に必要な調査に関すること。 ・独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅資金融資のあっせんに関すること。 ・所管事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。
	建 築 営 繕 班	・公共建築物及び住宅の応急修理に関すること。 ・契約班の応援（応急対策用建築資材の確保）に関すること。

第2. 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存住宅ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

第3. 応急仮設住宅の建設及び供与**1. 建設場所**

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リスト等から次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- (ア) 二次災害のおそれがない場所
- (イ) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- (ウ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (エ) 被災者の生業の見通しがたつ場所

2. 建設方法

建設は、直接または建設業者に請け負わせて行う。

3. 供与

(ア) 対象者

災害により、住家が全壊（焼）し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

(イ) 管理及び処分

- a 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設住宅であることから、なるべく早い機会に他の居住へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。
- b 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは処分する。

4. 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性や子ども・若者の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の設置に配慮する。

5. 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

市は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第4. 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

1. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア. 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼し又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ. 方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

2. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア. 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼しもしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ. 方法

(ア) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、建設業者に請け負わせて行う。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

第5. 建設方法、建築資材及び建築技術者の確保**1. 業者への請負**

応急仮設住宅の建築は、住宅政策班（住宅政策課）が担当し、契約方式は、リース方式（賃貸借契約）又は買取り方式（売買契約）とする。なお、緊急に必要なものについては、地方自治法上、随意契約が認められている。

2. 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

3. 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、市内の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

第6. 住宅等のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

第7. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は住家の応急修理が困難な場合、これらの実施、又はこれに要する人員及び建築資材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第8. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、青森県災害救助法施行細則による。

（資料）

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | （資料・様式編／資料4 6） |
| ○ 指定避難所一覧（目的別） | （資料・様式編／資料5 1） |
| ○ 建築技術者確保に係る関係団体 | （資料・様式編／資料5 8） |
| ○ 応急仮設住宅台帳 | （資料・様式編／様式5 2） |
| ○ 住宅応急修理記録簿 | （資料・様式編／様式5 3） |

第17節 遺体の搜索、処理、埋火葬

被災地の住民が地震・津波災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の搜索は、警察官及び海上保安官の協力を得て、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。
- (2) 災害時における遺体の処理は、青森警察署及び青森南警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委任を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市町村長）が行うものとする。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危 機 管 理 班	・救出及び遺体搜索班の編成に関すること。
	人 事 班	・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・労務要員の雇用及び配分の総括に関すること。
	管 財 班	・車両の確保及び配車に関すること。 ・労務要員の輸送に関すること。 ・久栗坂財産区火葬場の使用に関すること。
市 民 部	市 民 班	・埋火葬許可証の交付に関すること。 ・被害者等の住所・氏名・生年月日・性別の把握に関すること。
	生 活 安 心 班	・遺体の火葬及び埋葬に関すること。
保 健 部	保 健 班	・感染症（一類～三類及び新型インフルエンザ等）に汚染された遺体の移動制限等に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 市 民 班	・浪岡地域における埋火葬許可証の交付に関すること。 ・浪岡地域における防疫（感染症の予防措置及び発生動向調査）に関すること。
市 民 病 院 部	医 療 看 護 班	・遺体の処理（検案等）に関すること。
	浪 岡 医 療 看 護 班	・浪岡地域における遺体の処理（検案等）に関すること。

教 育 部	文化学習活動 推 進 班	・文化スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	浪 岡 教 育 班	・浪岡教育班の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関すること。
企 業 部	管 理 班	・バス緊急輸送の確保に関すること。

第2. 遺体の搜索

1. 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

- (1) 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合
- (2) 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は、壊滅してしまっただような場合
- (3) 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

2. 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、警察官及び消防職団員等により搜索班を編成し、実施するが、海上漂流遺体については青森海上保安部に搜索を要請する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

3. 事務処理

災害時において遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 遺体発見者
- (3) 搜索年月日
- (4) 搜索地域
- (5) 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
- (6) 費用

第3. 遺体の処理

1. 対象

死体の処理は、後記第4「遺体の埋火葬」に準じる。

2. 遺体の処理の方法

- (1) 青森警察署及び青森南警察署は、医師の協力等を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認を行う。

- (2) 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。
- (3) 市は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
- (4) 大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保存が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。市は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。

【遺体安置所】

名 称	所 在 地	面 積	管 理 者	電 話 番 号
青森市屋内グラウンド	青森市大字浜田字豊田 123-6	5,845 m ² (主運動場)	青 森 市	017-718-1428

3. 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- (1) 実施責任者
- (2) 死亡年月日
- (3) 死亡原因
- (4) 遺体発見場所及び日時
- (5) 死亡者及び遺族の住所氏名
- (6) 洗浄等の処理状況
- (7) 一時収容場所及び収容期間
- (8) 費用

第4. 遺体の埋火葬

1. 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

- (1) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき。
- (2) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
- (3) 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
- (4) 埋火葬すべき遺族がいないか、又は遺族がいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。

2. 埋火葬の方法

- (1) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あ

るいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。

- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時的に保管を依頼し、縁故者がわかり次第引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

3. 火葬及び埋蔵予定場所

火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおりとする。

(1) 火葬場

名 称	所 在 地	管 理 者	電 話 番 号
青森市斎場	青森市新町野字菅谷 138-1	青 森 市	017-738-3206
青森市浪岡斎園	青森市浪岡杉沢字山元 434	青 森 市	0172-62-1130

(2) 埋蔵予定場所

名 称	所 在 地	管 理 者	電 話 番 号
青森市三内霊園	青森市三内字沢部 353	青 森 市	017-766-0609
青森市月見野霊園	青森市駒込字月見野 281	青 森 市	017-743-3213
青森市八甲田霊園	青森市大別内字葛野 116-2	青 森 市	017-729-2510
青森市浪岡墓園	青森市浪岡五本松字平野 207-26	青 森 市	0172-62-1140

4. 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 埋火葬年月日
- (3) 死亡者の住所、氏名
- (4) 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (5) 埋火葬品等の支給状況
- (6) 費用

第5. 実施期間等

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

第6. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら遺体の搜索、処理及び埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処

理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

第7. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行規則による。

(資料)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編/資料46) |
| ○ 遺体の埋火葬予定場所の設備等 | (資料・様式編/資料59) |
| ○ 遺体の搜索状況記録簿 | (資料・様式編/様式54) |
| ○ 遺体処理台帳 | (資料・様式編/様式55) |
| ○ 埋葬台帳 | (資料・様式編/様式56) |

第18節 障害物除去

地震・津波災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため、障害物を除去するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行うものとする。
- (3) 海上における障害物の除去は、第二管区海上保安部（青森海上保安部）及び港湾・漁港管理者が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員の要請及び連絡調整に関する事。 ・ 労務要員の雇用及び配分の総括に関する事。
	契約班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関する事。
環境部	廃棄物・リサイクル班	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却施設、ごみ埋立地の被害調査及び応急対策に関する事。 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する事。 ・ 廃棄物収集車の確保と借上げに関する事。 ・ 障害物集積場所の管理、運営に関する事。 ・ 工作物等の保管に関する事。 ・ 処分手数料の減免に関する事。 ・ 一般廃棄物処理業者との連絡調整に関する事。 ・ 産業廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事。
都市整備部	公園河川班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水難救助及び河川漂流物に関する事。 ・ 海上漂流物に関する事。
	道路維持班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路障害物の除去に関する事。 ・ 道路障害物除去班の編成に関する事。 ・ 各道路管理者との連絡調整に関する事。
	建築営繕班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約班の応援（応急対策用建築資材の確保）に関する事。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
浪岡振興部	浪岡市民班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における廃棄物、し尿の処理及び清掃に関すること。 ・浪岡地域における廃棄物及びし尿収集車の確保と借上げに関すること。 ・浪岡地域における障害物集積場所の管理、運営に関すること。 ・浪岡地域における工作物等の保管に関すること。 ・浪岡地域における処分手数料の減免に関すること。
	浪岡都市整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における道路障害物の除去に関すること。 ・浪岡地域における道路障害物除去班の編成に関すること。 ・浪岡地域における各道路管理者との連絡調整に関すること。

第2. 障害物の除去

1. 住家等における障害物の除去

(1) 対象者

災害により、住家等が半壊し、又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者

(2) 障害物除去の方法

ア. 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

イ. 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

2. 道路、河川、鉄道における障害物の除去

(1) 道路における障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。

(2) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（(3)及び(4)において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(3) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。

(4) 国は道路管理者等である県及び市に対し、県は道路管理者等である市に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うこと

ができる。

- (5) 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。
- (6) 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。
- (7) 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3. 海上における障害物の除去

- (1) 第二管区海上保安部（青森海上保安部）及び港湾・漁港管理者は、港内又は海上に漂流物、沈没物、軽石、その他の航路障害物がある場合は、直ちに必要な応急措置（航行警報、安全通信の放送、応急標識の設置等）をとるとともに、その物件の所有者又は占有者に対し、その場所が港内又は港の境界付近のときは除去を命じ、その他の海域にあっては除去の勧告を行う。
- (2) 港湾・漁港管理者は、船舶の航行が危険と認められる場合は、国に報告する。なお、所有者又は占有者が不明の場合は、関係機関が連携し、除去する。

第3. 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 除去した障害物の集積場所は、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適切な場所とし、その場所は次のとおりである。

集積地	管理責任者	所在地	電話番号	対象物
青森市清掃工場	場 長	青森市鶴ヶ坂字早稲田 241-1	017-757-8840	可燃物、不燃物
一般廃棄物 最終処分場	場 長	青森市岩渡字熊沢 250	017-787-2108	不燃物、粗大ごみ

- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所とする。

第4. 資機材等の調達

本部長（市長）は、障害物の除去に必要な資機材等は次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、市所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。

(2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。作業要員の確保は、第2章第23節「労務供給」による。

(3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

- 障害物除去機械・器具等一覧 (資料 60)

第5. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 (資料・様式編／資料 4 6)
- 障害物除去機械・器具等一覧 (資料・様式編／資料 6 0)
- 障害物除去の状況 (資料・様式編／様式 5 7)

第19節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与

地震・津波災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対し、給(貸)与するために応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災者に対する生活必需品の調達及び給(貸)与は、本部長(市長)(災害救助法が適用された場合または災害救助法以外の災害援護の取扱要綱(以下「法外援護」という。)の適用基準に達した場合は、知事から委任を受けた市町村長)が行う。

2. 実施担当

担当部(主担当班)		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関する事。
	危 機 管 理 班	・食料、生活必需物資の備蓄及び防災資機材の整備に関する事。
	契 約 班	・食料品等応援物資の調達に係る契約等に関する事。
福 祉 部	生 活 福 祉 班	・被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関する事。 ・救援物品の受領、保管及び配分に関する事。
経 済 部	経 済 政 策 班	・燃料、雑貨等生活必需品の需給調整に関する事。 ・契約班の応援(燃料、雑貨等生活必需品の確保)に関する事。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関する事。 ・浪岡地域における救援物品の受領、保管及び配分に関する事。
教 育 部	地 域 班	・食料等集積場所の確保に関する事。
	浪 岡 教 育 班	・浪岡地域における食料等集積場所の確保に関する事。

第2. 確保

- (1) 本部長(市長)は、市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 本部長(市長)は、市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。
- (3) 本部長(市長)は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。
- (4) 本部長(市長)は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム(B

ーB L o) を用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第3. 調達

1. 日常必需品の確保

生活福祉班長（生活福祉一課長・二課長）及び地域振興班長（地域振興課長）は、「生活必需品物資等調達計画」に基づき、契約班長（契約課長）に対して物資の調達を依頼する。

2. 調達方法

市内の災害時応援協定締結業者等業者等から調達するものとするが、当該業者が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

3. 調達物資の集積場所

- (1) 生活福祉班長（生活福祉一課長・二課長）及び地域振興班長（地域振興課長）は、各集積場所に責任者及び調達物資の受領、仕分け、配分を行うための要員を配置する。
- (2) 調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

施設名		面積 (m ²)	管 理 責 任 者	対象地域	所在地	電話番号
中央市民センター	中会議室(2)	106.1	館長	中部地域	青森市松原一丁目 6-15	017- 734-0163
東部市民センター	大会議室	123.5	館長	東部地域	青森市原別三丁目 8-1	017- 736-6255
西部市民センター	図書室	27	館長	西部地域	青森市新城字平岡 163-22	017- 788-2491
荒川市民センター	会議室A	103	館長	南部地域	青森市大字荒川字柴田 129-1	017- 739-2343
油川市民センター	コミュニティ 活動室	116	館長	北部地域	青森市羽白字池上 197-1	017- 788-1201
横内市民センター	小会議室	76.5	館長	南部地域	青森市横内字亀井 28-2	017- 738-8723
浪岡総合保健福祉 センター	機能回復訓練室	130.5	館長	浪岡全域	青森市浪岡大字浪岡字稲村 274	0172- 62-1111

第4. 給(貸)与**1. 給(貸)与担当等**

- (1) 給(貸)与担当は、生活福祉班(生活福祉一課・二課)及び地域振興班(地域振興課)とする。
- (2) 生活福祉班(生活福祉一課・二課)及び地域振興班(地域振興課)の構成は、5名(配分責任者1名、配分員4名)を基準とする。

2. 対象者

災害により、住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)、床上浸水等の被害を受け、生活必需品等をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

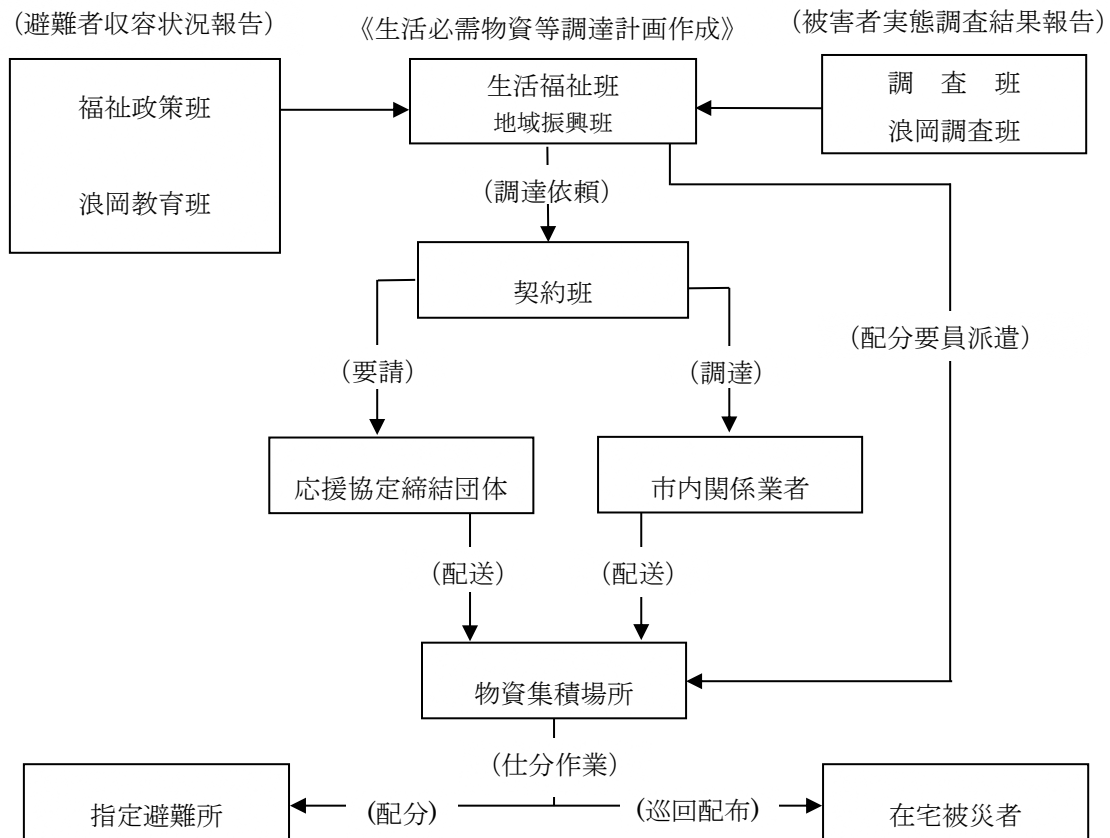
3. 給(貸)与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認められた最小限度のものとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身廻品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料
- (9) 高齢者、障がい者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、スト・マ用装具等の消耗器

4. 配分方法

本部長(市長)は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給(貸)与する。



第5. 応援協力関係

本部長（市長）は、備蓄物資の状況等を踏まえ、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品の調達等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

(資料)

- 生活必需物資等備蓄状況 (資料・様式編／資料7)
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 (資料・様式編／資料46)
- 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県） (資料・様式編／資料47)
- 世帯構成員別被害状況 (資料・様式編／様式49)
- 物品購入（配分）計画書 (資料・様式編／様式50)
- 物資の給与状況 (資料・様式編／様式51)

第20節 医療、助産及び保健

地震・津波災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の外国人住民・訪日外国人旅行者を含む市民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の健康管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て本部長（市長）（災害救助法が適用された場合、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任を受けた市町村長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 診療可能な医療機関の市民への広報に関する事。
保 健 部	保 健 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設の被害情報の収集及び連絡調整に関する事。 ・ 医師会、歯科医師会等への応援要請に関する事。 ・ 医療、助産及び保健に関する事。 ・ 救護班の編成及び医療救護活動の実施に関する事。 ・ 救護所の開設及び運営に関する事。 ・ 負傷者の把握に関する事。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 健 康 福 祉 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における負傷者の把握に関する事。 ・ 浪岡地域における医療施設からの被害情報の収集及び連絡調整に関する事。 ・ 浪岡地域における医療、助産及び保健に関する事。
市 民 病 院 部	医 療 看 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者等の医療救護及び看護に関する事。 ・ 助産に関する事。 ・ 保健部保健班の応援に関する事。 ・ 救護所への医師等の派遣に関する事。
	浪 岡 医 療 看 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における傷病者等の医療救護及び看護に関する事。 ・ 浪岡地域における助産に関する事。 ・ 保健部保健班の応援に関する事。 ・ 救護所への医師等の派遣に関する事。
	病 院 総 務 班	・ 医療用薬品、資材の調達・斡旋の助言に関する事。
	医 事 班	・ 福祉部福祉政策班及び保健部保健班の応援（医療関係）に関する事。
	浪 岡 病 院 総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における医療用薬品、資材の調達・斡旋の助言に関する事。 ・ 浪岡振興部浪岡健康福祉班の応援（医療関係）に関する事。

第2. 医療、助産及び保健の実施

1. 対象者

- (1) 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- (2) 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- (3) 保健の対象者
 - ア. 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
 - イ. 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - ウ. 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
 - エ. 避難所や自宅等における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

2. 範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所
- (5) 看護、介護
- (6) 助産（分べんの介助等）
- (7) 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- (8) 栄養相談指導

3. 実施方法

市長（本部長）は、次により医療、助産及び保健を実施する。

(1) 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護・介護する。

(2) 助産 上記アに準じる。

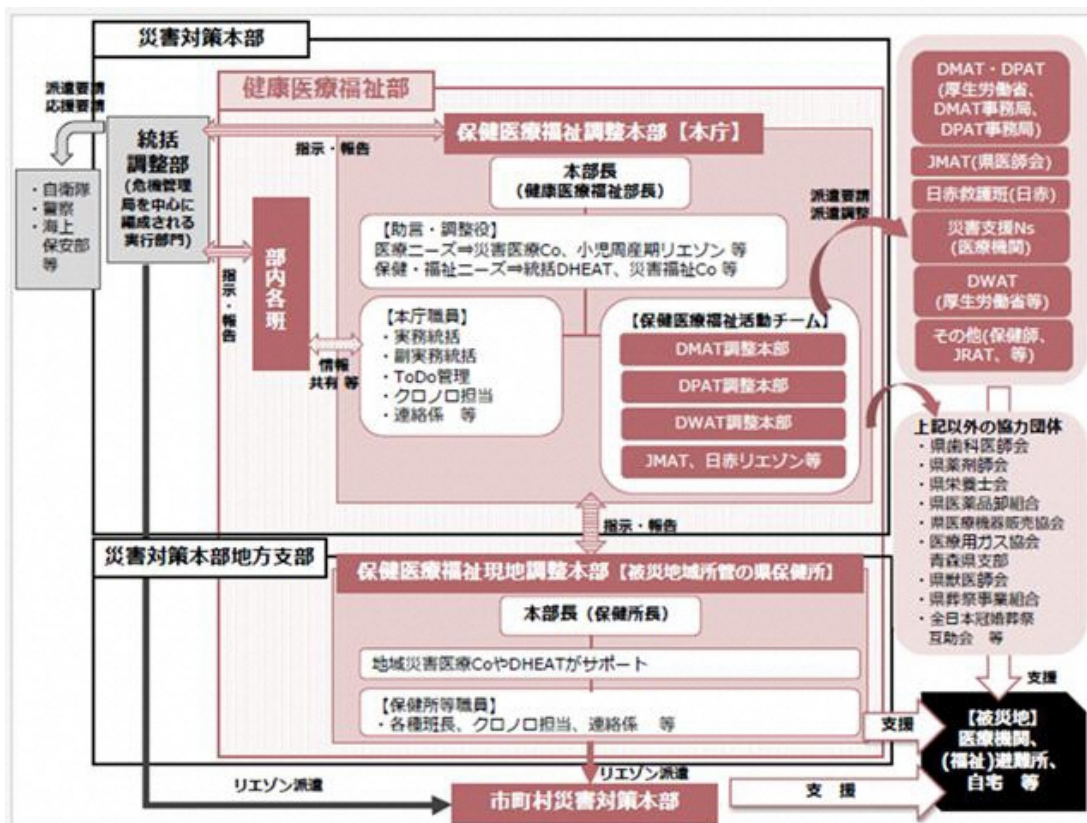
(3) 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるものとするが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所または病院、診療所に移送する。

(4) 各フェーズにおける保健医療福祉ニーズと活動チームの例

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
発災後の時間	概ね24時間以内	概ね72時間以内	72時間～1週間	1週間～1ヶ月	1ヶ月～3ヶ月
医療ニーズ	・救命救急 ・広域搬送	・救護所設置・運営	・医療機能回復 ・救護所運営	・地域医療へ移行	
保健ニーズ	・避難所設置・運営	・感染症対策 ・メンタルヘルス	・健康管理 ・メンタルヘルス		
福祉ニーズ	・要配慮者の避難	・福祉避難所設置	・福祉避難所運営		
支援チーム例	・DMAT ・日赤救護班	・DMAT ・日赤救護班 ・DPAT ・JMAT	・日赤救護班 ・DPAT ・JMAT ・DHEAT ・災害支援ナース ・JRAT ・JDAT ・保健師チーム	・日赤救護班 ・JMAT ・DHEAT ・災害支援ナース ・JRAT ・JDAT ・保健師チーム	・JRAT ・JDAT ・保健師チーム ・DFAT

(5) 体制図



4. 救護班の編成

医療、助産及び保健は、医師会、日本赤十字社等の関係機関の協力を得て、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を編成し行う。編成は次のとおり。

【救護班の編成基準】

班名	班長 (医師)	班員		
		看護師、保健師	助産師	事務員
第1班	1	数名	数名	1
第2班	1	数名	数名	1

5. 救護所の設置

救護所の設置場所は、次のほか、災害の状況により防災活動拠点施設または被災地 (現地) に設置する。

設置施設名	収容可能人員	管理責任者	所在地	電話番号
健康増進センター	150人	健康づくり推進課長	青森市佃二丁目19-13	743-6111
浪岡総合保健福祉センター	50人	館長	青森市浪岡浪岡字稲村274	0172-62-1113

第3. 医薬品等の調達及び供給

本部長（市長）は、次により医薬品等を調達する。

- (1) 医薬品等の調達は、病院総務班（市民病院総務課）及び浪岡病院総務班（浪岡病院総務課）において、近隣の医療品等卸売業者から購入し、救護班に支給する。
- (2) 医薬品が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達のあつせんを要請する。

第4. 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第22節輸送対策による。

第5. 医療機関等の状況

市内の医療機関及び助産所の状況は、次のとおりである。

- 主要医療機関 (資料61)

第6. 各種災害派遣チームの派遣等

- (1) 県は、必要な医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守るため、災害派遣医療チーム（DMAT）を医療機関等に派遣する。
- (2) 県は、精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を医療機関等に派遣する。
- (3) 県は、被災地の医療救護ニーズに対し、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう総合調整を行うため、災害医療コーディネーター及びそれをサポートする災害時小児周産期リエゾンを保健医療福祉（現地）調整本部に配置する。
- (4) 県は、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等の調整を行うため、災害薬事コーディネーターを保健医療福祉（現地）調整本部に置く。
- (5) 県は、被災自治体によるマネジメント支援を行うため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を保健医療福祉（現地）調整本部に置く。
- (6) 県は、避難所の高齢者、障がい者等の二次被害の発生を防止するため、災害福祉支援チーム（DWA T）や災害支援ナースを避難所に派遣する。
- (7) 県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害福祉支援チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。

第7. 災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム

(DICT)等の派遣を迅速に要請する。

第8. 応援協力関係

本部長（市長）は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を含め応援を要請する。

また、市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療福祉現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療福祉現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療福祉現地調整本部及び県保健医療福祉調整本部にて行うこととする。

市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。

第9. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 応援協定締結状況 | (資料・様式編／資料43) |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料46) |
| ○ 主要医療機関 | (資料・様式編／資料61) |
| ○ 救護班活動状況 | (資料・様式編／様式58) |
| ○ 病院・診療所医療実施状況 | (資料・様式編／様式59) |
| ○ 助産台帳 | (資料・様式編／様式60) |

第21節 被災動物対策

地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康医療福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
保健部	保健班	・ 放置動物対策に関すること。

第2. 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

1. 指定避難所における家庭動物の適正飼養

市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等必要な措置を講じる。

2. 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人獣医師会に協力を要請する。

第22節 輸送対策

地震・津波災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた市町村長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
総務部	総務班	・運輸通信（鉄道、バス、船舶、航空機、電話、郵便等）、電力及びガス関係の被害調査に関する事。
	危機管理班	・知事への防災ヘリコプター応援要請に関する事。 ・臨時ヘリポートの使用に関する事。
	人事班	・労務要員の雇用及び配分の総括に関する事。
	管財班	・車両の確保及び配車に関する事。 ・労務要員の輸送に関する事。
市民部	生活安心班	・交通関係機関との連絡に関する事。
経済部	交流推進班	・港湾及び空港を利用した輸送対策に関する事。
都市整備部	都市政策班	・鉄道施設の被害情報の収集に関する事。
	公園河川班	・港湾空港施設の被害情報の収集に関する事。
浪岡振興部	浪岡市民班	・浪岡地域における交通関係機関との連絡に関する事。
企業部	管理班	・資機材及び燃料の確保に関する事。 ・所管施設・設備の被害調査及び応急対策に関する事。 ・バス緊急輸送の確保に関する事。 ・バス運行路線の確保及び配車に関する事。 ・運輸支局等関係機関との連絡に関する事。
消防部	警防班	・防災ヘリコプターの運航要請に関する事。

第2. 実施内容

1. 車両及び船舶等の調達

市は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。なお、市有車両は、次のとおりである。

(1) 公共的団体の車両

名 称	所 在 地	電話番号	車 種	備 考
青森県トラック協会青森支部	青森市荒川字品川111-3	017-729-3000	トラック	応援協定
青森輸送事業協同組合	青森市荒川字品川111-3	017-729-2500	トラック	応援協定
弘南バス(株)青森営業所	青森市矢田前字弥生田32-1	017-726-7575	バ ス	
J Rバス東北(株)青森支店	青森市柳川一丁目2-23	017-723-1621	バ ス	
下北交通(株)	むつ市金曲1丁目8-12	0175-23-3111	バ ス	
十和田観光電鉄(株)青森総合営業所	青森市油川字岡田145-3	017-787-0601	バ ス	
日本通運(株)青森支店	青森市三内字丸山393-214	017-718-7684	トラック	
青森農業協同組合	青森市羽白字富田190-4	017-787-1001	トラック	

(2) 運送業者等営業用の車両

名 称	所 在 地	電話番号	車 種	備 考
赤帽青森県軽自動車運送協同組合	青森市古館字大柳84-21	017-741-3264	軽トラック	応援協定
(株)協和輸送	青森市浪岡北中野字北畠30	0172-62-3000	トラック	
山中運輸	青森市浪岡徳才子字山本 96-1	0172-62-7521	トラック	
浪岡集配センター	青森市浪岡高屋敷字安田 25-2	0172-62-7217	トラック	
北彩観光(株)	青森市浪岡徳才子字山本 96-1	0172-62-1211	バス	

(3) その他の船舶

名 称	所 在 地	備 考
青森市水産指導センター	青森市清水字浜元 188-34	
青森県(青森港管理所)	青森市本町四丁目5-5	
青森海上保安部	青森市青柳一丁目1-2 青森港湾合同庁舎	
青森港湾事務所	青森市本町三丁目6-34	

2. 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難に係る輸送
- (2) 医療、助産及び保健に係る輸送

- (3) 被災者の救出に係る輸送
- (4) 飲料水供給に係る輸送
- (5) 救援用物資の輸送
- (6) 遺体の捜索及び処理に係る輸送

3. 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により実施する。なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握するよう努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、効率的に運用できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

併せて、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(1) 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

(3) 船舶による輸送

車両の輸送に準ずる。なお、船舶の確保は次の順位により確保手続きをとる。

- a. 公共団体の船舶
- b. 海上運送業者の船舶
- c. その他自家用船舶

(4) 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより航空輸送を行うほか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- a. 航空機使用の目的及びその状況
- b. 機種及び機数
- c. 期間及び活動内容
- d. 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

発着地点	所在地	面積	周囲の状況
青森県消防学校	青森市新城字天田内 183-3	104×69m	近隣に青森厚生病院がある。
青森県立保健大学	青森市浜館字間瀬 58-1	140×150m	陸上競技場 市道沿い
瀬戸子グラウンド	青森市瀬戸子字神田 110-18	70×120m	高層建物は無 国道沿い
青森県総合学校教育センター	青森市大矢沢字野田 80-2	70×150m	陸上競技場 市道沿い
浅虫ヨットハーバー	青森市浅虫字蛸谷 352	60×90m	船舶陸揚場
浪岡総合公園グラウンド	青森市浪岡大字浪岡字 稲盛 6	120×80m	隣接地に中学校がある

(5) 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

4. 緊急通行車両の事前届出

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について、県公安委員会に事前に届出しておく。

併せて、輸送協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出制度について周知及び普及を行う。

第3. 応援協力関係

本部長（市長）は、青森市内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。要請は、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく応援又は知事へ自衛隊の派遣を含め応援について行う。

- (1) 輸送を必要とする人員または物資の品名、数量（重量を含む）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

第4. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ 応援協定締結状況 | (資料・様式編/資料43) |
| ○ 緊急通行車両事前届出状況 | (資料・様式編/資料62) |
| ○ 市有車両保有状況 | (資料・様式編/資料63) |
| ○ 輸送記録簿 | (資料・様式編/様式61) |

第23節 労務供給

地震・津波災害時において、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。
- (2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
市 民 部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に関する事。
総 務 部	人 事 班	・応援職員の要請及び連絡調整に関する事。 ・労務要員の雇用及び配分の総括に関する事。 ・公務災害補償に関する事。
福 祉 部	福 祉 政 策 班	・日本赤十字社青森県支部、赤十字奉仕団及び青森市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・危機管理班、市民病院部浪岡病院総務班及び教育部浪岡教育班との連絡調整に関する事。 ・浪岡事務部の統括に関する事。 ・町会、女性団体等に対する各種連絡等に関する事。
教 育 部	文 化 学 習 活 動 推 進 班	・社会教育関係団体の協力要請に関する事。
	浪 岡 教 育 班	・浪岡地域における社会教育関係団体の協力要請に関する事。

第2. 実施内容

本部長（市長）は、次により労務を確保するものとする。

1. 労務の確保

災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の活用を図る。

2. 奉仕団の編成及び従事作業

(1) 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の各種団体をもって編成する。

(2) 奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- ア. 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- イ. 清掃、防疫
- ウ. 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- エ. 応急復旧作業現場における軽易な作業
- オ. 軽易な事務の補助

(3) 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、市長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

(4) 日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況

市内における日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況は、炊き出し協力要請団体一覧のほか、市ホームページ掲載のとおりである。

- 炊き出し協力要請団体一覧 (資料 53)

3. 労務者の雇用

(1) 労務者が行う応急対応の内容

- ア. 被災者の避難支援
- イ. 医療救護における移送
- ウ. 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- エ. 飲料水の供給（供給する機械等を操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
- オ. 救援用物資の整理、輸送及び配分
- カ. 遺体の捜索及び処理

(2) 労務者の雇用方法

- ア. 労務者の雇用は、原則としてハローワーク青森を通じて行う。
- イ. 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
 - ・ 労務者の雇用を要する目的
 - ・ 作業内容
 - ・ 所要人員
 - ・ 雇用を要する期間
 - ・ 従事する地域
 - ・ 輸送、宿泊等の方法
- ウ. 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

名 称	管理者	所在地	室 名	収容可 能人員
青森市文化会館	(一財)青森市 文化観光振興財団	堤町一丁目 4-1	会議研修 用大広間	75 人
青森市総合福祉センター	青森市社会福祉協 議会	中央三丁目 16-1	集会室	142 人
健康の森花岡プラザ	(株)秋田東北ダ イケン	浪岡女鹿沢字野尻 14-1	大広間	136 人
花岡農村環境改善センター	青森市	浪岡女鹿沢字野尻 14-1	農事 研修室	25 人

第3. 技術者等の従事命令等

災害時において応急措対策を実施する上で技術者等の不足、または緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令または協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1)災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2)施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3)清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4)犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5)緊急輸送の確保に関する事項 (6)その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市町村長)	災害対策基本法 第71条第1項 (第72条第2項)	従事命令	(1)医師、歯科医師又は薬剤師 (2)保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3)土木技術者又は建築技術者 (4)大工左官又はとび職 (5)土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6)鉄道事業者及びその従業者 (7)軌道経営者及びその従業者 (8)自動車運送事業者及びその従業者 (9)船舶運送業者及びその従業者 (10)港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付 (様式青森県災害救助法施行細則第9条、第11条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
				協力命令	救助を要する者及びその近隣の者			
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	知事	災害救助法 第7条第1項	従事命令	1と同じ	公用令書を交付	県施行規則に定める額を支給	
		東北運輸局長	災害救助法 第7条第2項		輸送関係者 (1の(6)～(10)に掲げる者)			
		知事	災害救助法第8条	協力命令	1と同じ	1と同じ		
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法 第65条第1項	従事	市の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者			市条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
		警察官 海上保安官	災害対策基本法 第65条第2項					
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第65条第3項					
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法 第29条第5項	従事	火災の現場付近にある者			3に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団員 消防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			3に同じ

第4. 労務の配分計画等

- (1) 労務配分担当は人事班長（人事課長）とする。
- (2) 労務配分方法
 - ア. 各応急対策計画の実施担当者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、人事班長（人事課長）に労務供給の要請を行う。
 - イ. 人事班長（人事課長）は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第5. 応援協力関係**1. 職員の派遣要請及びあっせん要求**

- (1) 本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。
- (2) 本部長（市長）は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

2. 応援協力

本部長（市長）は、応急措置を実施するための労働力が不足する場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ 炊き出し協力要請団体一覧 | (資料・様式編/資料53) |
| ○ 労務者雇用台帳 | (資料・様式編/様式35) |

第24節 防災ボランティア受入・支援対策

地震・津波災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等との連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、青森市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
福 祉 部	福 祉 政 策 班	・ボランティアの受け入れに関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 健 康 福 祉 班	・浪岡地域におけるボランティアの受け入れに関すること。

第2. 災害ボランティアセンターの設置

1. 災害ボランティアセンターの設置

市は、災害が発生し、青森市社会福祉協議会等関係機関と協議して、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。センターの設置場所等は、次のとおりとする。

設置場所	住 所	電 話
青森市福祉増進センター （しあわせプラザ）	青森市本町4丁目1-3	017-723-1340
青森市浪岡総合保健福祉センター	青森市浪岡浪岡字稲村274	0172-62-1113

2. センターの役割

- (1) 青森市災害対策本部との連絡調整を行う。
- (2) 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

- (3) 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- (4) 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- (5) 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- (6) 防災ボランティア活動用資材や食料等（炊き出しを含む）の調達を行う。
- (7) 防災ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。

3. 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う市及び県など関係機関へ情報提供する。

4. センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

5. その他

災害時において、センターが速やかにかつ効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

第3. 応援協力関係

1. 市は、必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。
2. 市は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。
3. 市等の関係機関は、自主性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、支援力を向上させる。また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。
4. 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第4. その他

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の
人件費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意する。

第25節 防 疫

地震・津波災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	契約班	・災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
企画部	広報広聴班	・災害の広報に関すること。
保健部	保健班	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生状況調査に関すること。 ・被災地における感染症の予防に関すること。 ・感染症及び食中毒の原因検査に関すること。 ・保健衛生団体との連絡調整に関すること。 ・臨時の予防接種に関すること。 ・飲料水の衛生対策に関すること。 ・避難所等における衛生保持に関すること。 ・被災地における食中毒の予防及び衛生保持に関すること。
浪岡振興部	地域振興班	・浪岡地域における災害の取材（写真記録を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関すること。
	浪岡市民班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における防疫（感染症の予防及び発生動向調査）に関すること。 ・浪岡地域における避難所等における衛生保持に関すること。 ・浪岡地域における衛生関係団体との連絡調整に関すること。
	浪岡健康福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における保健衛生団体との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における臨時の予防接種に関すること。
企業部	横内浄水班	・水質検査に関すること。
	施設班	・給水活動に関すること。

第2. 災害防疫実施要綱

本部長（市長）は、次により防疫措置を講じる。

1. 防疫班の編成

- (1) 保健班長（保健予防課長）及び浪岡市民班長（浪岡振興部市民課長）は、災害時において防疫業務を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

区 分	人 員		事 務 内 容
	班長	班員	
防 疫 班	2	4	感染症予防のための防疫措置
計 画 班	1	2	車両及び薬剤の調達、情報の収集及び薬剤の配布計画の作成
配 布 班	1	2	配布計画に基づき、被災区域を巡回し、必要に応じて消毒方法の指導及び薬剤の配布または当該町会長及び町内会長に薬剤の必要量を一括配布する。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班数及び人員は、災害の規模に応じ増強するものとする。 ・ 患者の収容に当たっては特別班を編成する。 ・ 各班は状況に応じては共同作業を実施するものとする。 		

2. 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て、市民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

3. 消毒方法

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。
- (3) 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

4. ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

5. 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講ずることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

6. 生活の用に供される水の供給

- (1) 法第31条の規程により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。
- (2) 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の状態であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

7. 患者等に対する措置

- (1) 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに東青地域県民局地域健康福祉部保健総室へ連絡する。
- (2) 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。
- (3) 感染症指定医療機関は次のとおりとする。

感染症指定医療機関	所在地	備考
弘前大学医学部附属病院	弘前市本町 53	第2種
八戸市立市民病院	八戸市田向 3-1-1	第2種
十和田市立中央病院	十和田市十二番町 14-8	第2種
むつ総合病院	むつ市小川町 1-2-8	第2種

8. 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、学校の体育館等が指定されている場合が多く、多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

9. 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに東津軽保健所を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに東津軽保健所を経由して知事に報告する。

(3) 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに東津軽保健所を経由して知事に報告する。

(4) 防疫完了報告

災害防疫活動が完了したときは、速やかに東津軽保健所を經由して知事に報告する。

10. 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況の報告
- (3) 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- (4) 消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類
- (6) 生活の用に供される水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌

11. 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

12. 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、市内の関係業者より調達するものとするが、調達不能の場合は、知事にあっせんを要請する。

13. その他

災害防疫に関し必要な事項については、本計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」による。

第3. 応援協力関係

- (1) 本部長（市長）は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 本部長（市長）は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

(資料)

○ 応援協定締結状況

(資料・様式編／資料43)

第26節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

地震・津波災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・災害の広報に関すること。
環 境 部	環 境 政 策 班	・環境部関連の被害調査及び被害報告に関すること。
	環 境 保 全 班	・有害物質の性状検知及び発生源の調査に関すること。
	廃 棄 物 ・ リサイクル班	・ごみ焼却施設、ごみ埋立地の被害調査及び応急対策に関する こと。 ・廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・廃棄物収集車の確保と借上げに関すること。 ・産業廃棄物処理施設の被害状況調査に関すること。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における市民への広報に関すること。
	浪 岡 市 民 班	・浪岡地域における廃棄物及びし尿収集車の確保と借上げに関 すること。 ・浪岡地域における廃棄物、し尿の処理及び清掃に関すること。
広 域 事 務 部	広 域 総 務 班	・し尿処理施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・し尿処理施設維持管理に関すること。

第2. 応急清掃

本部長（市長）は、次により応急清掃を実施する。

1. ごみ処理

(1) ごみの収集及び運搬

市の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、

第1章 災害応急対策計画

第26節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害が甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

(2) ごみの処分

ア. 可燃性のごみは、次のごみ処理施設において焼却処分する。

名 称	公称能力	処理方式	管 理 責任者	所 在	電話番号
青森市清掃工場	300t/日 (一次・二次破 砕選別方式 39.8t/5H)	流動床式 ガス化溶 融炉方式	場長	青森市鶴ヶ坂字早 稲田 241-1	017-757-8840

イ. 焼却施設を有する事業所及び指定避難所は、その施設を利用して処分する。

ウ. 不燃性のもので再資源化ができないごみは、市等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。

名 称	管理責任者	所 在	電話番号	備 考
一般廃棄物最終処分場	場 長	青森市岩渡字熊沢 250	017-787-2108	

エ. 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、他市町村等のごみ処理施設及び最終処分場へ委託して処分する。

2. し尿処理

し尿の収集・運搬及び処分

- (1) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で救急を要する地域を優先的に実施する。
- (2) し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。
- (3) 収集したし尿は、し尿処理施設で処理し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

項 目	あおひらクリーンセンター
設 置 者	青森地域広域事務組合
設 置 場 所	青森市鶴ヶ坂字田川 61
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式+高度処理
公 称 能 力	202kl/日
電 話 番 号	017-788-1738

3. 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、市、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、ごみ処理清掃班及びし尿処理班を編成し実施する。

4. 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適切に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、東青地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談した上で適切な方法で搬送する。

5. 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘察し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第3. 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げるものとする。市及び業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

- 「ごみ・し尿」清掃資機材保有状況（資料・様式編／資料64）

第4. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

第5. 環境汚染防止

本部長（市長）は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

(資料)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○ 応援協定締結状況 | (資料・様式編／資料 4 3) |
| ○ 「ごみ・し尿」清掃資機材保有状況 | (資料・様式編／資料 6 4) |

第27節 被災建築物等の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

建築物等の応急危険度判定を実施し、地震等による被災建築物や工作物等の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止する。また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより宅地の二次災害を軽減・防止する。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

余震等による二次災害を防止するための被災建築物等の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県等関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
税 務 部	調 査 班	・被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。
都 市 整 備 部	建 築 指 導 班	・建築物等の応急危険度判定に関すること。 ・被災宅地の危険度判定に関すること。 ・罹災証明の発行に係る調査班の応援に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 調 査 班	・税務部調査班の応援に関すること。 ・浪岡地域における罹災証明の発行に関すること。
消 防 部	予 防 班	・罹災証明に関すること。

第2. 応急危険度判定・被災宅地危険度判定

本部長（市長）は、建築物や宅地等の被災状況を現地調査の上、危険度を判定し、判定結果を表示することにより、建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

第3. 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制の確立

市長は、被災建築物等の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定のため、県が行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録に協力する。

第4. 被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実

第1章 災害応急対策計画

第27節 被災建築物等の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

第5. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら又は市内の被災建築物応急危険度判定士によっても建築物等の応急危険度判定の実施が困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

（資料）

- 応急危険度判定結果（ステッカー） （資料・様式編／様式65）
- 被災宅地危険度判定結果（ステッカー） （資料・様式編／様式66）

第28節 金融機関対策

地震・津波災害時において、広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により、被災住民の当面の生活資金を確保するため、応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

本部長（市長）は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	危機管理班	・災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。
税務部	調査班	・被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事。
経済部	経済政策班	・商工業関係の被害証明に関する事。 ・商工業関係の被災者への融資のあっせんに関する事。
農林水産部	農業政策班	・農林業関係被災者への融資のあっせんに関する事。 ・農林業関係の被害証明に関する事。
	水産振興センター班	・水産業関係被災者への融資のあっせんに関する事。 ・水産業関係の被害証明に関する事。
都市整備部	建築指導班	・独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅資金融資のあっせんに関する事。 ・罹災証明の発行に係る調査班の応援に関する事。
浪岡振興部	浪岡調査班	・税務部調査班の応援に関する事。 ・浪岡地域における被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事。
	浪岡健康福祉班	・浪岡地区における災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。
消防部	警防班	・罹災証明に関する事。

第2. 応援協力関係

本部長（市長）は、罹災者による預金払戻し等に必要な、罹災証明書の円滑な発行に努める。

第29節 文教対策

地震・津波災害が発生した場合において、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 市立学校等の応急の教育対策は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ。）が行う。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
教 育 部	教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 ・総務部契約班の応援（学用品の調達）に関すること。 ・学用品の給与に関すること。
	教育施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の管理に係る施設・設備の応急対策に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	文化学習活動推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体の協力要請に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	地域班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	文化遺産班	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	学務班	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の緊急対応の状況調査に関すること。 ・被災児童生徒等の被災状況の調査に関すること。 ・学校職員の被災状況の調査に関すること。 ・教科書の給付に関すること。 ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災児童生徒等の救護対策に関すること。 ・被災児童生徒等の保健及び衛生に関すること。
	学校給食班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・学校給食の確保に関すること。 ・炊き出しの実施及び協力に関すること。
	指導班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の応急対策に関する掌握と指導に関すること。 ・応急の教育に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。

	浪岡教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡教育班の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 ・総務部契約班の応援（学用品の調達）に関すること。 ・浪岡地域における学用品の給与に関すること。 ・浪岡地域における各学校の緊急対応の状況調査に関すること。 ・浪岡地域における被災児童生徒等の被災状況の調査に関すること。 ・浪岡地域における学校職員の被災状況の調査に関すること。 ・浪岡地域における教科書の給付に関すること。
	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・他の班の実施事項の応援に関すること。
広域事務部	広域総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の調達に関すること。

第2. 学校教育施設等の応急対策実施内容

1. 津波警報等及び地震・津波に関する情報等の把握並びに避難の指示

校長（園長を含む。以下同じ。）は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。

2. 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

市教育委員会及び私立学校等の管理者は、県教育委員会及び県（県民活躍推進課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下（4）及び（5）の授業についても同様とする。）
- (3) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校し、自宅学習の指導をする。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。
- (5) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、各学校の代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。

学校名	児童生徒数(人)	代替予定施設	代替予定施設所在地	収容能力(人)
野内小学校	76	東部市民センター	原別三丁目 8-1	246
原別小学校	406	東部市民センター 市民体育館	原別三丁目 8-1 合浦二丁目 9-1	246 1,173
東陽小学校	96	東部市民センター 市民体育館	原別三丁目 8-1 合浦二丁目 9-1	246 1,173
東中学校	314	東部市民センター スポーツ会館	原別三丁目 8-1 合浦一丁目 13-1	246 1,065
小柳小学校	500	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1,173
造道小学校	486	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1,173
造道中学校	573	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1,065
浪打小学校	353	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1,173
浪打中学校	247	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1,065
佃小学校	543	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1,173
佃中学校	511	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1,065
合浦小学校	119	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1,173
堤小学校	436	中央市民センター	松原一丁目 6-15	465
菟町小学校	44	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
橋本小学校	42	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
浦町小学校	333	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
浦町中学校	495	中央市民センター	松原一丁目 6-15	465
長島小学校	160	市民美術展示館	新町二丁目 7-1	440
古川小学校	137	市民美術展示館	新町二丁目 7-1	440
古川中学校	359	市民美術展示館 沖館市民センター	新町二丁目 7-1 沖館一丁目 1-11	440 227
千刈小学校	311	市民美術展示館 沖館市民センター	新町二丁目 7-1 沖館一丁目 1-11	440 227
篠田小学校	321	篠田福祉館 中央市民センター相野分館 中央市民センター西滝分館	篠田二丁目 20-25 富田二丁目 14-12 富田二丁目 3-33	50 56 46
沖館小学校	671	沖館市民センター 西部市民センター 油川市民センター	沖館一丁目 1-11 新城字平岡 163-22 羽白字池上 197-1	227 216 215
沖館中学校	535	沖館市民センター 西部市民センター 油川市民センター	沖館一丁目 1-11 新城字平岡 163-22 羽白字池上 197-1	227 216 215

学校名	児童生徒数(人)	代替予定施設	代替予定施設所在地	収容能力(人)
油川小学校	559	沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
油川中学校	346	沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
北小学校	63	北部地区農村環境改善センター	奥内字宮田 41-3	216
北中学校	134	北部地区農村環境改善センター	奥内字宮田 41-3	216
浜田小学校	687	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
南中学校	705	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
大野小学校	589	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
金沢小学校	512	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
甲田小学校	188	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		市民美術展示館	新町二丁目 7-1	440
甲田中学校	380	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
浪館小学校	352	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
泉川小学校	701	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		中央市民センター安田分館	安田字近野 370-4	135
		中央市民センター細越分館	細越字栄山 469-6	121
西中学校	489	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
三内小学校	322	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
三内西小学校	431	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
三内中学校	408	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
新城小学校	317	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
新城中央小学校	554	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215

学校名	児童生徒数(人)	代替予定施設	代替予定施設所在地	収容能力(人)
新城中学校	521	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
戸山西小学校	398	戸山市民センター	駒込字蛭沢 48-190	283
		横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
戸山中学校	240	戸山市民センター	駒込字蛭沢 48-190	283
		横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
浜館小学校	365	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1,065
筒井小学校	446	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
筒井南小学校	386	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
筒井中学校	581	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
幸畑小学校	297	幸畑福祉館	幸畑二丁目 2-2	43
		中央市民センター田茂木野分館	田茂木野字阿部野 77	103
		横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
横内小学校	296	横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
横内中学校	260	横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
荒川小学校	240	荒川市民センター	荒川字柴田 129-1	290
荒川中学校	170	荒川市民センター	荒川字柴田 129-1	290
高田小学校	50	中央市民センター高田分館	高田字日野 229-1	132
浪岡北小学校	351	中世の館	浪岡浪岡字岡田 43	195
浪岡南小学校	234	浪岡中央公民館	浪岡浪岡字稲村 101-1	134
女鹿沢小学校	146	健康の森花岡プラザ	浪岡女鹿沢字野尻 14-1	139
浪岡野沢小学校	69	浪岡野沢公民館	浪岡樽沢字村元 313-4	85
本郷小学校	49	浪岡本郷公民館	浪岡本郷字岸田 21-5	213
浪岡中学校	435	浪岡中央公民館	浪岡浪岡字稲村 101-1	134

(6) 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記(1)から(5)までに準じて授業を行う。

3. 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休業等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

(1) 市立学校等

市教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 私立学校等

校長が、各学校等が定めた基準により行う。

4. 学用品の調達及び給与

本部長（市長）は、児童生徒等が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）

(2) 学用品の種類等

ア. 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

イ. 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

(3) 学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア. 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ. 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達する。なお、市教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

(4) 給与の方法

ア. 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

イ. 校長は、配付計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

5. 被災した児童生徒の健康管理

被災した児童生徒の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に、精神的に不安定になっている児童生徒に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

6. 学校給食対策

- (1) 校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、本部長（市長）と協議し、速やかに復旧措置を講じる。
- (2) 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話 017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

7. 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

8. 文化財対策

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。
- (3) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

第3. 教育施設の現況

1. 学校施設の状況

- 教育施設一覧【小学校・中学校施設の状況】（資料・様式編／資料65）

2. 学校以外の教育施設の状況

- 教育施設一覧【学校以外の教育施設の状況】（資料・様式編／資料65）

第4. 応援協力関係

1. 教育施設及び教職員の確保

- (1) 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。
- (2) 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市教育委員会又は県（県民活躍推進課）へ応援を要請する。
- (3) 県及び被災地外の市町村は、被災地の児童生徒の学びの継続のために、必要に応じ

て、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国（文部科学省）の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。

2. 教科書・学用品等の給与

本部長（市長）は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第5. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ 教育施設一覧 | (資料・様式編/資料65) |
| ○ 学用品給与調 | (資料・様式編/様式62) |
| ○ 学用品購入(配分)計画書 | (資料・様式編/様式63) |
| ○ 学用品の給与状況 | (資料・様式編/様式64) |

第30節 警備対策

地震・津波災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における警備対策は、青森警察署長並びに青森南警察署長が、市、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
市民部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に関する事。
総務部	危機管理班	・関係官庁諸団体との連絡調整に関する事。
浪岡振興部	地域振興班	・浪岡地域における町会、女性団体等に対する各種連絡等に関する事。
消防部	警防班	・消防団の運用に関する事。
	消防班	・被災者の救出、救護及び捜索に関する事。

第2. 災害時における措置等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア. 青森警察署並びに青森南警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ. 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ. 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

- (6) 被災地における広報活動

第31節 交通対策

地震・津波災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、青森警察署長並びに青森南警察署長が道路管理者等と連携して実施する。
- (3) 海上における交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、青森海上保安部長が港湾管理者等と連携して実施する。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
市 民 部	生 活 安 心 班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条に規定する災害時における交通の規制等に関すること。 ・交通関係機関との連絡に関すること。
都 市 整 備 部	道 路 維 持 班	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・道路障害物の除去に関すること。 ・各道路管理者との連絡及び調整に関すること。 ・避難道路の選定及び確保に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 市 民 班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における交通規制に関すること。 ・浪岡地域における避難道路の選定及び確保に関すること。 ・浪岡地域における交通関係機関との連絡に関すること。
	浪 岡 都 市 整 備 班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・浪岡地域における道路障害物の除去に関すること。 ・浪岡地域における各道路管理者との連絡及び調整に関すること。 ・避難道路の選定及び確保に関すること。

第2. 陸上交通に係る実施内容**1. 道路等の被害状況等の把握**

- (1) 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握するものとする。
- (2) 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報するものとする。

2. 道路の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
- (2) 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
- (3) 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。
- (4) 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命ずる。

3. 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替路線の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

4. 応援協力関係

市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請する。

第3. 海上交通規制**1. 港湾施設等の保全**

港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を確認し、東北地方整備局に対して被災状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、航路啓開を行うとともに、防潮堤・岸壁・物揚場等の工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を必要に応じ実施する。

また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、上記の応急工事を実施する。

2. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

第32節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震・津波災害が発生した場合において、日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行うものとする。
- (2) 本部長（市長）は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・運輸通信（鉄道、バス、船舶、航空機、電話、郵便等）、電力及びガス関係の被害調査に関すること。
	危 機 管 理 班	・関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。 ・他の市町村長等への応援要請及び連絡（給水等を除く。）に関すること。

第2. 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

[I. 電力施設応急措置]

1. 実施担当 東北電力ネットワーク(株)青森電力センター

2. 災害対策本部の設置

- (1) 災害により、電力施設に被害が発生し、又はその恐れがあるときは「非常災害対策実施基準」に基づき災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の基本的な方針を決定し、迅速的確な応急対策を実施する。
- (3) 災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

3. 情報収集及び安全広報

- (1) 災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (2) 被害状況、復旧状況及び作業協力依頼について、市災害対策本部及び関係機関、報道機関へ連絡するとともに市民へも周知させる。
- (3) 公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。
 - ア. 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ. 電柱の倒壊折損、電柱の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク(株)青森電力センターに通報すること。
 - ウ. 断線垂下している電線に絶対さわらぬこと。
 - エ. 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北電力ネットワーク(株)青森電力センターに連絡すること。

4. 応急復旧

- (1) 災害対策本部は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。
- (2) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効率的に実施する。
- (3) 応急復旧は、人命にかかわる箇所、災害対策の中核となる官公署、報道機関及び避難所等を原則的に優先する。また、災害の状況及び復旧の難易等を勘案して電力供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

[Ⅱ. ガス施設応急措置]

1. 実施担当 青森ガス(株)

2. ガス施設防災計画の細目

ガス施設の防災計画に関しては、青森ガス(株)がガス事業法のほか、関係法令に基づきその細則を定めるものとする。

3. ガス施設等の保安・復旧対策

- (1) 防護保全対策
 - ア. 見回り・巡視の実施励行
 - イ. 情報・連絡による区域別現況調査
 - ウ. 水災地域の整圧器の機能監視
 - エ. 河川等の水位状況調査
 - オ. 地下埋設工事における監督体制の確立と同工事関係機関との連携強化
 - カ. がけ崩れ等危険区域の警戒及び巡回調査の実施

キ. 防護・応急復旧資機材等

(2) 災害防御体制等の確立

青森ガス㈱は、危険防止対策、導管網の復旧、供給の再開等に全力を尽くすとともに、状況に応じて近隣のガス事業者等の応援を要請する。

(3) 危険防止対策

ア. ガス供給施設周囲の保安管理

イ. ガス導管の損傷等により危険が予想される箇所への供給遮断

ウ. ガス導管内への流水防止のためのガスの供給遮断

エ. 他工事関係危険個所の防護及びガスの供給遮断

オ. 災害による事故が発生したときは、ガス中毒、ガス引火を考慮し、付近住民の避難を市長（本部長）に要請するほか、現場の状況に応じ適切な処置をとる。

(4) 応急復旧対策

供給施設等の災害復旧は、災害現場の状況に対応し、主として次の応急復旧対策にあたる。

ア. ガス供給上、災害現場の遮断区域を最小限に食い止めるための、バルブ操作又は圧送操作

イ. ガス導管内の排水作業の早期実施

ウ. ガス導管の折損又は漏えい箇所の復旧修理

エ. その他現場の状況による適切な措置

(5) 災害時における供給及びその対策

ア. 災害発生時には、当面整圧所等の送出バルブを閉め、ガス漏えい等による災害防止を図るとともに、災害の状況によりテスト昇圧を行う。また、災害地域を分離し、平常の供給を開始するなど、適切な措置を講じる。

イ. 導管については、全般的な復旧計画を立案し、導管の折損程度により応急復旧することとするが、特に緊急を要する公共施設に対しては、LPガス等の供給により、熱源の確保にあたる。

(6) 安全広報

被害状況、復旧状況及び作業協力依頼について、市災害対策本部及び関係機関、報道機関へ連絡するとともに市民へも周知させる。

【Ⅲ. 上水道施設応急措置】

1. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 業 部	水道総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・企業部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 ・企業部の管理に係る施設・設備（管理班の管理に係るものを除く。）の応急対策に関すること。 ・日本水道協会等関係機関との連絡及び各班との連絡調整に関すること。 ・調査及び応急対策車両の配車に関すること。 ・水道施設の総合対策に関すること。 ・水道に係る資機材の調達に関すること。
	経営企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水その他の実施事項の応援に関すること。 ・水道に係る情報の収集及び広報に関すること。
	営業班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	上水道整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	横内浄水班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び水量の調整に関すること。 ・水質検査に関すること。 ・水源の被害調査に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	堤川浄水班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び水量の調整に関すること。 ・水源の被害調査に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査に関すること。 ・水道施設の応急対策に関すること。 ・給水活動に関すること。 ・災害時における通信連絡の応援に関すること。 ・水道部に係る無線通信の統制に関すること。 ・調査及び応急対策車両の配車に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。 ・水源の被害調査に関すること。 ・津軽広域水道企業団等との連絡調整に関すること。
	給排水班	<ul style="list-style-type: none"> ・指定工事業者への連絡に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。
	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道総務班及び地域振興班との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における上水道に係る情報の収集及び広報に関すること。 ・企業部各班（管理班を除く。）の実施事項の応援に関すること。

2. 復旧体制

本部長（市長）は、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

3. 施設の被害調査

- (1) 大地震発生時には、水道施設の被害状況を把握するため、各施設の調査点検を早急を実施する。
- (2) 給水、配水幹線及び地盤の軟弱な地域の給水管を重点的に巡回調査するとともに、地域住民からの漏水、断水等の通報があった場合は、無線などを活用し、連絡を密にして迅速に被害場所の現地調査を行うなど、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。

4. 応急対策

- (1) 災害時の停電に際しては、自家発電等により制御機器を操作し、速やかに応急給水を行う。
- (2) 配水管路の被害に対しては、速やかに応急復旧を行い、断水時間の短縮を図る。
- (3) 各施設の被害状況に応じて、仕切弁の閉止、塩素漏洩防止対策等の必要な措置を講じて、水の確保及び二次災害の防止を図る。
- (4) 飲料水を確保するため、被害状況に応じて配水池を緊急遮断し貯水池とし、これに給水設備を設置して運搬給水に備える。
- (5) 各家庭の飲料水の確保については、報道機関の協力を得て広報するとともに、広報車等により現状に即した広報活動を実施する。

5. 復旧作業等

- (1) 上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を策定し、復旧作業の順序を定めて応急復旧活動を実施する。
- (2) 復旧作業は、導水管の復旧を最優先とし、次いで配水管の順序とする。
- (3) 配水管は、その重要度（特に指定避難所、学校、病院などの公共施設の有無）、被害の程度、復旧作業の能力などの諸条件を考慮して作業の順序を定める。

6. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら早期復旧活動が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（県土整備部長）へ応援を要請するとともに、必要に応じて災害時相互応援協定等に基づき、日本水道協会へ応援を要請する。

[IV. 下水道施設応急措置]

1. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 業 部	水道総務班	・下水道施設の総合対策に関すること。 ・下水道に係る資機材の調達に関すること。
	経営企画班	・下水道に係る情報の収集及び広報に関すること。
	下水道整備班	・所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関すること。
	八重田浄化センター班	・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。
	蜷貝ポンプ班	・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	上下水道班	・水道総務班及び地域振興班との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における下水道及び農業集落排水施設に係る情報の収集及び広報に関すること。 ・企業部各班（管理班を除く。）の実施事項の応援に関すること。

2. 復旧体制

本部長（市長）は、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

3. 施設の被害調査

災害時の下水道施設の被害状況を把握するため、地震あるいは地震に起因する河川のはん濫等の直後は、各施設及び管渠を巡回点検し、次の事項を重点的に調査するものとする。

- (1) 施設建物の被害状況
- (2) 管渠の接続及び沈下状況
- (3) マンホール、柵等の接続状況
- (4) 管渠の堆積土砂の状況
- (5) 地盤沈下の状況

4. 応急対策

- (1) 地震に起因する河川のはん濫等の水害時には、低地域の排水施設を巡回点検し、浸水防止を図るとともに、各下水路の堆積土砂、流木等の除去を行い、水路の有効断面の確保を図り、必要に応じて、樋門操作により浸水防止を図る。
- (2) 地震災害時には、施設及び管渠の被害状況に応じ、復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに技術者等の確保を行い、市内関係者との連絡を密にし、復旧作業の協力体制を確立する。

また、施設の被害状況について、広報車及び報道機関等を利用し、市民に広報すると

ともに、使用上の注意事項及び制限について広報し、施設復旧までの協力を呼びかける。

5. 復旧作業等

- (1) 下水道施設の被害状況に応じた復旧計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。
- (2) 下水道施設の被害により、汚水、雨水等の疎通に支障を生ずることのないよう、被害の状況に応じ、必要最小限の生活排水を流せる仮配管及びポンプアップ等の応急措置を講ずる。必要によっては、廃棄物・リサイクル班との連携のもとに仮設便所等の設置を行い環境衛生の確保を図る。
- (3) 下水道施設の復旧は、その被害の状況に応じ、次の事項を基本として、速やかに復旧方針を決定し、動員計画を立て、市内関係業者の資機材及び技術者等の応援を得て早期に復旧を図るものとする。
 - ア. 幹線の被害は、箇所及び程度に応じて応急復旧または本復旧するものとする。
 - イ. 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

6. 応援協力関係

本部長（市長）は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に支援要請を行う。

[V. 電気通信設備応急措置]

1. 実施担当 **NTT東日本(株)青森支店**

2. 体制の確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又はそのおそれがあるときは、NTT東日本(株)青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室または災害対策本部を設置する。

3. 情報収集及び連絡

- (1) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。
- (2) 電気通信設備の被害、通信障害の状況やその原因及び復旧状況は、速やかに市災害対策本部、関係機関及び報道機関等へ通報する。

4. 災害対策用機器及び車両の確保

災害発生時において、通信サービスを確保し、又は電気通信設備の被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる災害対策用機器及び車両等を配備する。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用交換装置
- (4) 非常用伝送装置
- (5) 非常用電源装置
- (6) 応急ケーブル
- (7) 災害対策指揮車
- (8) 雪上車及び特殊車両
- (9) その他応急復旧用諸装置

5. 要員及び災害対策用資機材等の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備の被害を防御し、または被害の拡大を防止するため、平時から出動要員及び次に掲げる災害対策用資機材等を確保する。

- (1) 災害対策用資機材、消耗品
- (2) 食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品

6. 電気通信設備及び災害対策用資機材等の整備・点検

平時から電気通信設備の防水、防風、防雪、防火及び耐震対策を実施するとともに、次に掲げる災害対策用資機材等の数量の把握及び必要な整備・点検を行う。

- (1) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両
- (2) 予備電源設備及び燃料、冷却水等
- (3) その他防災上必要な設備及び器具等

7. 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備が被害を受けた場合は、当該設備及び回線の復旧に関し、応急の措置を行う。

8. 通信疎通に対する応急措置

災害により、電気通信サービスが停止し、又は通信が著しくふくそうした場合は、臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。

9. 通信の優先利用

災害が発生した場合は、災害時優先電話の利用又は非常電報、緊急電報を優先して取扱う。

10. 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

11. 災害対策機器による通信の確保

12. 災害用伝言ダイヤルの運用

13. 特設公衆電話の設置

14. 広報

災害が発生した場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

[VI. 放送施設応急措置]

1. 実施担当

- (1) 日本放送協会青森放送局
- (2) 青森放送(株)
- (3) (株)青森テレビ
- (4) 青森朝日放送(株)
- (5) (株)エフエム青森
- (6) 青森ケーブルテレビ(株)

2. 実施内容

(1) 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平常時の運用が困難となったときは、原則として、次の措置により放送送出の確保に努める。

ア. 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により、一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ. 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ. 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能になったときは、他の臨時的放送所を開設し、放送の継続に努める。

(2) 受信対策

日本放送協会は、災害時における受信の維持・確保のため、次の対策を講じる。

ア. 受信設備の復旧

被災した受信設備の取り扱いについて告知放送するとともに、受信設備応急復旧班

第1章 災害応急対策計画

第32節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

を組織し、受信相談、被災受信設備の復旧を行う。

イ. 指定避難所等での放送受信の確保

指定避難所その他有効な場所での災害関連放送の受信を確保するため、受信機の貸与・設置などの対策を講じる。

(資料)

○ 応援協定締結状況

(資料・様式編／資料43)

第33節 石油燃料供給対策

地震・津波災害時において、石油類燃料供給不足に直面した場合でも、県民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を必要とする施設・緊急車両等に必要石油類燃料が供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

本部長（市長）は、災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの市民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等について、県石油商業協同組合各支部等と連携して行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	契約班	・災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
経済部	経済政策班	・燃料、雑貨等生活必需品の需給調整に関すること。 ・契約班の応援（燃料、雑貨等生活必需品の確保）に関すること。
市民病院部	病院総務班	・医療用薬品、資材の調達・斡旋の助言に関すること。
	浪岡病院総務班	・浪岡地域における医療用薬品、資材の調達・斡旋の助言に関すること。
企業部	水道総務班	・水道及び下水道に係る資機材及び燃料の調達に関すること。
	管理班	・資機材及び燃料の確保に関すること。

第2. 実施内容

- (1) 国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油類燃料の調達・供給体制の整備を図る。
- (2) 本部長（市長）は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業協同組合各支部等と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、知事（経済産業政策課）に応援を要請する。

第3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第34節 危険物施設等災害応急対策

地震・津波災害が発生した場合において、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性同位元素使用施設の被害（放射性物質の大量の放出による被害を除く。）の拡大を防止し、又は最小限にとどめるとともに、二次災害の発生を防止するため、次のとおり応急対策を講じる。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行う。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、本部長（市長）、消防長及び知事が行うものとする。
- (2) 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・災害の広報に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
環 境 部	環 境 保 全 班	・環境モニタリングの実施に関すること。 ・有害物質の性状検知及び発生源の調査に関すること。
保 健 部	保 健 班	・毒物・劇物販売業者に対する保安指導に関すること。 ・市民の健康被害に対する相談に関すること。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における市民への広報に関すること。
消 防 部	消 防 庶 務 班	・関係機関への連絡に関すること。 ・災害防御対策必要資機材の調達及び搬送に関すること。
	予 防 班	・危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 ・消防等の広報に関すること。 ・避難対策に関すること。
	警 防 班	・職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・医療機関等との連絡調整に関すること。 ・関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・消防水利の運用統制に関すること。 ・緊急消防援助隊に関すること。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	通 信 指 令 班	・通信の運用及び無線の統制に関すること。 ・消防隊の出動指令に関すること。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関すること。

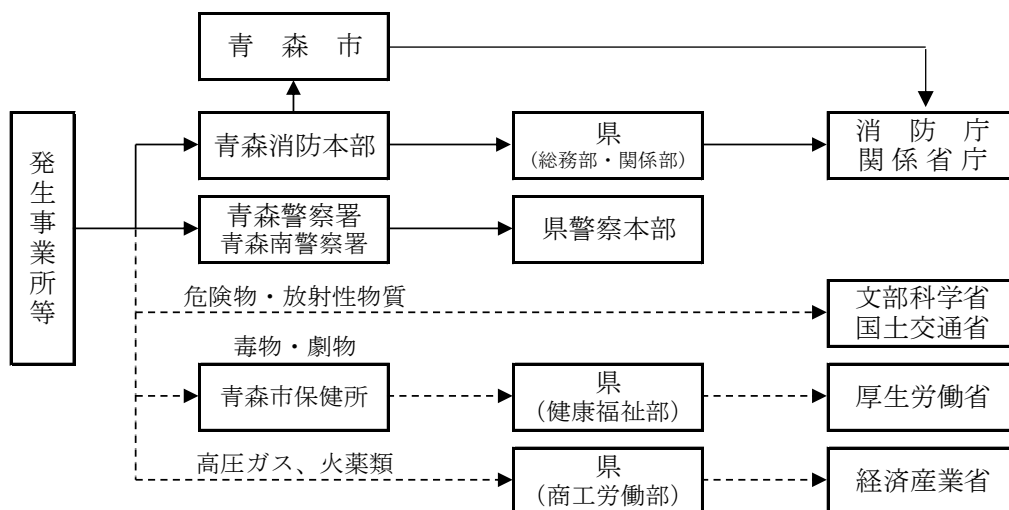
消 防 部	消 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 ・ 救助、救急活動に関すること。 ・ 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・ 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。
-------	-------	---

第2. 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合の情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対してでも報告する。(昭和59年10月15日付消防災第267号『火災・災害等即報要領』)

- (1) 死者（交通事故によるものを除く）または行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵し又は取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア 海上、河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - イ 500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等
- (5) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災



第3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第4. 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等**1. 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置**

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。
- (2) 青森消防本部、青森警察署または青森南警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するように警告する。
- (3) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
- (4) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

2. 本部長（市長）の措置

- (1) 知事へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命ずる。
また、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
- (3) 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。
- (4) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じて関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (5) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (6) さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

3. 青森警察署及び青森南警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講じる。

また、消防職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合は、その旨青森消防本部へ通報する。

第5. 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等**1. 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置**

(1) 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、または水（地）中に埋める等の安全措置を講じる。

(2) 知事、青森警察署及び青森南警察署、青森消防本部に対し、災害発生について、直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

2. 本部長（市長）の措置

上記第4の危険物施設の場合に準じた措置（ただし、前述（2）を除く。）を講じる。

3. 青森警察署及び青森南警察署の措置

上記第4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

第6. 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等**1. 火薬類施設または火薬類の所有者、占有者の措置**

(1) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講じる。

(2) 知事、青森警察署又は青森南警察署、青森消防本部に対し、災害発生について、直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

2. 本部長（市長）の措置

上記第4の危険物施設の場合に準じた措置（ただし、前述（2）を除く。）を講じる。

3. 青森警察署及び青森南警察署の措置

上記第4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

第7. 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等**1. 毒物・劇物業者の措置**

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、東津軽保健所、青森警察署又は青森南警察署、青森消防本部に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

2. 本部長（市長）の措置

- (1) 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。
- (2) 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

3. 青森警察署及び青森南警察署の措置

上記第4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

第8. 放射性同位元素使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等**1. 放射性同位元素使用施設の管理者の措置**

- (1) 災害の発生について、速やかに原子力規制委員会、青森警察署又は青森南警察署、青森消防本部に通報する。
- (2) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。
- (3) 被害拡大防止措置を講じる。
- (4) 放射線治療中の被災者から他の者が被爆しないよう、必要な措置を講じる。

2. 本部長（市長）の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定、被害拡大防止等の措置を講じる。

3. 青森警察署及び青森南警察署の措置

知事や青森消防本部と連携し、市民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講じる。

第35節 海上排出油等及び海上火災応急対策

地震・津波災害に起因して、沿岸海域において油等の漏えい、排出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、排出油等の防除、災害拡大防止のため、応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

排出油防除、災害拡大防止等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は、本部長（市長）が行う。

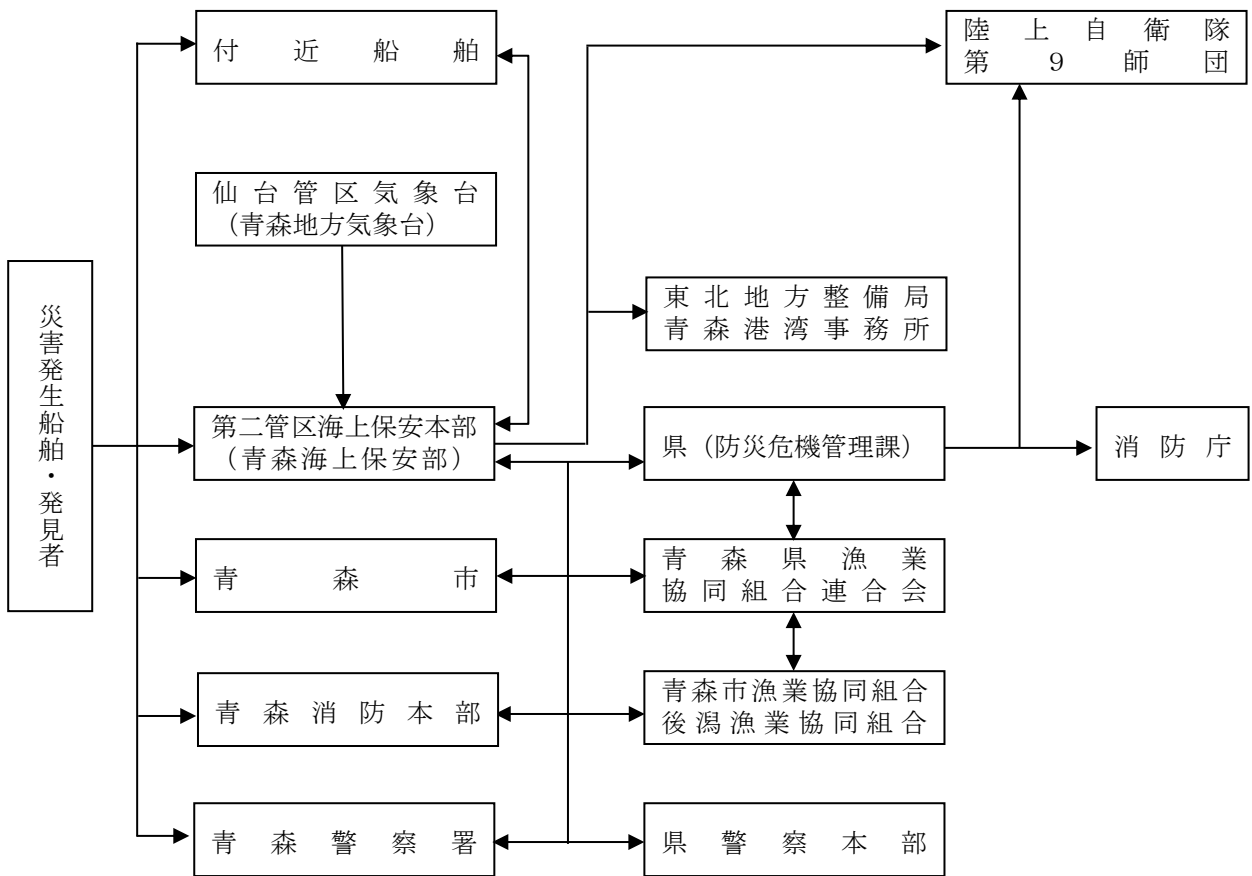
2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・災害の広報に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
環 境 部	環 境 保 全 班	・環境モニタリングの実施に関すること。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 課	・関係機関（港湾関係団体等）への連絡に関すること。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における市民への広報に関すること。
消 防 部	消 防 庶 務 班	・関係機関への連絡に関すること。 ・応援協定等に基づく応援要請に関すること。
	予 防 班	・危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 ・消防等の広報に関すること。 ・避難対策に関すること。
	警 防 班	・職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・消防水利の運用統制に関すること。 ・緊急消防援助隊に関すること。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	通 信 指 令 班	・通信の運用及び無線の統制に関すること。 ・消防隊の出動指令に関すること。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関すること。
	消 防 班	・危険物等拡散防止及び消防活動に関すること。 ・救助、救急活動に関すること。 ・被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。 ・災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。
各 部	各 班	・海上流出油等への応急対策に関すること。

第2. 情報の収集・伝達

沿岸海域において油等の漏えい、排出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災が発生するおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



第3. 活動体制の確立

県と協力して、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第4. 捜索活動

第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、県及び青森警察署は、関係機関と緊密に協力のうえ、船舶及び航空機等多様な手段を活用して捜索活動を実施する。

第5. 救助・救護活動

(1) 災害発生事業所の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 本部長（市長）措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(3) 防災関係機関の措置

ア. 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）は、被災者の救助・救急活動を行う。

イ. 県及び青森警察署は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

第6. 医療活動

医療活動については第1章第20節「医療、助産及び保健」により実施する。

第7. 油等の大量排出に対する応急対策活動

沿岸海域において、油等が大量に排出・漂着等した場合や海上火災があった場合の応急対策は次により実施する。

1 災害発生事業所（船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。）の措置

(1) 消防機関、第二管区海上保安本部（青森海上保安部）又は青森市等関係機関に災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意を喚起する。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

(2) 自衛消防隊、その他の要員により次の流出油等の防除活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業に応援協力を求める。

ア 大量油の排出があった場合

(ア) オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡がりを防止するための措置をとる。

(イ) 損傷箇所を修理するとともに、さらなる残油の排出を防止するための措置をとる。

(ウ) 損壊タンク内の残油を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。

(エ) 排出した油の回収作業を行う。

(オ) 排出した油の海岸漂着を防止できない場合は、油が漂着した海岸で回収作業を行う。

(カ) 油処理剤を散布し、排出油の処理を行う。

（なお、油処理剤の使用については、十分留意する。）

イ 危険物の流出があった場合

(ア) 損傷箇所の修理を行う。

(イ) 損壊タンク内の危険物を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。

(ウ) 薬剤等により、排出した危険物の処理を行う。

- (エ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- (オ) 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
- (カ) 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- (キ) 消火準備を行う。

ウ 海上火災が発生した場合

- (ア) 放水、消火剤の散布を行う。
 - (イ) 付近にある可燃物を除去する。
 - (ウ) 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
 - (エ) 火点の制御を実施する。
 - (オ) 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
 - (カ) 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- (3) 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）又は消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告するとともに、その指示に従い、積極的に消火活動及び排出油等防除活動に協力する。
- (4) 災害発生事業所のみによる油等の排出の防止、除去及び消火活動が困難な場合は、指定海上防災機関に業務を委託する。

2 本部長（市長）の措置

- (1) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命じる。
- (2) 回収油等の仮置き場所を確保するとともに、海上排出油及び沿岸漂着油等の防除活動を行う。また、地元海面の浮流油を巡視、警戒し、環境モニタリング等必要な措置を講じる。
- (3) 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。
- (4) 消防計画等により消防隊を出動させ、第二管区海上保安本部（青森海上保安部）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行う。
- (5) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

3 防災関係機関の措置

- (1) 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置
- ア 災害応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。
 - イ 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。
 - ウ 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講じる。

- エ 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
- オ 船体並びに排出油等の非常処分を行う。
- カ 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て排出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行う。なお、業務協定により、①埠頭又は岸壁に繫留された船舶及び上架又は入渠中の船舶、②河川湖沼における船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、①及び②以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して消火活動を行う。
- キ 航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置等を講じていない場合は、措置を講じるよう命じる。
- ク 油等が大量に流出した場合であって、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行うなど被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。
- ケ 緊急に防除のための措置を講じる必要がある場合において、原因者が防除措置を講じていないと認められるとき、又は防除措置を講じるいとまのないときは、指定海上防災機関に指示する。
- コ 大量の油等の流出や多数の者の避難を伴う船舶の火災等港湾の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。また、化学消火薬剤等必要資機材の確保が困難である場合は、県へその確保につき応援協力を求める。
- サ 大量の油等の排出事故が発生した場合、必要に応じ、関係行政機関の長等に対し、海上汚染を防止するため必要な措置を講じることを要請する。
- (2) 国土交通省東北地方整備局の措置
油排出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行う。
- (3) 仙台管区气象台（青森地方气象台）の措置
気象・海象に関する情報を提供する。
- (4) 青森警察署の措置
海上事故により油等が大量に排出した場合、関係機関と緊密に連携して地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施する。
- (5) 県の措置
ア 沿岸に漂着した海上排出油等に対処するため、関係機関と協力の上、油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じる。
イ 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力するとともに、その他陸上火災に準じて必要な措置をとる。
- (6) 港湾・漁港管理者の措置
港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講じるとともに、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部（青森海上保安部）若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、曳き船等により、積極的に災害応急活

動等に協力する。

(7) 青森県沿岸排出油等防除協議会の措置

青森県沿岸排出油等防除協議会会長又は地区部会長は、大量の油が排出され、沿岸に漂着するなどした場合には、必要に応じ総合調整本部を設置し、協議会会員に対し、情報の共有や既に行われた防除措置の状況の周知等に努めるとともに、迅速かつ的確な防除活動が実施できるよう調整する。

協議会会員は、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ防除活動を実施する。

第8. 緊急輸送のための緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第1章第22節「輸送対策」及び同章第31節「交通対策」により実施する。

第9. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第1章第6節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

第10. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第37節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第36節 広域応援

地震・津波災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村長等への応援要請及び連絡（給水等を除く。）に関すること。 ・知事への応援要請（給水等を除く。）に関すること。 ・その他行政機関への応援要請に関すること。
企業部	水道総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・日本水道協会等関係機関との連絡及び各班との連絡調整に関すること。 ・水道施設及び下水道施設の総合対策に関すること。 ・水道及び下水道に係る資機材及び燃料の調達に関すること。 ・給水車の借り上げに関すること。
消防部	消防庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援協定に基づく応援要請に関すること。
	警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊に関すること。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
各部	各班	<ul style="list-style-type: none"> ・個別応援協定に基づく応援要請に関すること。

第2. 応援の要請等

(1) 本部長（市長）は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

(ア) 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森縣市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援を県に要請する。協定の運用については、「青森縣市町村相互応援協定運用マニュアル」による。

(イ) 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づ

き、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。

(ウ) 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救護本部長（県土整備部長）へ応援を要請する。

(2) 本部長（市長）は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。

(3) 本部長（市長）は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努め、応援機関の活動拠点の整備、庁舎全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。また、応援職員の執務スペースの確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介可能なホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努め、実際に宿泊場所の確保が困難となった場合は、当該施設等の確保に配慮するものとする。

(4) 本部長（市長）は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

(5) 協定の締結状況

○ 応援協定締結状況 （資料43）

第3. 防災関係機関等との応援協力

本部長（市長）は、災害時において応急活動、復旧活動が円滑に行われるよう、平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

○ 応援協定締結状況 （資料43）

(資料)

○ 応援協定締結状況 （資料・様式編／資料43）

○ 国土交通省による災害における自治体等への応援・支援メニュー（資料・様式編／資料44）

第37節 自衛隊災害派遣要請

地震・津波災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること。 ・ 自衛隊との連絡調整に関すること。 ・ 派遣部隊の受け入れ体制の整備に関すること。 ・ 派遣部隊の撤収に関すること。

第2. 災害派遣の要件等

1. 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では、明らかに能力が不足すると判断され、かつ自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

2. 派遣活動

派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開、障害物の撤去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸付、譲与
- (11) 危険物の保安又は除去
- (12) その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

第3. 災害派遣の要請手続

1. 要請連絡先

本部長（市長）は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- (1) 災害全般 知事
- (2) 海上災害 第二管区海上保安部長
- (3) 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（青森駐屯地）の長等に通報する。

また、本部長（市長）は、知事への要求が出来ない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

【派遣要請先】

位 置	派遣要請先	
青森市	陸上自衛隊第9師団長	017-781-0161
むつ市	海上自衛隊大湊地区総監	0175-24-1111
三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
	海上自衛隊第2航空群司令	0178-28-3011

2. 本部長（市長）の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

(1) 本部長（市長）は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

(2) 本部長（市長）は、知事へ要求できない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、本部長（市長）は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(3) 派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- エ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ. その他参考となるべき事項

3. 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

第4. 派遣部隊の受入体制の整備

本部長（市長）は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定
 - ア. ヘリコプター離着陸場所
第22節「輸送対策」参照
 - イ. 車両駐車場所
駐屯地内又は派遣部隊の指揮官と協議のうえ選定した場所
- (6) その他必要な事項

第5. 派遣部隊の撤収

本部長（市長）は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

第6. 経費の負担

本部長（市長）が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

第 7. その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、本部長（市長）は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

（資料）

- 災害派遣に関する申し出について／自衛隊災害派遣要請 （資料・様式編／様式 3 6）
- 災害派遣に関する申し出について／自衛隊撤収要請 （資料・様式編／様式 3 7）

第38節 航空機運用

県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）及び無人航空機を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要な情報提供を行う。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、本部長（市長）及び消防長が行う。

県災害対策本部（対策班航空機運用調整チーム）は、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	危機管理班	・ 知事への防災ヘリコプターの運航要請に関すること。 ・ 臨時ヘリポートの使用に関すること。
消防部	警防班	・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。

第2. 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

1 ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

(1) 情報収集活動

ア 被害状況の把握と伝達

イ 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

(2) 捜索・救助・救出活動

(3) 搬送活動

ア 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）

イ 救援隊・医師等の人員搬送

ウ 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）

エ 応急復旧用資機材等の搬送

オ 孤立地域からの被災者の搬送

- (4) 広報活動
 - ア 避難指示等の広報（避難誘導を含む。）
 - イ 民心安定のための広報
- (5) その他の活動
 - ア 林野火災等の空中消火
 - イ その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

(1) 情報収集活動

被害状況の把握と伝達

(2) 搬送活動

- ア 救急患者の県外医療機関への搬送
- イ 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送

3 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

- (1) ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保
- (2) ヘリコプターの安全な活動のための情報提供
- (3) ヘリコプターの離着陸に係る調整支援（搭乗人員の確認、掌握、誘導）
- (4) ヘリポート運営支援（立入制限、散水、人員等の統制、給油等）
- (5) その他必要な活動（管理施設の提供等）

第3. 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

- (1) 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制を確保する。
- (2) 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- (3) 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。

※「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

第4. 県防災ヘリコプターの運航

1 運航要請の要件

(1) 公共性

災害等から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること

(3) 非代替性

県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

2 活動内容

(1) 災害応急対策活動

ア 被害状況の偵察、情報収集等

イ 救援物資、人員等の搬送

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達及び災害広報等

(2) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

イ 偵察、情報収集等

ウ 消防隊員、資機材等の搬送等

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助等

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助

ウ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

(4) 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送等

第5. 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

(1) 転院搬送

番号	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者の状況	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同伴者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整

7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
9	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
10	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
11	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(2) 救助事案

番号	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、経度緯度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者の情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	搬送先	孤立地域から転送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(3) 火災事案

番号	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、経度緯度）
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水（場所： ）
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	現場指揮者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者、連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

第 6. 受入態勢

本部長（市長）又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整えるものとする。

- （１）離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- （２）傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- （３）空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- （４）その他必要な事項

（資料）

- 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書 （資料・様式編／様式 38）

第2章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

1. 災害復旧体制の確立

(1) 本部長（市長）は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備し、県と十分打ち合わせ、協議のうえ、迅速、適切な災害復旧対応をする。

ア. 本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと

イ. 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること

ウ. 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと

エ. 査定を受けるための体制を確立しておくこと

(2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に対応できる体制を整備しておく。

(3) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾン、相互に連携し活動するものとする。

2. 大規模災害における対応

本部長（市長）は、工事の実施に高度な技術または機械力を要する場合の市道の災害復旧に関する工事について、必要に応じて国による権限代行制度に基づく支援を要請する。また、市道（指定区間外の国道、県道又は市道のうち県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、必要に応じて県による権限代行制度に基づく支援を要請する。

3. 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次のとおり計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

ア. 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。

イ. 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。

ウ. 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点

から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

エ. 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ. 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独災として実施する。

カ. 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、本部長（市長）は、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア. 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

（ア）河川災害復旧事業

（イ）海岸災害復旧事業

（ウ）砂防設備災害復旧事業

（エ）林地荒廃防止施設災害復旧事業

（オ）地すべり防止施設災害復旧事業

（カ）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

（キ）道路災害復旧事業

（ク）港湾災害復旧事業

（ケ）漁港災害復旧事業

（コ）水道災害復旧事業

（サ）下水道災害復旧事業

（シ）公園災害復旧事業

イ. 農林水産業施設災害復旧（県農林水産部）

ウ. 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ. 厚生施設等災害復旧（県健康医療福祉部）

オ. その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

4. 災害復旧資金の確保（県財政部、東北財務局）

本部長（市長）は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県または東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

ア. 災害復旧経費の資金需要額を把握する。

イ. 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。

ウ. 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。

エ. 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア. 必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連携のうえ、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ. 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ. 災害つなぎ資金の融通

県、市に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

5. 計画的な復興

本部長（市長）は、大地震等により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

(1) 復興計画の作成等

ア. 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。

イ. 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。

ウ. 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

ア. 復興は市民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。

イ. 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

ウ. 市民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、市民の合意形成を図る。

(資料)

○ 災害復旧対策融資関係

(資料・様式編/資料67)

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

1. 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部、市農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2. 中小企業向け復興資金の活用（県経済産業部、市経済部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

国、県及び市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。

1. 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局、市経済部）

災害による勤務先の会社、事務所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業あっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2. 租税等の徴収猶予、減免（市税務部、市福祉部）

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施する。

3. 郵便業務に係る災害特別事務取扱（日本郵便株式会社、市総務部）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講じる。

4. 生業資金の確保（県健康医療福祉部、市総務部、市福祉部、青森市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

第2章 災害復旧対策計画

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

申込先：青森市社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：市、県

申込先：青森市福祉事務所、東津軽保健所／中央福祉事務所

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：市

5. 生活再建の支援（国、県、市）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

6. 義援物資、義援金の受入れ（県健康医療福祉部、県出納局、市福祉部、市総務部）

(1) 義援物資の受入れ

県民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県が受け入れたものについては、県が配分委員会を組織し、協議の上、市を通じて被災者に配分する。また、市で受け入れた義援金は適切に保管し、市配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7. 住宅災害の復旧対策等（県土整備部、市都市整備部）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅

第2章 災害復旧対策計画

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

8. 生活必需品、復旧用資機材の確保（県各部局、市）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

9. 農業災害補償（県農林水産部、市農林水産部）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、かつ適正化を図る。

10. 漁業災害補償（県農林水産部、市農林水産部）

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁業共済について、県と連携し補償業務の迅速化、適正化を図る。

11. 罹災証明の交付体制の確立（市税務部、浪岡振興部、都市整備部、消防部）

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

12. 被災者台帳の作成（県関係部局、市）

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実

施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する青森市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

13. 被災者の住宅確保の支援（県土整備部）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14. 援助、助成措置の広報等（東北財務局、県総務部、市総務部）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第1節 総則**1. 推進計画の目的**

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号。以下「特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 推進地域

特別措置法第3条に基づき指定された青森県の推進地域は次表のとおりである。

【令和4年10月3日内閣府告示第99号】

青森市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡、西津軽郡、北津軽郡中泊町、上北郡、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域

3. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、青森市地域防災計画【総則・災害予防計画編】第1章第5節「青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

各施設等の整備については、次の施設ごとに掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものとする。

なお、施設等の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

(1) 建築物の耐震化の推進

住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いの建築物所有者等に対して耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修に努めるよう指導・助言する。

(2) 耐震化を進めるための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

また、住宅や多数の人が利用する建築物に対する耐震改修の助言等、耐震化促進のための制度の確実な運用を進める。

(3) 公共施設等の耐震化

市及び関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や指定避難所となりうる公共施設等の耐震化について数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

(4) 建築物の不燃化

地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化を促進する。

(5) 公共施設等の耐浪化

市及び関係事業者は、地震発生時に縦横な役割を担う行政関連施設、学校、要配慮者に関わる社会福祉施設や医療施設等の施設の耐浪化を推進する。

2. 土砂災害防止施設

別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定める。

3. 津波防護施設

別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定める。

4. 避難場所、避難経路

想定された津波到達時間や浸水域に基づいた指定緊急避難場所の計画的整備、耐震性・耐

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

浪性や浸水深を考慮した上で、建築物を指定緊急避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用等により、各地域における指定緊急避難場所を早急に確保する。

また、指定緊急避難場所、避難路の確保に当たっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害警戒区域等の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。

なお、積雪寒冷地であることを踏まえ、屋内空間を備えた避難場所を必要に応じて整備するとともに、積雪等に配慮した避難路の整備を行い、冬期においては、避難路の積雪や凍結によって避難が困難となることが予想されるため、避難路の除雪・防雪・凍結防止対策等を強化する。

5. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定める。

6. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港

別途、整備事業計画を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に定める。

7. 通信施設

市その他防災関係機関は第3節の2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を青森市地域防災計画【総則・災害予防計画編】第2章第2部第2節「防災業務施設・設備等の整備」の「第3. 通信施設・設備等」に準じて整備する。

8. 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

石油コンビナート等特別防災区域に係る市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 津波からの防護

津波による被害の想定を踏まえ、堤防や防波堤等の津波防護機能を有する施設の早急な整備・点検を行い、整備が不足している地域や、老朽化が進み耐震性・耐浪性の観点から補強・更新が必要な施設においては、津波防護機能を有する施設の新設や既存施設の耐震化、嵩上げ、更新、海岸防災林の整備等を計画的に実施する。

また、閉門作業の自動化や遠隔操作が可能な水門等の整備を進めるとともに、冬期の積雪等の影響下においても確実に作動する水門等の整備に努める。

堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

- (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画
- (3) 積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するよう配慮した対策
- (4) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法
- (5) 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検その他所要の被災防止措置
- (6) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時離着陸場等の整備の方針及び計画

2. 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

- (1) 市内部及び関係機関相互間の伝達体制
第1章第1節「市災害対策本部」及び第1章第2節「動員計画」に準じる。
- (2) 防災関係機関、地域住民等及び船舶に対する伝達体制
第1章第3節「津波警報等・地震情報等の収集及び伝達」に準じるものとし、光ネットワーク等を活用した映像等による災害情報の伝達・収集システムの構築、バイクの活用、ヘリコプター衛星通信等の実用化を検討し、可能なものから実施し、迅速かつ的確な津波警報等の提供に努める。
また、沿岸地域の孤立への対応のため、発災時における地域内の集落の把握に努め、津波により孤立する可能性がある集落等において、衛星携帯電話、市防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等被災時に外部との通信確保に向けた備えの強化を図るほか、これらの設備が停電により使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常用電源の確保に努める。
ア. 提供された津波警報等を居住者及び一時滞在者等、全員にもれなく伝達するため、情報提供伝達手段の多様化及び即時伝達等により、全国瞬時警報システム（J－ALERT）等の確実な伝達を図る。
イ. 生活の中での様々な場面で津波警報等が得られるように、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

FAX、ワンセグ等の多様な情報提供環境の整備を進める。

ウ．携帯電話、路側放送、道路情報板等により、走行中の車両や運航中の列車、船舶等へも津波警報等を迅速に提供する仕組みの導入を図る。

エ．外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも津波警報等が的確に伝わるように、多言語での音声放送や文字放送等の情報提供方法の充実を図る。

オ．対応マニュアルの整備、訓練の実施等により対応能力の向上を図る。

(3) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制

第1章第4節「情報収集及び被害等報告」に準じる。

3. 地域住民等の避難行動等

市は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、第1章第7節「避難」に準じて、次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難対象地域

最大クラスの津波により浸水が想定される区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定に基づき県が指定した津波災害警戒区域）

(2) 避難方法

青森市津波避難計画にある地区ごとの避難方法や避難場所、避難経路等を示した基本的な避難行動によるものとする。

(3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

冬期間における災害に備え、地域住民等が迅速かつ適切な避難行動をとることができるよう、適切な除排雪の実施に努めるものとする。

(4) 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

(5) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等

要配慮者等への避難支援として、災害発生時等は町会及び町内会、防災ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する災害広報に努めるほか、青森市地域防災計画【総則・災害予防計画編】第2章第4部第2節「要配慮者等安全確保対策」に準じる。

(6) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

外国人住民、訪日外国人を含む観光客等の避難誘導については、多様な手段を活用し、災害情報や避難情報を伝達するとともに、国際交流協会等の協力を得て、避難誘導等の避難対策を実施するものとする。

また、日頃から、国際交流協会等と協力し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、外国人に対し津波対策の周知に努めるものとする。

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

4. 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に、第1章第7節「避難」に準じて取り組む。

5. 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、周知を行う。

6. 消防機関等の活動

(1) 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア. 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ. 津波からの避難誘導
- ウ. 土のう等による応急浸水対策
- エ. 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- オ. 津波到達予想時間等を考慮した退避ルートの確立

(2) 上記(1)に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

(3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。

- ア. 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ. 水門及び防潮扉等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ. 津波に備え、水防資機材の点検、整備、配備

7. 水道、電気、ガス、通信、放送関係

各防災関係機関は、積雪寒冷地であることに配慮した津波からの防護及び円滑な避難の確保のために実施すべき事項について、その対策を明示する。

(1) 水道

水道事業者、水道用水供給事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定める。

(2) 電気

ア. 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

イ. 東北電力ネットワーク株式会社（青森電力センター）は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の迅速確実な伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。

(ア) 二次災害の予防措置

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

a 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により被害の拡大防止を図る。

b 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(イ) 広報

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報を実施する。

また、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、SNS、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

a 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

b 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

i 無断昇柱、無断工事をしないこと

ii 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク株式会社青森電力センターに通報すること

iii 断線垂下している電線に絶対触らないこと

iv 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北電力ネットワーク株式会社青森電力センターに連絡すること

(3) ガス

青森ガス株式会社、八戸ガス株式会社及び一般社団法人青森県エルピーガス協会は、第1章第32節の第2のIIに準じるほか、特に次の措置を講じる。

ア. ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

イ. 災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 通信

指定公共機関である東日本電信電話株式会社（青森支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びNTTドコモ東北は、第1章第32節の第2のVに準じるほか、特に次の措置を講じる。

ア. 津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保（非常用電源を含む。）に万全を期する。

イ. 地震発生後に通信が輻輳した場合の対策等の措置を講じる。

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

(5) 放送

日本放送協会（青森放送局）、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森は、第1章第32節の第2のVIに準じるほか、特に次の措置を講じる。

- ア. 放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、大きな揺れを感じたときは、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対して、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- イ. 県、市その他の防災関係機関と協力し、観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。
- ウ. 発災後も円滑な放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定めておく。

8. 交通

(1) 道路

ア. 交通規制

県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

イ. 除雪

積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、除雪体制を優先的に確保する。

(2) 海上

ア. 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講じる。

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を講じる。

イ. 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、安全確保対策をとるものとする。

(3) 鉄道

東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運航の停止等の運行上の措置を講じる。

(4) 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

また、計画の作成に当たっては、避難路の凍結等によって避難が困難になることを踏まえ、冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮する。

9. 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア. 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

(イ) 入場者等の避難のための措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災情報ネットワーク、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ. 個別事項

(ア) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のために必要な措置

(イ) 学校、高等技術専門学校、研修所等にあつては、当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置

(ウ) 保護を必要とする生徒等がいる学校等にあつては、これらの者に対する保護の措置

(エ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のために必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア. 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。

(4) 工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

10. 迅速な救助

- (1) 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、第1章第11節「消防」に準じる。
- (2) 市は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。
- (3) 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- (4) 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1. 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ア. 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- イ. 市は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア. 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- イ. 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2. 他機関に対する応援要請

(1) 市が災害応急対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、青森市地域防災計画【資料・様式編】第1章【資料43】とおりである。

(2) 市長は、必要があると認めるときは、上記(1)に掲げる応援協定に従い応援を要請する。

(3) 市長は、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣の要請を求める。

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考となるべき事項

なお、派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 被害状況の把握
- (イ) 避難の援助
- (ウ) 遭難者等の捜索救助
- (エ) 水防活動
- (オ) 消防活動
- (カ) 道路又は水路の啓開、障害物の除去
- (キ) 応急医療、救護及び防疫
- (ク) 人員及び物資の緊急輸送
- (ケ) 給食及び給水

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

- (コ) 入浴施設
 - (サ) 救援物資の無償貸付、譲与
 - (シ) 危険物の保安又は除去
 - (シス) その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置
- (4) 市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、県を通じた消防庁、代表消防機関及び警察庁等との連絡体制を整備するとともに、活動拠点を確保するなど受入体制の確保に努める。

第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

- (1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「北海道・三陸沖後発地震注意情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制については、第1章第3節「津波警報等・地震情報等の収集及び伝達」に定めるところに準じる。
- (2) 市は、防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。なお、地域住民等に対する北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- (3) 市は、状況の変化等に応じて、北海道・三陸沖後発地震注意情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。また、外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。
- (4) 市災害対策本部等の設置運営方法等については、第1章第1節「青森市災害対策本部」及び同第2節「動員計画」に定めるところに準じる。

2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、第1章第6節「災害広報・情報提供」に準じて周知する。

3. 災害応急対策をとるべき期間等

市は北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4. 市のとるべき措置

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日ごろからの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日ごろからの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

<後発地震に対して注意する措置>

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日ごろからの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え

- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速に避難するための備え
- (4) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6節 防災訓練に関する事項

防災訓練については、青森市地域防災計画【総則・災害予防計画編】第2章第1部第2節「防災訓練」に準じるほか次の事項に配慮したものとする。

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

<防災訓練にあたって留意すべき事項>

- (1) 積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、市、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう配慮する。
- (2) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に十分配慮するよう努める。
- (3) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。
- (4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1. 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

(1) 地震・津波に関する一般的な知識

以下のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。

ア. 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと

イ. 津波は必ず引き波で始まるものではないこと

ウ. 津波の第1波が必ずしも最大のものではないこと

エ. 大きな津波は長時間継続すること

オ. 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する可能性があること

カ. 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

(1) 地震・津波に関する一般的な知識

以下のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。

ア. 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと

イ. 津波は必ず引き波で始まるものではないこと

ウ. 津波の第1波が必ずしも最大のものではないこと

エ. 大きな津波は長時間継続すること

オ. 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する可能性があること

カ. 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

青森市地域防災計画

【地震・津波対策編】

(平成 19 年 3 月 28 日作成)

(令和 8 年 3 月修正)

発行 青森市防災会議
事務局 青森市総務部危機管理課
〒030-8555
青森県青森市中央一丁目 22-5
電話 017-734-5059
FAX 017-734-5061
E-mail kikikanri@city.aomori.aomori.jp